

学生教育研究災害傷害保険・ 学研災付帯賠償責任保険の解説

～事務ご担当者マニュアル～

2023年4月改訂



公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

総 目 次

Ⅰ	本保険制度共通事項	1
	1. 創設の経緯および沿革	3
	2. 学研災および付帯賠償におけるインターンシップの取り扱いについて	7
	3. 学研災等における新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ	8
	4. 「全員加入」と「任意加入」	10
	5. 保険期間	11
	6. 「学研災」と「付帯賠償（A・B・C・Lコース）」との違い	12
	7. 震災等による被害に対する学研災および付帯賠償の補償について	16
	8. 保険の事務等の流れ	16
	9. 引受保険会社について	17
	10. 個人情報の取扱いについて	17
	11. 補償内容比較表（学研災・付帯賠償・付帯学総・付帯海学・留補償） 参考	19
	12. 賠償責任保険の比較表（学研災付帯保険・留補償 個人賠償責任保険および 留学生賠償責任保険について） 参考	21
Ⅱ	各保険の概要	23
I.	学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）の概要	25
	1. 本保険の趣旨	25
	2. 被保険者の資格	25
	3. 対象となる活動範囲	25
	4. 保険金が支払われない主な場合	29
	5. 支払保険金の種類と金額	31
	6. 保険料	33
	7. 通知義務	33
	8. 学生教育研究災害傷害保険の改定について 参考	34
	9. 引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて	34
II.	学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）の概要	35
	1. 保険の内容	35
	2. 被保険者の資格	35
	3. 対象となる活動範囲	36
	4. 補償の対象となる場合	40
	5. 補償の対象とならない主な場合	41
	6. 保険金（支払限度額）・保険料・保険期間	43
	7. 付帯賠償Lコースの改定について（2022年4月1日付） 参考	43
	8. 引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて	43

Ⅲ	学校の事務処理	45
	I. 加入に関する手続	47
	1. 加入手続の流れ	47
	2. 賛助会員校としての登録手続（取扱保険等の登録）	48
	3. 学校行事等に対する学内での事前手続	49
	4. 帳票類の申込み	50
	5. 学生の加入募集・受付に関する手続	50
	6. 加入証明書の発行	53
	II. 契約内容変更に関する手続	54
	1. 契約内容変更事由	54
	2. 契約内容変更手続の流れ	54
	III. 保険金請求に関する手続	63
	1. 学研災〈事故処理の流れ〉	63
	2. 付帯賠償〈事故処理の流れ〉	82
Ⅳ	質疑応答集	93
	1. 本制度創設の趣旨等	105
	2. 加入および加入手続	106
	3. 契約内容変更	110
	4. 保険金請求	111
Ⅴ	帳票類	143
	学研災・付帯賠償 帳票類一覧	145
Ⅵ	約款等	155
	I. 学生教育研究災害傷害保険	157
	1. 学生教育研究災害傷害保険普通保険約款	157
	2. 通学中等傷害危険担保特約	168
	3. 接触感染予防保険金支払特約	168
	4. 共同保険に関する特約	169
	5. 学生教育研究災害傷害保険特約書	170
	II. 学研災付帯賠償責任保険	173
	1. 賠償責任保険普通保険約款	173
	2. 施設所有（管理）者特別約款	178
	3. 生産物特別約款	180
	4. 受託者特別約款	182
	5. その他の特約条項	183
	6. 学研災付帯賠償責任保険特約条項	185
	7. 法科大学院生教育研究賠償責任保険特約条項	189
Ⅶ	学研災管理システム操作マニュアル	195
Ⅷ	連絡先等一覧	287
	1. 加入・異動・学研災管理支払いについて	289
	2. 約款、これから実施する活動の補償可否について	289
	3. 事故報告、保険金支払の進捗状況、既に起きた事故の補償可否について	289

I 本保険制度共通事項



1. 創設の経緯および沿革

学生教育研究災害傷害保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対し必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実に資するための互助共済的な制度として昭和51年度に全国の大学の要請と協力の下、文部省（当時。以下同様）の指導により創設されました。

創設の経緯は次のとおりです

- 昭和40年代に大学進学者が増加し、実験実習、体育等の教育研究中における大学生の災害事故が増した。
- このような流れの中で、昭和45年10月、日本学術会議から、「大学院生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告が内閣総理大臣あてになされ、また、昭和49年6月に国立大学協会から文部大臣あてに「正課中における学生の災害事故対策について」の要望書が提出された。このような状況において、文部省は「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」を設置し、アンケート調査等を実施して、昭和50年8月15日に具体的な対策案を最終報告として取りまとめた。
- この結果を受け、教育研究活動中の事故について、(財)学術援護会（当時）が保険契約者となり、賛助会員大学に在籍する学生を被保険者として、複数の国内損害保険会社と保険契約を結ぶ方式により、昭和51年1月に大蔵省（当時）から本保険約款が認可され、昭和51年4月から本制度を開始した。

次の特徴があります

- 学校による事務のご協力を前提として大多数の学校が賛助会員となることで、低廉な保険料で充実した補償を学生に対して提供していること。
- 修学環境の変化等に合わせて補償範囲の拡大と内容の充実が図られていること。

本協会は、賛助会員校と連携して本制度を運営していくことで、学校が学生に対して確保すべき安全管理上の責務の一端を果たしているものと自負しております。

現在では、全国の大学・短期大学・高等専門学校約92%が賛助会員となり、全国の全大学生・短期大学生・高等専門学校生約332万人^(*)の約84%に当たる約279万人の学生が加入しています。

(*) 令和3年度学校基本調査（確定値）を基に本協会が集計

沿 革

年度	学研災／付帯賠償等の主な改定内容	保険契約者に関する変更事項
昭和 51 年 (1976 年)	・ 学生教育研究災害傷害保険の創設	・ 保険契約者：財団法人学徒援護会
昭和 53 年 (1978 年)	・ 保険金額増額等の改定	
昭和 55 年 (1980 年)	・ 学校施設内における課外活動中の傷害を補償範囲に追加	
昭和 58 年 (1983 年)	・ 学校施設内休憩中、学校施設外における課外活動中の傷害を補償範囲に追加	
平成元年 (1989 年)		・ 財団法人学徒援護会から財団法人内外学生センターへ名称変更
平成 3 年 (1991 年)	・ 文科系、理工・体育系の保険料の不均衡是正他による保険料の改定	
平成 5 年 (1993 年)	・ Aタイプ（死亡保険金最高 2,000 万円）の新設	
平成 8 年 (1996 年)	・ 通学中等傷害危険担保特約の新設	
平成 10 年 (1998 年)	・ インターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動賠償責任保険の新設	
平成 11 年 (1999 年)	・ インターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動賠償責任保険をインターンシップ・介護体験活動・教育実習等賠償責任保険に名称変更し、教育実習を補償範囲に追加	
平成 12 年 (2000 年)	・ 学生教育研究賠償責任保険の新設 ・ インターンシップ・介護体験活動・教育実習等賠償責任保険をインターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険に改称	
平成 14 年 (2002 年)	・ 医学生教育研究賠償責任保険の新設 ・ 通学中等傷害危険担保特約の適用日数の改定	
平成 16 年 (2004 年)		・ 財団法人内外学生センターから財団法人日本国際教育支援協会へ事業移管
平成 17 年 (2005 年)	・ 法科大学院生教育研究賠償責任保険の新設	
平成 18 年 (2006 年)	・ 学研災付帯学生生活総合保険の新設、学研災付帯賠償責任保険の 10 月保険始期の取扱開始	
平成 20 年 (2008 年)	・ 学研災付帯賠償責任保険（法科大学院生教育研究賠償責任保険を除く）における以下の改定 ・ 保険料の引き下げ ・ 海外での事故を補償対象に追加	
平成 21 年 (2009 年)	・ 法科大学院生教育研究賠償責任保険における以下の改定 ・ 保険料の引き下げ ・ 海外での事故を補償対象に追加	
平成 23 年 (2011 年)	・ 学生教育研究災害傷害保険（普通保険）の理工・体育系保険料を引き下げ文科系保険料に統一、医療保険金額および適用日数の改定 ・ 通学中等傷害危険担保特約の保険料引き上げ、医療保険金額および適用日数の改定 ・ 接触感染予防保険金支払特約の新設	・ 共済課から保険・補償課へ担当課名変更 ・ 財団法人日本国際教育支援協会の法人格が公益財団法人へ変更
平成 24 年 (2012 年)	・ 学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険における 9 月保険始期の取扱開始	
平成 26 年 (2014 年)	・ 損害保険料率算出機構の傷害保険における標準約款および参考純率改定に伴う、学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯学生生活総合保険約款の改定	

年度	学研災／付帯賠償等の主な改定内容	保険契約者に関する変更事項
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> 学研災付帯海外留学保険の新設 法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料引き下げ 	
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> 学研災付帯海外留学保険の保険料割引率の拡大 	
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険の新設 学研災付帯学生生活総合保険の保険約款を「こども総合保険」から「総合生活保険」に変更 学研災付帯海外留学保険の保険料割引率の拡大 	
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> 学生教育研究災害傷害保険（普通保険）の学校施設内事故における医療保険金適用日数の改定 学研災付帯海外留学保険の保険料割引率の拡大 	
平成 31 年・ 令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険および学研災付帯学生生活総合保険約款の改定（2019 年 10 月 1 日始期以降） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業部保険・補償課から学生支援部学生保険課へ、担当部課名変更
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険および学研災付帯学生生活総合保険約款の改定 学研災付帯海外留学保険の航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約および航空機遅延費用等担保特約の改定 高等専門学校学研災加入 	
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> 法科大学院生教育賠償責任保険の対象者に学部法曹コースを追加 学生教育研究災害傷害保険のみなし通院の約款の改定 	
令和 4 年 (2022 年)	<ul style="list-style-type: none"> 学生教育研究災害傷害保険のみなし通院の約款の改定 学研災付帯海外留学保険の長期契約（31 日超）の約款の改定 	

本書において使用する主な略称の意味は以下のとおりです。

五十音	略称	意味
あ行	い がくばい 医学賠	医学生教育研究賠償責任保険。付帯賠償Cコースのこと。
	いんたーん ばい インターン賠	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険。付帯賠償Bコースのこと。
	いんばうん ど 付帯学総	外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険。
か行	が っ けん さい 学研災	学生教育研究災害傷害保険。通学特約および接触感染特約を含めた広義の意味で使用する場合と同保険のうち本体（普通保険）部分のみの狭義の意味で使用する場合がある。
	が っ けん ばい 学研賠	学生教育研究賠償責任保険。付帯賠償Aコースのこと。
さ行	せ っ し ゃ く かん せ ん と く や く 接 触 感 染 特 約	接触感染予防保険金支払特約。学研災の特約のひとつ。
た行	つ う が く と く や く 通学特約	通学中等傷害危険担保特約。学研災の特約のひとつ。
は行	ふ たい かい が く 付帯海学	学研災付帯海外留学保険。
	ふ たい が く そ う 付帯学総	学研災付帯学生生活総合保険。
	ふ たい ばい せ き 付帯賠償	学研災付帯賠償責任保険。同保険のA、B、C、Lコースの総称。
	ほう か ばい 法科賠	法科大学院生教育研究賠償責任保険。付帯賠償Lコースのこと。
ら行	り ゅ う ほ し ゃ う 留 補 償	留学生住宅総合補償。学研災とは別に本協会が運営する制度。

2. 学研災および付帯賠償におけるインターンシップの取り扱いについて

2022年6月13日付けで文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」が改正されました。本改正の中で、学生の参加するインターンシップの定義が4つに類型化され、「インターンシップ」の呼称について要件が新たに定義されました。

学研災および付帯賠償における取り扱いは下記の通りとなります。

(1) 「インターンシップの推進に当たっての基本的な考え方」改正(文科省、厚労省、経産省)

インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組を4つに類型化

「インターンシップ」とは称さない 就業体験を必須とせず、「個社・業界の情報提供等」や「教育」が目的		「インターンシップ」と称して実施 就業体験が必須「自身の能力の見極め」や「評価材料の取得」が目的	
タイプ1 オープン・カンパニー	タイプ2 キャリア教育	タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ	タイプ4 高度専門型インターンシップ（試行）

(2) 学研災および付帯賠償での補償

学研災での「インターンシップ」は従来より「就業体験」で変更なし。

- ・学研災：上記タイプ1～4全て対象。
- ・付帯賠償：A、C、Lコースは上記タイプ1～4全て対象。Bコースはタイプ1、2については、就業体験のあるものが対象。

※学研災・付帯賠償ともに学校が正課・学校行事・課外活動として扱う場合に限りです。

3. 学研災等における新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

各制度の略称

- ・ 学生教育研究災害傷害保険 : 学研災
- ・ 通学中等傷害危険担保特約 : 通学特約
- ・ 接触感染予防保険金支払特約 : 接触感染特約
- ・ 学研災付帯賠償責任保険 : 付帯賠償
- ・ 学研災付帯学生生活総合保険 : 付帯学総
- ・ 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険 : インバウンド付帯学総
- ・ 学研災付帯海外留学保険 : 付帯海学

(1) 補償可否について

制度		補償範囲
学研災	普通保険	疾病は対象外。
	通学特約	疾病は対象外。
	接触感染特約	接触による感染（臨床実習中に感染者の唾等で飛沫感染）の場合に対象。 （※）空気感染は対象外。
付帯賠償		法律上の損害賠償責任が証明できる場合に対象。
付帯学総		治療費用、救護者費用、感染予防費用が対象。
インバウンド付帯学総		治療費用、救護者費用が対象。
付帯海学		治療費用、通院交通費、救護費用が対象。

(2) 学研災付帯学生生活総合保険における新型コロナウイルス感染症のお支払い事例について

下記支払い事例は一般的にコロナ罹患時にかかると思われる費用（概算）を基に、付帯学総でお支払いできる費目を記載した表です。あくまでも目安であることをご容赦いただき、事故が起きた場合は各学校の代理店までご連絡ください。

例：PCR 検査を受けた結果陽性と判明し、12 日入院したケース

	金額	公費からの補助後の自己負担額	付帯学総からの支払金額
① 入院前に発生した受診費用	7,000 円	2,100 円	2,100 円
② PCR 検査費用	30,000 円	0 円	0 円
③ 薬代	4,000 円	0 円	0 円
④ 入院費*1	180,000 円	0 円	0 円
⑤ ご家族の交通費*2	1,500 円	1,500 円	1,500 円
⑥ 日用品代	2,000 円	2,000 円	0 円
合計	224,500 円	5,600 円	3,600 円

* 1 自治体によって、高額所得者に関しては入院費の一部負担を課される可能性があり、健康保険組合等からの給付等を控除した最終的な自己負担が発生した場合には付帯学総の支払い対象となります。

* 2 入院3日以上となった場合に、救護者費用として1入院あたり2往復分のご家族の交通費をお支払いいたします。（2名が別々に往復した場合は合計2往復とみなします）

(3) オンライン授業について **学研災** **付帯賠償**

(※) 文部科学省から2020年5月1日に発信されている『遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について』に基づいた対応です。

・正課または学校行事中

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応のため実施される遠隔授業（面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や授業中に課すものに該当する課題等）のうち、学校が正課中または学校行事中として認めるものは補償の対象です。

なお、正課中または学校行事中であることの証明として、ログ記録を残したり配信時間を指定する等の対応は不要です。

遠隔授業を正課中と認める際の留意点

- ・授業担当教員の各授業の指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- ・授業担当教員がオンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
- ・学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- ・学校として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

・課外活動（クラブ活動）中

学校の規則にのっとった所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下であることが確認できるリアルタイムでの活動は補償の対象です。

(※) ここでのリアルタイムとは、「オンライン接続に映像および音声と同時に接続で双方向性があるもの」をいいます。（映像がないグループ通話などは対象外）

・オンデマンド授業について

オンデマンド授業（定められた期間内であれば自分の好きな時間に、自宅や学校のパソコンから授業を受けることができる）についても上記枠内の条件を満たしていれば補償の対象です。

・留学生（インバウンド・アウトバウンド）の授業について

国内外からオンライン授業で受講している学生が事故を起こした場合でも、国内で補償される事故と同様に補償の対象です。（P.111 問 45）

今後の感染の状況や関係省庁の対応など流動的な要素も含まれます。
最新情報については学研災 NAVI をご覧ください～イ



4. 「全員加入」と「任意加入」

学校は、学生の加入を取りまとめる方法として「全員加入」または「任意加入」を選択できます。ただし、法科賠を採用する場合は、学研災および法科賠ともに「全員加入」のみの取扱いとなります。

(1) 「全員加入」とは

学校の学部、短期大学および高等専門学校の学科、大学院の研究科の1学年以上の単位で、「学生全員を加入させる」ことを学校の機関で決議し、本制度の各保険に加入させる方法です。手続きの詳細についてはP.48をご参照ください。

- ・ 保険加入日として決議した日が学生全員の保険適用開始日として認められます。ただし、決議日時より遡ることはできません。また、保険加入日をP.11の所定の保険始期（4月1日、9月1日、10月1日）より前に設定した場合は、P.11の所定の保険始期から保険が適用されます。
- ・ 「毎年全員を加入させる」旨を決議した場合、例えば4月入学生について、次年度から自動的に4月1日を保険適用開始日として取り扱います。繰り返し決議を行う必要はありません。
- ・ 加入者名簿を本協会に提出する必要はありません。
- ・ 学校の事情により学生から保険料相当額を何らかの形で徴収する場合、その時期や方法は自由に設定できます。
- ・ 休学者も加入者数に計上します。休学中も補償対象です。

(2) 「任意加入」とは

学校が学生から個別に申込みを受け付け、取りまとめの上、学生を加入させる方法です。

- ・ 学校での機関決議等の必要はありません。
- ・ 学校が学生から申込みを受け付け、所定の保険料を受領した翌日の午前0時から保険が適用されます。ただし、P.11の所定の保険始期（4月1日、9月1日、10月1日）より前に保険料を受領した場合は、P.11の所定の保険始期から保険が適用されます。
- ・ 年度途中で申し込む場合でも保険料は年単位となります。
- ・ 前項に記載されている「全員加入」の要件に該当しないものは、全て「任意加入」の取扱いとなります。なお、学研災を「任意加入」とし、この加入者“全員”に付帯賠償への加入を義務づける場合は、付帯賠償の「全員加入」としては取り扱われませんのでご注意ください。

加入形態	全 員 加 入	任 意 加 入
内容	大学の学部、短期大学および高等専門学校の学科、大学院の研究科の1学年以上の単位で所属する学生全員を加入させる	学校が個々の学生の申込みを受け、取りまとめの上、加入させる
学校機関での決議等	必要	不要
保険始期	保険加入日として決議した日が学生全員の保険始期となる	学校が申込みを受け、保険料を受領した翌日の午前0時
加入者名簿	不要	必要

本制度の趣旨および事務手続の簡素化の観点から、本協会では「全員加入」を採用することをお勧めします。

5. 保険期間

本制度の保険期間は、以下のいずれかとなります。

保険期間開始種別は、加入者の入学期と一致させてください。4月入学の学生が9月または10月開始の保険に、10月入学の学生が4月または9月開始の保険に加入することはできません。また、付帯賠償は学研災と異なる保険期間開始種別を選択することはできません。

学研災

	保 険 始 期	保 険 終 期 ^(*1)
4月入学生	4月1日午前0時から	(所定の卒業年次の) 3月31日午後12時まで
9月入学生	9月1日午前0時から	(所定の卒業年次の) 8月31日午後12時まで
10月入学生	10月1日午前0時から	(所定の卒業年次の) 9月30日午後12時まで

(*1) 原則として卒業までの期間を一括して申し込むものとします。

付帯賠償

	保 険 始 期	保 険 終 期 ^(*2)
4月入学生	4月1日午前0時から	1年間加入の場合 翌年3月31日午後12時まで 2年間以上加入の場合 その期間の終了する年度の3月31日 午後12時まで
9月入学生	9月1日午前0時から	1年間加入の場合 翌年8月31日午後12時まで 2年間以上加入の場合 その期間の終了する年度の8月31日 午後12時まで
10月入学生	10月1日午前0時から	1年間加入の場合 翌年9月30日午後12時まで 2年間以上加入の場合 その期間の終了する年度の9月30日 午後12時まで

(*2) Lコース(法科賠)においては、原則として修了までの期間を一括して申し込むものとします。

ただし、次の場合は保険の適用開始が次のようになります。

全員加入の場合 ：学校の機関において決議した保険加入日が保険始期以降であるとき	決議された保険加入日の午前0時から保険適用開始 ^(*3)
任意加入の場合 ：学生が在籍する学校へ所定の保険料を支払った日が保険始期以降であるとき ^(*4)	学生が保険料を支払った日の翌日の午前0時から保険適用開始

(*3) 保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

(*4) 原則として入学手続と同時に申込みを行うものとします。

6. 「学研災」と「付帯賠償（A・B・C・Lコース）」との違い

(1) 保険の種類

学研災は傷害保険、付帯賠償は賠償責任保険です。保険の種類としての違いは次のとおりです。

	種類	補償対象
学研災	傷害保険	学生（被保険者）本人のけがに対する補償
付帯賠償	賠償責任保険	学生（被保険者）が他人にけがを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償

補償対象の具体例

学研災および付帯賠償 A コースに加入している学生が、「化学の実験中に教員の指示を聞かずに薬品を混ぜたため爆発事故を起こしてしまい、本人と隣にいた友人が共に火傷を負ったほか、教室の机を破損した」場合、この事故例に対する補償は、以下のとおりとなります。

学研災	学生本人の火傷の治療に対する補償
付帯賠償	友人に火傷を負わせたことや教室の机を壊したことで、本人が負担する法律上の損害賠償責任に対する補償

ただし、その事故が起きた活動内容、加入している保険のコース等の条件によって補償対象となるか否かが異なります。詳細は各保険の概要ページをご参照ください。

(2) 活動の種別・場所による適用の違い

	学校施設内外問わず	学校施設内		学校施設外		通学中・施設間移動中
		正課中・学校行事中	課外活動 ^(※2) 中	左記以外	課外活動 ^(※2) 中	
学研災	○	○	○	学校の認めた学内学生団体の管理下で行う活動であれば対象	×	通学特約に加入の場合は対象
付帯賠償	○	インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動であれば対象	×	インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動であれば対象	×	○ ^(※3)
	○ (Bコースは対象外)	×	×	×	×	○ (Bコースは対象外)

(※1) 法令に基づくもの。詳細は P.38 をご参照ください。

(※2) 学研災と付帯賠償では課外活動の意味が異なります。詳細は P.26 (学研災)、P.36 (付帯賠償) をご参照ください。

(※3) 学研災通学特約に加入してなくても対象になります。

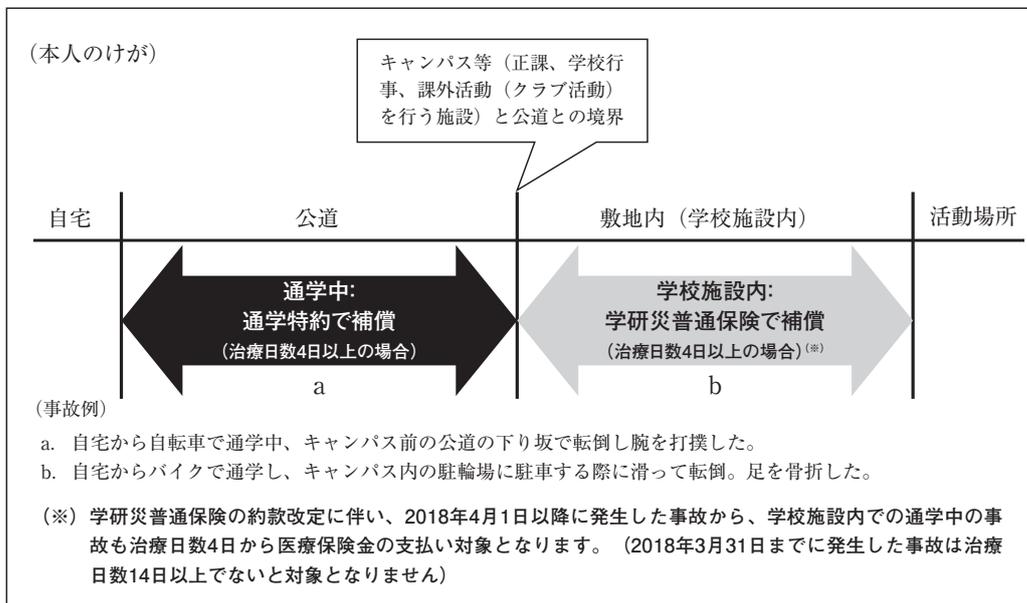
(※) 学研災、付帯賠償、付帯学総、インバウンド付帯学総、付帯海学および留補償の補償対象となる活動範囲等の違いについては P.19 をご参照ください。

(3) 国内・海外での補償

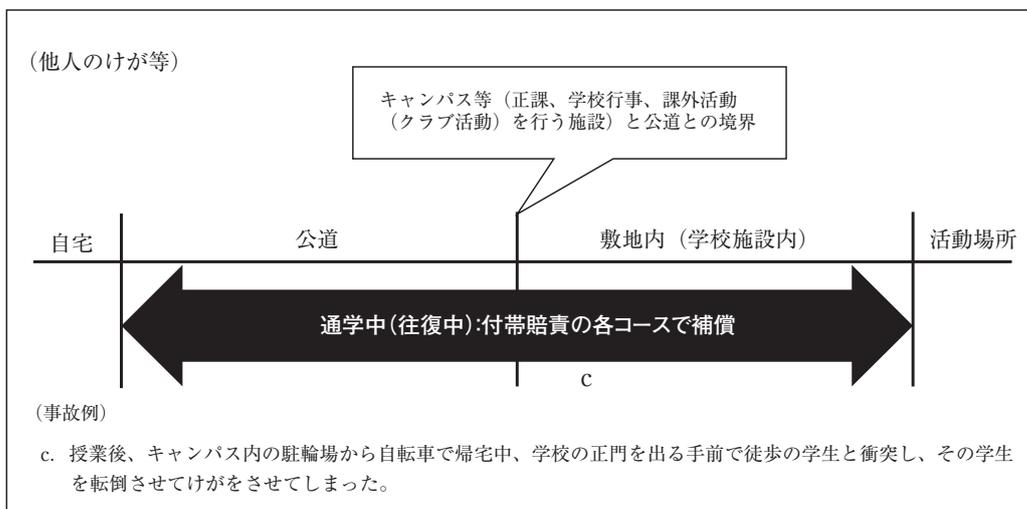
学研災および付帯賠償（A、B、C、Lコース）：国内・海外とも対象

(4) 「通学中」の範囲の違い

学研災 学校施設外での通学中の事故は、通学特約に加入していなければ補償されません。



付帯賠償 活動場所までの（活動場所からの）移動途上であれば、通学中として取り扱います。



(5) 補償対象となる交通手段の違い

学研災 (学生本人のけが)

学研災通学特約の加入者が次のような事故に遭った場合、保険金が支払われます。

<対象となる交通手段>

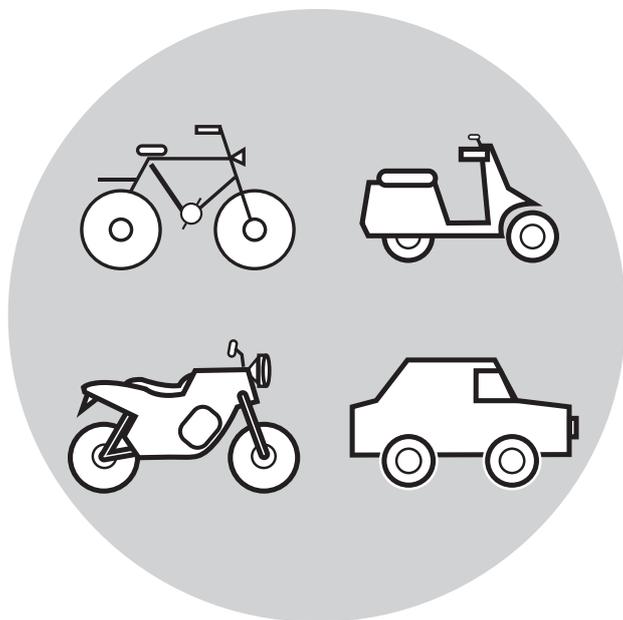
徒歩・自転車・原付・電車等公共交通機関の他、スケートボード・キックボード（人力・電動ともに）・バイク・自動車（同乗中も対象です）等。

ただし、通学手段として学校が禁じている場合や無免許・飲酒運転等は補償の対象外です。

<事故事例>

- ・自転車で通学中、自動車と接触し捻挫した（通学特約加入者の通学中）
- ・電車で通学中、下車する人とぶつかった際に転倒し挫傷した（通学特約加入者の通学中）

なお、交通事故等で相手から治療費等が支払われた場合も、学研災からは保険金が支払われます。



付帯賠償（学生が他人にけがを負わせた、他人の物を壊した）

付帯賠償の加入者が次のような事故により法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象となります。
（※）補償の対象となる範囲はコースにより異なりますのでご注意ください。

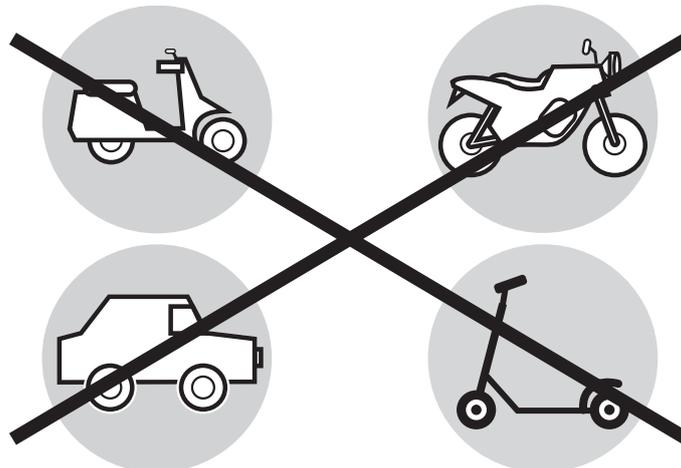
<対象となる交通手段>

徒歩・自転車（電動アシスト自転車を含みます）・電車等公共交通機関に限ります。

ただし、学校が自転車通学を禁じている場合や原付・バイク・自動車・セグウェイ・電動キックボード等の運転中の事故は補償の対象外です。

<事故事例>

- ・学校から帰宅中、駅の階段で人にぶつかり転倒させ、治療費を支払った
- ・自転車で学校に向かう途中、駐車中の自動車に衝突し車体を傷つけ、修理費を支払った



ただし、運転中以外で自動車等に損害を与えた場合や、原付・バイク・自動車以外の第三者の物品に損害を与えた場合、お支払いできる場合があります。

<事故事例>

- ・学校から帰宅中、友人の自動車の助手席に同乗し、降車のためにドアを開けたところ、電柱にドアをぶつけてドアを破損させた
- ・友人から借りていたカメラをバイクの荷台に乗せて通学していたところ、誤ってカメラを落とし破損させた

7. 震災等による被害に対する学研災および付帯賠償の補償について

(1) 学研災

地震、噴火またはこれらによる津波によって学生（被保険者）が傷害を被った場合は、免責となり補償対象とはなりません。ただし、当該学生がこれらの自然事象の観測活動に従事している間に被った傷害については、保険金が支払われます。（学生教育研究災害傷害保険普通保険約款第3条第1項第10号）

なお、ここでいう「自然事象の観測活動」とは、地震、噴火またはこれらによる津波自体、およびその影響により表面に現れた事柄（地割れ、地盤沈下、液状化等）の観測活動を指します。詳細は質疑応答集をご参照ください。

支払い対象となる教育研究活動としての自然事象の観測活動例（正課・学校行事）

- ・地震、噴火、津波の発生規模調査
- ・震災による河川流域の水質、植生、生物変化の調査
- ・震災による物的・人的被害調査等

また、これらの災害に直接起因しない傷害（例えば正課で被災地でのボランティア活動中にながれきにつまずき転倒してけがをした場合など）については、通常どおりに保険金が支払われます。

【参考】付帯学総

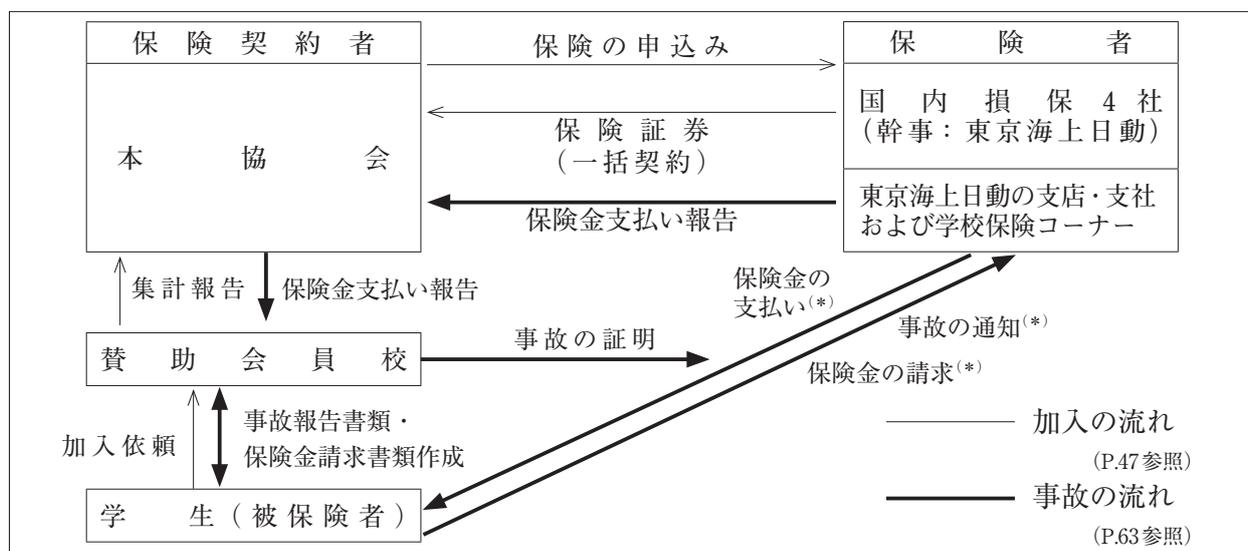
2020年度より、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるけがも補償する「天災危険補償特約」を自動セットしています。補償対象は、学研災とは異なり、「自然現象の観測活動」に限定されません。詳細はP.289の東京海上日動の担当課支社へお問い合わせください。

(2) 付帯賠償

免責となり補償対象とはなりません。（賠償責任保険普通保険約款第7条）

詳細は各保険の概要ページをご参照ください。

8. 保険の事務等の流れ



(*) 「事故の通知」「保険金の請求」および「保険金の支払い」は、賛助会員校を通じて行うことがあります。

各学校は賛助会員として以下の事務をお取り扱いいただきます。

- ・学内での広報、加入申込みの取りまとめ、本協会への集計報告・保険料送金
- ・保険金請求書類の学生への交付、加入・事故等の証明に係る事務
- ・契約内容変更に係る事務等

9. 引受保険会社について

学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険は、本協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については本協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株)
東京海上日動火災保険(株) 三井住友海上火災保険(株)

また、法科大学院生教育研究賠償責任保険は、本協会が保険契約者となり、東京海上日動火災保険(株)との間で一括契約するものです。

10. 個人情報の取扱いについて

保険契約者である(公財)日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

東京海上日動火災保険(株)：www.tokiomarine-nichido.co.jp

個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を(公財)日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険(株)へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください。(これに同意しない場合は、この保険には加入できません)

＜重大事由による解除について＞

以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険(株)はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険(株)にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合等

11. 補償内容比較表（学研災・付帯賠償・付帯学総・付帯海学・留補償） 参考

補償内容	補償期間	学研災	付帯賠償	付帯学総（*5）		付帯海学	留補償（*7）
				国内学生	外国人留学生		
死亡・後遺障害	正課中・学校行事中	○	(補償なし)	×	×	○ 傷害死亡 傷害後遺障害 (学研災との重複部分も補償可能)	○ 傷害後遺障害 (240万円限度)
	学校施設内（上記以外）						
	課外活動（*1）中						
	通学中・施設間移動中						
	その他日常活動中						
	正課中・学校行事中						
入院	学校施設内（上記以外）	○ 日額4,000円 最大180日間	(補償なし)	○	○	○	(補償なし)
	課外活動（*1）中						
	通学中・施設間移動中						
	その他日常活動中						
	正課中・学校行事中						
	学校施設内（上記および課外活動（*1）中を除く）						
通院	正課中・学校行事中	○	(補償なし)	○	○	○	(補償なし)
	学校施設内（上記および課外活動（*1）中を除く）						
	課外活動（*1）中						
	通学中・施設間移動中						
	その他日常活動中						
	正課中・学校行事中						
死亡・後遺障害	24時間	×	(補償なし)	×	×	○ (疾病死亡)	(補償なし)
	入院						
	通院						
	正課中・学校行事中						
	学校施設内（上記および課外活動（*1）中を除く）						
	課外活動（*1）中						

補償内容	補償期間	学研災	付帯学総 (*5)		付帯海学	留補償 (*7)
			国内学生	外国人留学生		
その他	24時間	(補償なし)	○	○	○	(補償なし)
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
賠償責任	正課中・学校行事中 学校施設内 (上記以外) 課外活動 (*1) 中 通学中・施設間移動中 その他日常生活活動中	(補償なし)	○	○	○	○ 1事故につき 5,000万円限度 (*10)
				×	○	
				○	○	
				○	○	
				×	○	

- (*) 1 付帯賠償における「課外活動」とは、学校の規則にのっとった所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動を指します。
- (*) 2 通院期間が270日以上の場合も30万円となります。
- (*) 3 通院または入院を開始した日からその日を含めた60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*) 4 実費払いの場合、学研災との重複補償部分も支払い可能です。付帯学総の定額タイプ(けがのみ補償タイプ)の場合、通学中・施設間移動中のみ重複補償部分も支払い可能です。
- (*) 5 実費払いの場合、入院・通院にかかる医療費用保険金は、国内のみを対象としております。定額タイプ(けがのみ補償タイプ)の場合、学校管理下中に被った傷害は対象外となります。
- (*) 6 インバウンド付帯学総における病気の補償は、滞在期間3か月を超えない健康保険加入者のみ選択可能です。
- (*) 7 別途保証人補償基金による補償があります。学研災とは別の制度です。
- (*) 8 付帯学総・インバウンド付帯学総の「生活用動産」と付帯海学の「携行品」では、対象となる動産の範囲が異なります。詳細は、各々のパンフレットまたは補償のあらましをご確認ください。
- (*) 9 保険期間31日以内は「賠償責任保険」約款、31日超は「留学生賠償責任保険」約款に基づき補償します。
- (*) 10 居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみ対象となります。
 - 建物またはマンションの戸室全体を賃貸している場合の部屋(部屋内の動産を含みます)の損害
 - 部屋以外の損害

12. 賠償責任保険の比較表（学研災付帯保険・留補償 個人賠償責任保険および留学生賠償責任保険について） 参考

加入対象者	付帯賠償				付帯学総	インバウンド付帯学総	付帯海学	留補償 在留資格「留学」を有する留補償協力校の学生
	Aコース	Bコース	Cコース	Lコース（*1）				
加入対象者	学研災賛助会員校（大学院・大学・短大・高専）に在籍する学研災加入学生（本人のみ）							
対人・対物賠償	インターシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復	○（*2）	○（*2）	○（*2）	○（*2）	○	○	△（*3）
	上記以外の正課、学校行事、課外活動およびその往復	○	×	○	○	○	○	○
	上記以外	×	×	医療関連実習およびその往復	○	○	○	○
	アルバイト中	×	×	（*4）	×	○	×	×
24時間補償	×	×	×	×	○	○	○（*5/ *6）	○（*6）
支払限度額	対人・対物賠償（対人・対物合計1事故限度額） 1億円限度（*7）							
人格権侵害	臨床法実習に伴う不当行為に起因する人格権侵害	×	×	×	○	×	×	×
	支払限度額	×	×	×	賠償請求者1名あたり1,000万円限度	×	×	×
示談代行サービス	×	×	×	×	○（国内のみ）	○（国内のみ）	×	×

- (*) 1) Lコースの加入対象者は、学研災に加入している法科大学院等に在籍する学生です。
- (*) 2) 学校の規則にのっとった所定の手続きにより、学校が正課、学校行事、課外活動として承認している場合は、その職務遂行に直接起因する賠償責任は補償対象外となります。
- (*) 3) インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動を有償で行っている場合は、その職務遂行に直接起因する賠償責任は補償対象外となります。
- (*) 4) 付帯賠償では、学生が学校から謝金をもらって活動する等のアルバイトのような活動であっても、正課や学校行事であれば対象となります。
- (*) 5) 保険期間が31日を超える契約においては、ホテル・ユースホステル以外に滞在する場合、居住施設の所有・使用または管理に起因する賠償責任は補償対象外となります。
- (*) 6) 居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみ対象となります。
 - 建物またはマンションの戸室全体を賃貸している場合の部屋（部屋内の動産を含みます）の損害
 - 部屋以外の損害
- (*) 7) 「付帯学総」では3億円限度のプラン（国内のみ）もご用意しています。

(※) 付帯学総・インバウンド付帯学総・付帯海学のお問合せおよび保険金請求につきましては、学生に配付する各保険のパンフレットをご参照いただくか、パンフレットに記載の取扱代理店へご連絡いただきますようお願いいたします。

II 各保険の概要

I. 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）

接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）

II. 学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）

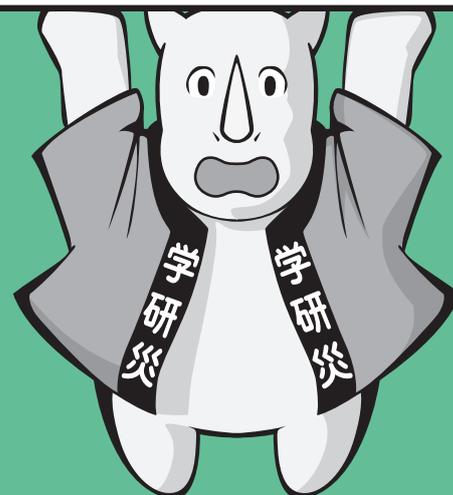
Aコース 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

Bコース インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）

Cコース 医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

Lコース 法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称「法科賠」）

ご一読
くださ～い



I . 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）の概要

1. 本保険の趣旨

本保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対し必要な給付を行い、学校の教育研究活動の充実に資するための互助共済的な傷害保険です。

2. 被保険者の資格

本協会の賛助会員である学校（日本国内の大学・短期大学・高等専門学校）（以下「賛助会員校」という）に在籍する学生に限ります。したがって、専攻科および別科の学生、留学生、聴講生、研究生、科目等履修生等は対象となります。また、日本学術振興会特別研究員であるPDも対象となります。（詳細はP.108 問 22 をご参照ください）

なお、学校施設を単に利用する研修員および学校の附属施設(学校)の生徒は対象となりません。（オープンカレッジ（公開講座）に属する学生についてはP.107 問 19 をご参照ください）

3. 対象となる活動範囲

(1) 学生教育研究災害傷害保険普通保険（略称「学研災」）

本保険は、学生（被保険者）が日本国内または国外における教育研究活動中^①に生じた急激かつ偶然な外来の事故^②によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます^③。（普通保険約款第2条）

① 「教育研究活動中」とは…

ア. 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

- a. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。
- b. 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、学校の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
- c. 大学設置基準第28条および大学院設置基準第15条の規定、または高等専門学校設置基準第19条の規定に基づき、他の大学または短期大学の正課を履修している間
なお、ここにいう「他の大学または短期大学」には、外国の大学または短期大学も含まれます。
- d. 通信教育生の場合は、面接授業・スクーリングを受けている間

イ. 学校行事に参加している間

「学校行事」とは…

学校が主催する入学式、オリエンテーション、学園祭など教育活動の一環としての各種学校行事をいい、専ら学校管理下で実施されるものを指します。単に学校が協力、後援するものは学校行事としては取り扱いません。

（※）上記以外の活動を「学校行事」とし、本保険の適用対象とするには学内での事前手続が必要となります。詳細はP.49をご参照ください。

「学校行事に参加している間」とは…

具体的に以下の間をいいます。

- a. 学校行事そのものの挙行中
- b. 学校行事を実施するため、事前に学校の承認を得て学校行事の付随活動を行っている間（例えば式典のリハーサルなど学校が主催しているもの）
- c. 学校行事の準備等で会場を設営、撤去する等の行為。ただし、学校行事そのものを挙行する前日、および翌日のみ
したがって、学園祭、体育祭等での何日も前の練習や準備活動、会場設営、撤去等は学校行事とはみなしません。（キャンパス内等で行う場合は、ウ.「ア.イ.エ.以外で学校施設内にいる間」に該当します）

ウ. ア.イ.エ.以外で学校施設内にいる間

学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間をいいます。ただし、寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

エ. 課外活動（クラブ活動）を行っている間

「課外活動（クラブ活動）」とは…

学校の規則にのっとりた所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下^(*)で行う文化活動、または体育活動をいいます。

ただし、山岳登はんやハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間、または学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

(*)「団体の管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間をいい、具体的には次の場合を指します。

- ア. 所定の場所、時間に集合し待機している間
- イ. 団体の活動実施中、移動中および休憩中
- ウ. 所定の場所、時間に解散のため待機している間

② 「急激かつ偶然な外来の事故」とは…

「急激」…原因から結果に至る過程において、結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態

「偶然」…原因または結果の発生が、被保険者にとって予知できない状態または非日常的な状態

「外来」…原因の発生が、被保険者の身体に内在するものではなく、身体の外からの作用であること

③ 「傷害」とは…

「病気」に対する「けが」という概念がほぼ該当しますが、「けが」よりやや広い意味を有します。

- a. 上記②「急激かつ偶然な外来の事故」によるものであれば、次の場合も含みます。
 - ・ 内部諸器官の出血、筋違い等
 - ・ 溺死や窒息死などの「けが」を伴わない死亡
- b. 身体外部から有毒ガス、または有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収、または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（食中毒を含む）。ただし、継続的に吸入・吸収、または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます
- c. 日射または熱射による身体の障害（日射病、熱射病）

注意事項

「病気」は学研災の対象とはなりません。

(2) 通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）

（※）学研災普通保険および本特約に加入の場合に限ります。

この特約は、学生（被保険者）の住居と学校施設等との間の往復中、または学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。（通学特約第1条第1項）

① 通学中

学校の授業等^{(*)1}、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます）^{(*)2}により、被保険者の住居^{(*)3}と学校施設等^{(*)4}（学校の敷地に入るまで）との間を往復する間をいいます。補償範囲についてはP.125 問 125 をご参照ください。

② 学校施設等^{(*)4}相互間の移動中

学校の授業等^{(*)1}、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます）^{(*)2}により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業、学校行事または課外活動（クラブ活動）等の行われる場所の相互間を移動している間をいいます。「学校施設内にいる間」の事故とは異なります。詳細はP.127 問 139 をご参照ください。

（*1）「学校の授業等」については、P.25「ア. 正課中」をご参照ください。

（*2）「合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます）」とは、住居と学校施設等との往復や学校施設間を移動するに当たって、一般的に学生が用いるものと考えられる経路および方法のことで、

「経路」については、通学定期券に記載されている経路はもちろんですが、一般的に用いられると想定される経路であれば、それらについても合理的な経路とします。また、公共交通機関のストライキや道路封鎖等によりやむを得ず迂回せざるを得ない場合であって、その迂回路が一般的であると認められる場合は、その迂回路も合理的な経路とします。

（経路の逸脱または中断について（通学特約第1条第2項））

原則として、合理的な経路を逸脱した場合（授業等への参加とは関係のない目的で合理的な経路をそれる場合）や、往復または移動を中断した場合（往復または移動とは関係のない行為を途中でを行う場合）には、その間やその後に被った傷害に対しては保険金は支払われません。ただし、その逸脱または中断が授業等、学校行事もしくは課外活動（クラブ活動）に必要な物品の購入、その他これに準ずる行為を行うためのものである場合、または日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、合理的な経路に復した後に被った傷害に対しては保険金が支払われます。例えば以下のような行為です。（ただし、これらの行為が長時間に及んだため実質的に通学、または学校施設等相互間の移動の目的を失ったとみなされる場合には、合理的な経路に復した後に被った傷害であっても保険金は支払われません）

- ア. 授業に必要な教科書を購入する
- イ. 惣菜等を購入する
- ウ. 独り暮らしの学生が食堂に立ち寄る
- エ. 選挙の投票をする
- オ. 病院や診療所で診察を受ける

「方法」については一般的に用いられる方法のことで、鉄道、バス等公共交通機関を利用する場合や自転車、自動車、徒歩等通常用いられる方法（学校が禁じた方法を除きます）であれば、日常使用しているか否かにかかわらず合理的な方法とします。

- (* 3) 「住居」とは、学生が居住して日常生活をしている家屋などの場所で、就学の拠点となるところをいいます。なお、社会人入試(*5)を経て学校に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先(*6)を含みます。ただし、自然災害、交通事情などの不可抗力的な事情により一時的に通常の住居以外の場所に宿泊しなくてはならないような場合には、その場所も住居とします。
- (* 4) 「学校施設等」とは、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所をいいます。
- (* 5) 「社会人入試」とは、一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。
- (* 6) 「勤務先」には営業先などの立ち寄り先を含みます。

(3) 接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）

(※) 学研災普通保険および本特約に加入の場合に限ります。

この特約は、学生（被保険者）が臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われます。（接触感染特約第1条）

① 「臨床実習」とは…

病院または診療所等で行う実習をいいます。

② 「接触感染」とは…

臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症(*1)の病原体に予期せず接触(*2)することをいいます。

③ 「感染症予防措置」とは…

感染症への感染または発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります。

(* 1) 感染症の予防、および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。

(* 2) 接触のおそれのある場合を含みます。

【参考】学研災の接触感染特約と付帯学総の感染予防費用との違いについて

以下のとおり、対象となる感染の種類に違いがあります。詳細は東京海上日動にお問い合わせください。

学研災の接触感染特約：接触感染のみが対象（空気感染・院内感染は対象外です）

付帯学総の感染予防費用：接触感染に限らず院内感染も対象

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条（令和3年2月3日改正））

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	エボラ出血熱	5	ペスト
2	クリミア・コンゴ出血熱	6	マールブルグ病
3	痘そう	7	ラッサ熱
4	南米出血熱		

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	急性灰白髄炎	5	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）
2	結核	6	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症（第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。第6項第1号及び第23項第1号において同じ）の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限る。第5項第7号において「特定鳥インフルエンザ」という）
3	ジフテリア		
4	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）		

4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	コレラ	4	腸チフス
2	細菌性赤痢	5	パラチフス
3	腸管出血性大腸菌感染症		

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	E型肝炎	9	マラリア
2	A型肝炎	10	野兔病
3	黄熱	11	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
4	Q熱		
5	狂犬病		
6	炭疽		
7	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）		
8	ポツリヌス症		

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）
2	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）
3	クリプトスポリジウム症
4	後天性免疫不全症候群
5	性器クラミジア感染症
6	梅毒
7	麻しん
8	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
9	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く）であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう）
2	再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう）
3	新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう）
4	再興型新型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう）

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く）であって、第3章から第7章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

省略（第10項から第24項まで）

4. 保険金が支払われない主な場合

（普通保険約款第3条、第4条）

(1) 下記の事由によって生じた傷害

- ① 保険契約者または被保険者の故意、または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意、または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格^(*)を持たないで、自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で、自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある

る状態で、自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、本保険の補償対象となる傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動^{(*)2}
 - ⑩ 地震、噴火またはこれらによる津波。ただし、被保険者がこれらの自然事象の観測活動に従事している間については、保険金を支払います。
 - ⑪ 核燃料物質^{(*)3}もしくは核燃料物質によって汚染された物^{(*)4}の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究活動もしくは実験活動に従事している間については、保険金を支払います。
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染。ただし、被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究活動、または実験活動に従事している間については、保険金を支払います。
- (2) 本保険においては、被保険者が頸部症候群^{(*)5}、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

- (*) 1 運転する地における法令によるものをいいます。
- (*) 2 群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*) 3 使用済燃料を含みます。以下同様とします。
- (*) 4 原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。
- (*) 5 いわゆる「むちうち症」をいいます。

- (3) 下記のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害

ただし、下記に該当する場合であっても、「被保険者が学校の正課中、学校行事に参加している間」または「学校施設内にいる間」に被った傷害については、お支払いの対象となります。

- ① 被保険者が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間

別表2に掲げる運動等とは……

山岳登山^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

- (*) 1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
(※) 岩登り、沢登り、積雪期登山等特殊な技術と経験を必要とする登山で、前述の用具を使用する行為。(一般的に前述の用具を必要とする区間があるにもかかわらず、冒険的にそれを使用していなかった場合を含みます)
- (*) 2 グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*) 3 職務として操縦する場合を除きます。
- (*) 4 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機^{(*)5}を除きます。
- (*) 5 パラプレーン等をいいます。

- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具^{(*)6}を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等^{(*)7}

を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

- イ. 乗用具^(*6)を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具^(*6)を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等^(*7)を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等^(*7)を用いて競技等をしている間、または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等^(*7)を使用している間
- (* 6) 自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
- (* 7) 自動車または原動機付自転車をいいます。

5. 支払保険金の種類と金額

（普通保険約款第5条、第6条および第7条、通学特約第3条、接触感染特約第1条）

本保険には、死亡保険金最高2,000万円のAタイプと、同1,200万円のBタイプの2種類があります。

(1) 死亡保険金と(2)後遺障害保険金は、タイプによって金額が異なります。一方、(3)医療保険金と(4)接触感染予防保険金は、Aタイプ・Bタイプ共通です。

- (1) **死亡保険金** 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- (2) **後遺障害保険金** 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

[2014年4月1日以降に加入した学生が対象]（「後遺障害等級表」の政府労災準拠化に伴う改定）

保険別 対象別	学研災（普通保険）				通学特約	
	「正課中」「学校行事中」		「左記以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」		「通学中」「学校施設等相互間の移動中」	
タイプ別	死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金
Aタイプ (2,000万円)	2,000万円	120万円～ 3,000万円	1,000万円	60万円～ 1,500万円	1,000万円	60万円～ 1,500万円
Bタイプ (1,200万円)	1,200万円	72万円～ 1,800万円	600万円	36万円～ 900万円	600万円	36万円～ 900万円

〈支払い例：後遺障害保険金〉

	両眼が失明したもの	1上肢を手関節以上または 1下肢を足関節以上で失ったもの	1眼の矯正視力が 0.6以下となったもの
Aタイプ (2,000万円)	「正課中」「学校行事中」		
	3,000万円	1,770万円	210万円
	「上記以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」		
	1,500万円	885万円	105万円
Bタイプ (1,200万円)	通学特約加入者の「通学中」「学校施設等相互間の移動中」		
	1,500万円	885万円	105万円
	「正課中」「学校行事中」		
	1,800万円	1,062万円	126万円
Bタイプ (1,200万円)	「上記以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」		
	900万円	531万円	63万円
	通学特約加入者の「通学中」「学校施設等相互間の移動中」		
	900万円	531万円	63万円

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金（Aタイプ・Bタイプ共通）

事故発生時の活動の種別			治療日数 ^(※1)	医療保険金	入院加算金 ^(※2) (180日限度)
正課中・学校行事中	(対象外)	(対象外)	1日～ 3日	3,000円	
	(治療日数1日から対象) (治療日数4日以上が対象)		4日～ 6日	6,000円	
			7日～ 13日	15,000円	
		(治療日数14日以上が対象)	14日～ 29日	30,000円	
			30日～ 59日	50,000円	
			60日～ 89日	80,000円	
			90日～ 119日	110,000円	
			120日～ 149日	140,000円	
	課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間	150日～ 179日	170,000円	
			180日～ 269日	200,000円	
		270日～	300,000円		

(※1) 実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認められた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

(※2) 入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく入院1日目から支払われます。

(4) 接触感染予防保険金（Aタイプ・Bタイプ共通）

接触感染特約加入者が接触感染した日からその日を含めて180日以内に感染症予防措置を受けた場合

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

注意事項

- ・上記の全ての保険金は、付帯学総、付帯海学、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金とは関係なく支払われます。
- ・保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- ・同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

6. 保険料

保険料は、被保険者1名につき次のとおりとします。

Aタイプ〔死亡保険金最高2,000万円〕

保険期間	保 険 料 適 用 区 分					接 触 感 染 予 防 保 険 金 支 払 特 約
	昼間部	夜間部	通信教育	通 学 中 等 傷 害 危 険 担 保 特 約		
				昼間部・夜間部	通 信 教 育	
1年間	650円	100円	100円	350円	40円	20円
2年間	1,200円	200円		550円		40円
3年間	1,800円	300円		800円		50円
4年間	2,300円	400円		1,000円		70円
5年間	2,800円	500円		1,250円		80円
6年間	3,300円	—		1,400円		100円

Bタイプ〔死亡保険金最高1,200万円〕

保険期間	保 険 料 適 用 区 分					接 触 感 染 予 防 保 険 金 支 払 特 約
	昼間部	夜間部	通信教育	通 学 中 等 傷 害 危 険 担 保 特 約		
				昼間部・夜間部	通 信 教 育	
1年間	550円	100円	100円	250円	30円	20円
2年間	1,000円	200円		400円		40円
3年間	1,500円	250円		600円		50円
4年間	1,900円	350円		750円		70円
5年間	2,300円	450円		950円		80円
6年間	2,700円	—		1,050円		100円

- (※1) 各特約に加入する場合、希望する特約の保険料が加算されます。
 (※2) 通学中等傷害危険担保特約において、夜間部に6年間の設定はありません。
 (※3) 年度の途中で加入した場合でも保険料は1年単位となります。
 (※4) 通信教育は6年間扱いとなります。(P.107 問17 参照)

7. 通知義務

次の場合、被保険者には通知義務があります。通知に基づき、本協会から保険料の請求または返還を行います。(普通保険約款第12条、第20条) 詳細はP.54をご参照ください。

- (1) 被保険者が昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合
- (2) 被保険者が保険期間を1年以上残して退学した場合
- (3) 被保険者が保険期間中に通算して1年以上休学した場合

8. 学生教育研究災害傷害保険の改定について 参考

(1) 2023 年度の改定について

2023 年 4 月 1 日付で学生教育研究災害傷害保険普通保険の約款改定を行いました。詳細は以下のとおりです。

①改定内容

みなし通院規定支払要件が緩和されました。

- ・対象となる傷害…変更ございません。
- ・対象となる部位…変更ございません。
- ・「ギプス等」の定義の拡大…「ギプス等」の定義を拡大し、従来の固定具に加え、「ハローベスト」も対象となりました。

②注意事項

上記規定の見直しは 2023 年 4 月以降加入の学生に適用されます。詳細は約款 P.157 をご参照ください。

(2) 2022 年度の改定について

2022 年 4 月 1 日付で学生教育研究災害傷害保険普通保険の約款改定を行いました。詳細は以下のとおりです。

①改定内容

みなし通院規定支払要件が緩和されました。

- ・対象となる傷害…みなし通院の対象となる傷害を骨折に限定していましたが、改定後は、靭帯損傷や脱臼等も対象となりました。
- ・対象となる部位…従来の部位に加え顎骨、顎関節を対象とします。
- ・固定具の定義の明確化…約款上に固定具の定義を限定列举し、対象の可否を明確化しました。対象となる固定具は「ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・副子シーネ固定・創外固定器・PTB キャスト・PTB ブレース・三内式シーネ」です。

②注意事項

上記規定の見直しは 2022 年度 4 月以降加入の学生に適用されます。2013 年度以前に加入した学生については、この限りではない場合がありますので、詳細は約款 P.157 をご参照いただき、東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

9. 引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合は以下のとおりです。

- ・保険期間が 1 年以内の場合…原則として 80%（破綻保険会社の支払停止から 3 か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%）
- ・保険期間が 1 年超の場合…原則として 90%（保険期間が 5 年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去 5 年間常に超えていた場合は 90%を下まわります）

II. 学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）の概要

Aコース 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

Bコース インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）

Cコース 医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

Lコース 法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称「法科賠」）

1. 保険の内容

日本国内外において学生（被保険者）が、加入しているコースの対象となる活動中およびその往復において、他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われます。（民法第709条の不法行為に基づく損害賠償が主なケースとなります）

— Lコース（法科大学院生等専用）について —

日本国内外において学生（被保険者）が、臨床法学実習に伴う不当な身体の拘束または口頭、文書、図画等による表示（以下「不当行為」といいます）により、依頼人等他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害（以下「人格権侵害」といいます）したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われます。

法科大学院等の臨床法学教育系の科目の授業においては、授業の性質上、学生が外部の個人情報に触れる機会が多く、学生が秘密保持を要する情報を漏らすことに伴い、依頼者等関係者に精神的損害（人格権侵害）を及ぼすことが特に危惧されます。このような損害賠償責任を填補する制度環境を整備することは、万一の際の学生の賠償金負担を軽減するだけでなく、法科大学院等と指導弁護士等との連携を円滑にし、法科大学院等の教育研究環境の安定を図る上でも極めて重要です。

本協会は、法科大学院等での授業が持つ上記の性質に鑑み、また、法科大学院や日本弁護士連合会からの強い要請に基づき、Aコース（学研賠）に人格権侵害補償を加味した制度として、2005年度にLコースを新設しました。

なお、Lコースは全員加入のみの取扱いとなりますので、ご注意ください。

2. 被保険者の資格

本協会の賛助会員である学校^(*1)に在籍する学生で、学研災に加入している学生^(*2)に限ります。

(*1) Lコース（法科賠）については、下線部分を「本協会の賛助会員である大学の法科大学院等（学部法曹コース含む）」と読み替えます。以下同様です。

(*2) 法科大学院修了後に非正規生として在籍する研修生等を含みます。

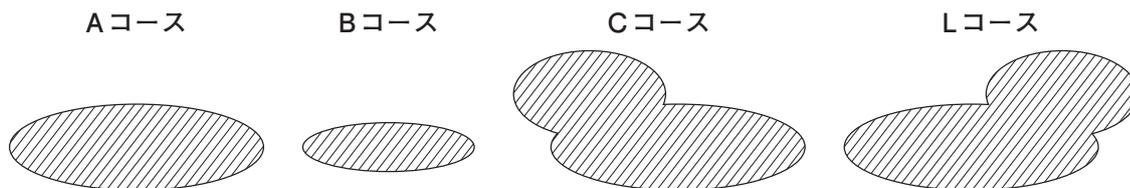
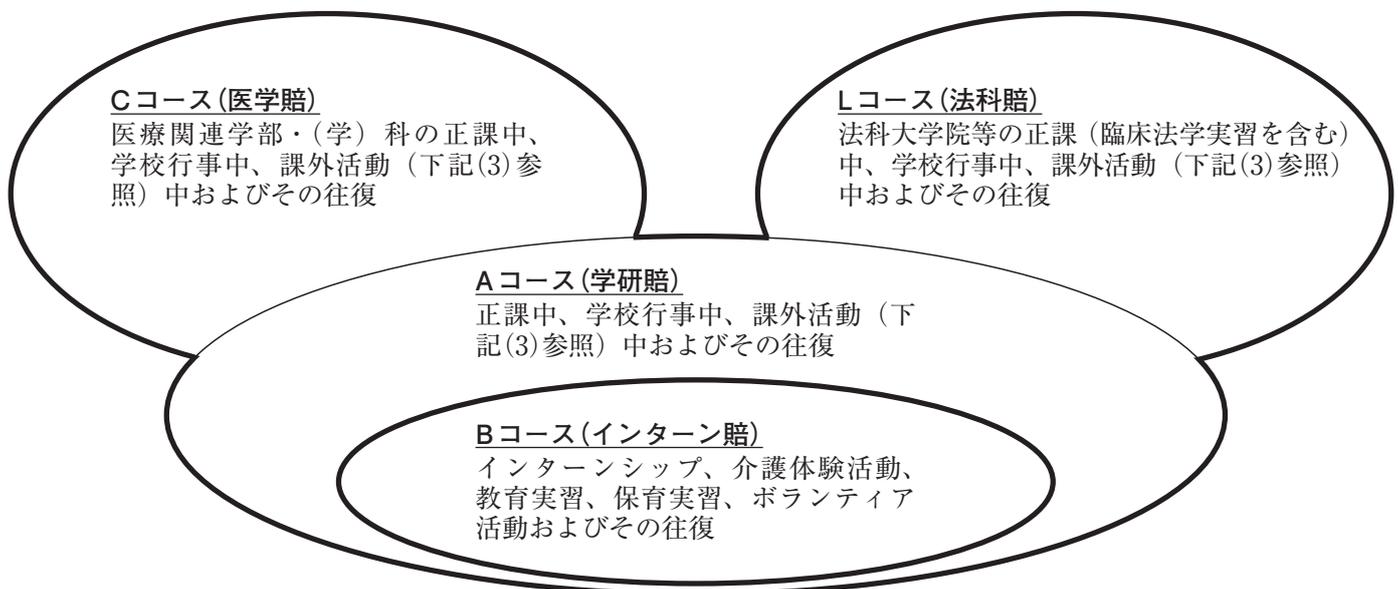
(※) 通学特約、接触感染特約への加入の有無は問いません。

(※) 学研災に加入できる学生の資格については、『II I. 学生教育研究災害傷害保険の概要』にある P.25 「2. 被保険者の資格」の項目をご参照ください。

3. 対象となる活動範囲

対人・対物賠償 (A、B、C、Lコース)

下表のとおりです。



(※) 各コースの活動範囲の大小関係は、CコースまたはLコース>Aコース>Bコースです。そのため、CコースまたはLコースもしくはAコースに加入した学生は、Bコースに加入する必要はありません。また、CコースまたはLコースに加入した学生は、Aコースに加入する必要もありません。(加入できるコースは被保険者1名につき1コースのみです)

人格権侵害補償 (Lコース)

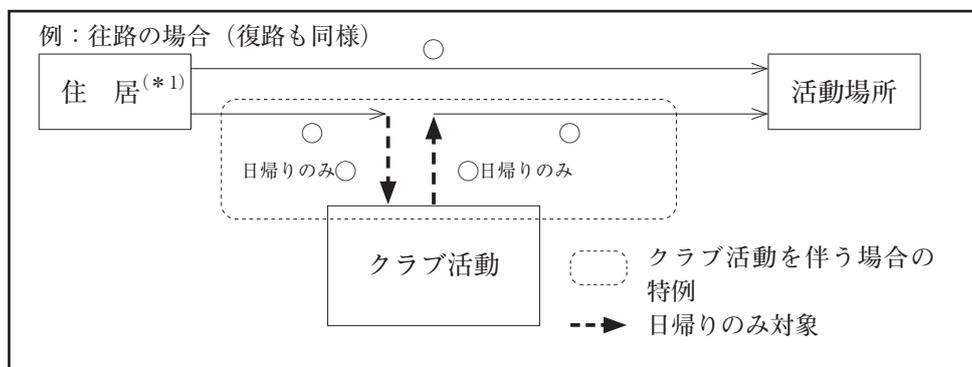
臨床法学実習による不当行為(臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に係る不当行為など)に起因する事故であれば、事故発生時における活動は問いません。

- (1)「正課中」とは…学研災と同じです。(P.25「ア. 正課中」参照)
- (2)「学校行事中」とは…学研災と同じです。(P.25「イ. 学校行事に参加している間」参照)
- (3)「課外活動」とは…学校の規則にのっとりした所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ、またはボランティア活動をいいます。ただし、学校が禁じた行為・活動を除きます。
- (4)「往復」とは…被保険者が各コースに規定する活動への参加を目的としてその住居^{(*)1}とその活動場所となる施設^{(*)2}の間(活動場所が複数の施設^{(*)2}にまたがる場合は、それらの施設^{(*)2}と施設^{(*)2}の間を含みます)を合理的な経路および方法(学校が禁止した方法を除きます)により移動することをいいます。原則として、合理的な経路を逸脱した場合(各コースに規定する活動への参加とは関係のない目的で合理的な経路をそれる場合)や、移動を中断した場合(移動とは関係のない行為を途中で行う場合)には、その間やその後の

行為に起因する事故により被った損害賠償責任に対しては保険金が支払われません。ただし、逸脱または中断が各コースに規定する活動に必要な物品の購入、もしくはこれに準じる行為のための必要最小限の行為である場合、または日常生活上の必要最小限の行為である場合は、その逸脱または中断の間を除いた移動中の行為に起因する事故により被った損害賠償責任に対しては保険金が支払われます。例えば以下のような行為です。

- ① 授業に必要な教科書を購入する。
- ② 惣菜等を購入する。
- ③ ひとり暮らしの学生が食堂に立ち寄る。
- ④ 選挙の投票をする。
- ⑤ 病院や診療所で診察を受ける。

ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動^{(*)3} (学校が禁じているもの等は除きます)に参加する場合、その住居^{(*)1}と活動場所となる施設^{(*)2}の間を合理的な経路・方法により移動中も往復に含みます。ただし、合理的な経路を逸脱・中断した時以降や、当該クラブ活動^{(*)3}中の事故は補償の対象となりません。



- (*)1) 社会人入試^{(*)4}を経て学校に入学した学生に限り、その勤務先^{(*)5}を含みます。
- (*)2) 詳細はP.140 問 216 をご参照ください。
- (*)3) 「クラブ活動」とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより承認を受けた学内学生団体が行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、課外活動（前記(3)）並びに学校が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。
- (*)4) 「社会人入試」とは、一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。
- (*)5) 営業先などの立ち寄り先を含みます。

① Aコース：学研賠

(医療関連実習を除きます。薬学教育実務実習を含みます)

正課中、学校行事中、課外活動 (P.36 (3) 参照) 中およびその往復 (Bコースの活動範囲を含みます)

ア. 薬学教育実務実習とは… 学校の薬学部およびこれに類する学部・(学)科が行う実習で以下の要件を全て満たす場合に限ります。

- a. 学校が正課または学校行事として位置づける実習であること。
- b. 当該学生（被保険者）がその専門資格に関わる行為を業務（アルバイトその他恒常的に行うものを含みます）として行っていないこと。
- c. a. b. について、保険金請求時に学校の証明が得られること。

② Bコース：インターン賠

(医療関連実習および薬学教育実務実習を除きます)

インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。ただし、学校が上記の活動を正課、学校行事または課外活動 (P.36 (3) 参照) として認めた場合に限ります。

- ア. インターンシップとは… 学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。（P.137 参照）
- イ. 介護体験活動とは… 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）に基づいて、小学校および中学校の教諭の普通免許取得を希望する学生が行う介護等の体験活動をいいます。（P.138 参照）
- ウ. 教育実習とは… 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条の別表第一、別表第二および別表第二の二並びに同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項に定める表の第五欄に規定する「教育実習」に該当する科目において、学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園、小中学校または高校において行う活動をいい、特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」および養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。（P.138 参照）
- エ. 保育実習とは… 児童福祉法（昭和22年法律第164号）および同施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定された厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において、学生が保育士資格取得のために受入先の保育所等の実習施設で行う活動をいいます。（P.139 参照）
- オ. ボランティア活動とは… 各人の自由な意志によって、個人が有する能力、労力または財産をもって社会に貢献する活動をいいます。（P.139 参照）
- カ. 往復とは… ア. からオ. までの対象活動のための往復のみとします。その他は P.36（4）をご参照ください。

③ Cコース：医学賠

（医療関連実習を含みます）

医療関連学部・（学）科の正課、学校行事、課外活動（P.36（3）参照）およびその往復（AコースおよびBコースの活動範囲を含みます）

医療関連実習とは… 学校の医療関連学部・（学）科^(*1)が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。

(*1) 医療関連学部・（学）科とは以下のとおりです。

学 部：医学部、歯学部、看護学部、鍼灸学部およびこれらに類する学部

（学）科：医学科、歯学科、看護（学）科、衛生看護（学）科、診療放射線（技術）学科、放射線科、医用電子技術科、臨床検査（学）科、衛生技術（学）科、理学療法学科、作業療法（学）科、歯科衛生（士）（学）科、鍼灸学科、保健科、言語聴覚療法学科、美容保健学科、スポーツ医学科、視機能療法学科およびこれらに類する学科

学部が上記医療関連学部に含まれていなくても、（学）科が該当していれば医療関連学部・（学）科に含めます。

「医療関連実習」での事故と「医療関連実習以外」の事故への補償の適用について

	Aコース（学研賠）		Cコース（医学賠）	
	正課	学校行事	正課	学校行事
医療関連実習	×	×	○	○
医療関連実習以外（講義、実験、医療関連学部等以外の実習など）	○	○	○	○

上表の通り実習を伴わない講義や実験のみの「正課中または学校行事中」での賠償事故は、医療関連学部・（学）科であってもAコース（学研賠）で補償の対象となります。

- ・行為ごとに医療関連実習かどうかをその都度判断していくことが困難なため、Aコース（学研賠）では、医療関連学部・（学）科が実施する実習は対象外とします。医療関連学部・（学）科において実習を伴う場合は、必ずCコースでご加入ください。
- ・前掲の医療関連学部・（学）科以外の学部・（学）科であっても、医療行為を伴う実習を行う場合には、Cコースに加入することになります。

例）介護福祉士養成課程にて、対人行為を伴う痰吸引実習を行う場合、当該実習は、医療関連学部に限らず「医療行為を伴う実習」となります。よって、付帯賠償では医学賠（付帯賠償Cコース）に加入しなければ補償対象とはなりません。

（※）対人行為を伴わない、練習用機器・シミュレーター等を使用する実習の場合は、Aコースで補償されます。

（※）所定の専門資格（医師免許、看護師免許等）を取得している学生の臨床実習、看護実習等の医療関連実習について以下の所定の要件を全て満たす場合に限りCコースの対象となります。

- 学校が正課または学校行事として位置づける実習であること。
- 当該学生（被保険者）がその専門資格に関わる行為を業務（アルバイトその他恒常的に行うものを含みます）として行っている間の事故でないこと。
- a. b. について、保険金請求時に学校の証明が得られること。

なお、上記の要件を満たさない場合は、医師免許を取得している学生は医師賠償責任保険、看護師免許を取得している学生は看護職賠償責任保険などに個別に加入する必要があります。

④ Lコース：法科賠

（臨床法学実習を含みます）

対人・対物賠償

正課（臨床法学実習を含みます）中、学校行事中、課外活動（P.36（3）参照）中およびその往復（AコースおよびBコースの活動範囲を含みます）

人格権侵害補償

臨床法学実習による不当行為（臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に係る不当行為など）に起因する人格権侵害を対象とします。

ア. 臨床法学実習とは… 現実の法律事案を教材とする授業をいい、クリニック、エクスターンシップ、公的機関等における法学実習および法学実習的要素を有する授業（現実事案や未公開裁判例等を用いた授業をいいます）を含みます。

イ. 人格権侵害とは… 依頼人等他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

（※）広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任は対象となりません。

（※）依頼人を含む第三者への経済的信用を侵害する行為（いわゆる信用毀損）は対象となりません。

（※）事故原因となった不当行為がこの保険の加入より前に行われていた場合は対象となりません。

ウ. 依頼人とは… 弁護士事務所等における教材事案の依頼者の他、未公開裁判事例における利害関係者その他臨床法学実習において教材とされた事案に係る個人を含みます。

4. 補償の対象となる場合

この保険は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険および受託者賠償責任保険で構成されています。

<対人・対物賠償>

(1)次に掲げる事故により保険期間中に他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様です）を負わせ、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させ被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合

- ① P.36「3. 対象となる活動範囲」に定める活動（以下「活動」といいます）の遂行に起因して、活動中に発生した偶然な事故（施設賠償責任保険）
- ② 活動の結果としてその活動の終了後に発生した事故、および被保険者の占有を離れた財物（飲食物および正課、学校行事または課外活動^{(P.36(3)参照)}の成果物に限ります）に起因する偶然な事故（生産物賠償責任保険）

(2)活動中の被保険者が、使用または管理する他人の財物（以下「受託物」といいます）を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）

<人格権侵害補償>

臨床法学実習に伴う不当な身体拘束または口頭、文書、図画等による表示（以下「不当行為」といいます）によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害（以下「人格権侵害」といいます）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合
なお、不当行為が保険期間中に行われた場合に限ります。

(※) スポーツ中に結果として相手にけがを負わせることになった場合、その原因が競技のルールに照らして社会的に容認される範囲内の行為については、通常違法性がないとされ、加害者は法律上の損害賠償責任を負いません。

<支払われる保険金の種類>

被保険者が負担する次の賠償金、または費用に対して保険金が支払われます。

(※) 賠償金の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

- ア. 被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
- イ. 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ウ. 他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生、もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- エ. 他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生、もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- オ. 引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

<保険金の支払い方法>

上記ア.の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金が支払われます。

上記イ.からオ.までの費用については、原則としてその全額が保険金の支払い対象となります。ただし、イ.の争訟費用について、ア.損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷

ア. 損害賠償金」の割合によって削減して保険金が支払われます。

＜補償の対象となる事故例＞

いずれも、結果として学生（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限りです。

〔A・C・Lコースで補償〕（Bコースでは補償対象外）

- ア. 介護福祉士資格取得のため、学校の指定する実習に参加したが、老人を持ち上げようとして誤ってベッドから落としてしまい、けがをさせてしまった。
- イ. 卒業研究の一環で、先生が指定した企業、施設等の機械を借りて実験をしていたところ、十分な指導を受けていたにもかかわらず、操作ミスにより機械を損壊してしまった。
- ウ. 正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。
- エ. 学園祭で焼鳥屋の模擬店を出店したが、食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。
- オ. 授業を受けるために学校へ行く途中、駅の階段を駆け降りたときに、前にいた老人を誤って突き飛ばしてしまい、その結果、老人は階段を転げ落ちて、大けがをした。

〔A・B・C・Lコースで補償〕（Bコースでも補償）

- ア. インターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し誤って壊してしまった。
- イ. 介護体験活動中、入浴していた老人を持ち上げようとし、誤ってけがをさせてしまった。
- ウ. 教育実習中、実習先の学校のパソコンを誤って落として破損させてしまった。
（※）コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害等は付帯賠償の対象とはなりません。
- エ. ボランティアクラブでの活動中、誤って預かっていた花瓶を割ってしまった。

5. 補償の対象とならない主な場合

詳細は巻末の約款等記載の内容（P.173）をご参照ください。

＜共通＞

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - (4) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - (5) 排水または排気に起因する賠償責任
 - (6) 核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます）。ただし、医学的または産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬で法令違反がなかった場合の損害は除きます。
 - (7) 被保険者が行う次の行為に起因する損害(*)
 - ・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
 - ・薬品の調剤、投与、販売または供給
 - ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 等
- (*) ただし、Cコースにおいて医療関連実習の所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。
また、AおよびCコースにおいて薬学教育実務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬

品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。所定の要件に関しましては、P.39 上段の「(※) 所定の専門資格を取得している学生の臨床実習、看護実習等の医療関連実習について」をご参照ください。

<施設賠償責任保険>

- (1) 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
- (2) 汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます）
- (3) 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

<生産物賠償責任保険>

- (1) 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った活動の結果に起因する損害
- (2) 生産物自体の損壊または使用不能に係る賠償責任
- (3) 日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求
- (4) 汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害、および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます）
- (5) 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

<受託者賠償責任保険>

- (1) 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- (2) 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- (3) 自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐取
- (4) 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入、または吹込みによる損害
- (5) 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用または家事用器具からの蒸気、もしくは水の漏出またはいつ出やスプリンクラーからの内容物の漏出またはいつ出による損害
- (6) 受託物の使用不能に起因する損害 等

<人格権侵害担保特約>（Lコース施設賠償責任保険）

- (1) 保険期間開始前に行われていた不当行為（複数回行われた場合はその初回を指します）に起因する損害
- (2) 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害
- (3) 依頼人を含む第三者の経済的信用の侵害（いわゆる信用毀損）に起因する損害 等

注意事項

コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害等は付帯賠償の対象とはなりません。

6. 保険金（支払限度額）・保険料・保険期間

(1) 保険金額（支払限度額）・保険料

		Aコース (学研賠)	Bコース (インターン賠)	Cコース (医学賠)	Lコース (法科賠)
支払限度額 ^(※1)		対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円（免責金額 ^(※2) ：0円） Lコースのみ人格権侵害補償付き：損害賠償請求者1名当たり1,000万円（免責金額 ^(※2) ：0円）			
1名 当たり 被保険者 の 保険料 ^(※3)	1年間	340円	210円	500円	1,640円
	2年間	680円	420円	1,000円	3,280円
	3年間	1,020円	630円	1,500円	4,920円
	4年間	1,360円	840円	2,000円	—
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円	—
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円	—

- (※1) 被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。人格権侵害補償については保険期間中の支払限度額です。1事故の限度額が1億円であるため、具体的なお支払いのケースは以下のとおりとなります。
例：2人に賠償する場合… Aさんに3,000万円、Bさんに4,000万円支払う場合→1億円以内なので、全額支払われます。
… Aさんに6,000万円、Bさんに6,000万円支払う場合→1億円を超えるのでお支払いは1億円までとなります。2,000万円の差額は自己負担となります。
- (※2) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
- (※3) 年度途中に加入する場合も保険料は1年単位となります。保険期間中の脱退は可能ですが、当該年度分の保険料の払い戻しはありません。

7. 付帯賠償Lコースの改定について（2022年4月1日付） 参考

付帯賠償Lコース（法科賠）は、2022年4月1日付けで学部法曹コースを対象に追加しています。

8. 引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合は以下のとおりです。

- ・ 保険期間が1年以内の場合…原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）
- ・ 保険期間が1年超の場合……原則として90%（保険期間が5年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります）

III 学校の事務処理

- I. 加入に関する手続
- II. 契約内容変更に関する手続
- III. 保険金請求に関する手続

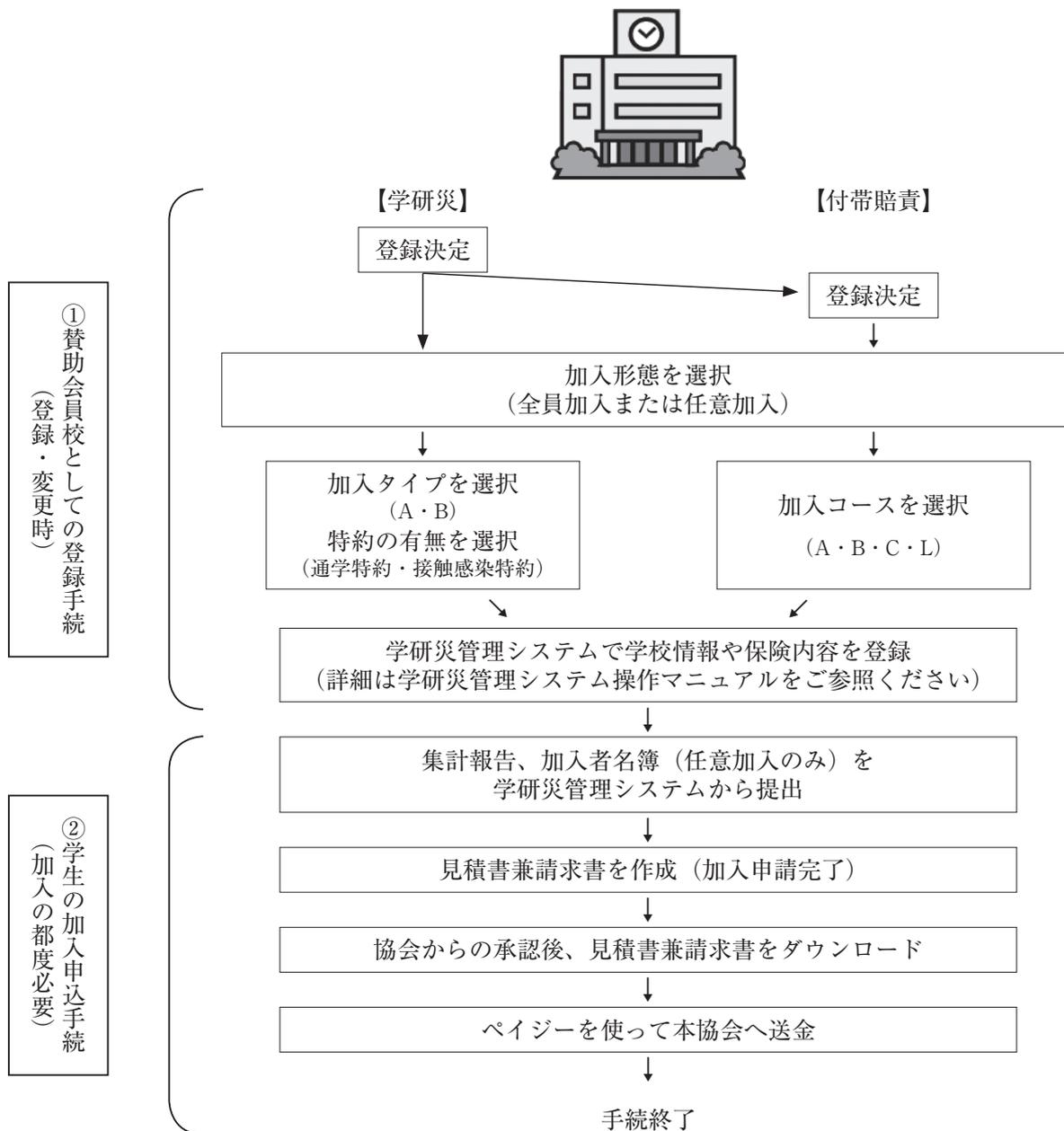


I . 加入に関する手続

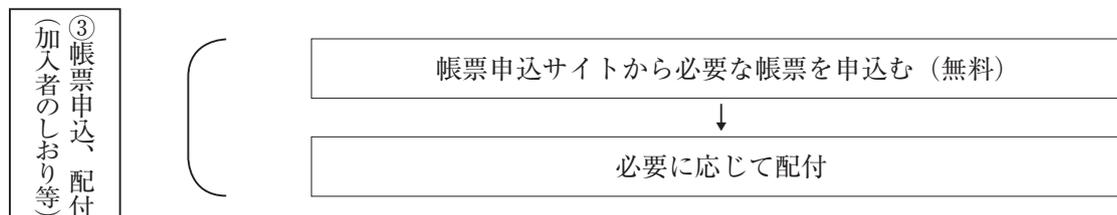
(※) 最新情報は [学研災管理システム] でお知らせしていますので、必ずご確認ください。

1. 加入手続の流れ

学研災または付帯賠償に学生を加入させるには、「①賛助会員校としての登録手続」をした後に「②学生の加入申込手続」を行う必要があります。これらの手続は全て学研災管理システム上で行います。



一度「①賛助会員校の登録手続」を行えば、取り扱う保険の種類、加入形態（全員加入・任意加入）等に変更がない限り、次回以降は「②学生の加入申込手続」のみで手続は終了します。



2. 賛助会員校としての登録手続（取扱保険等の登録）

賛助会員校は、学生の加入を受け付ける前に、取扱保険等の登録を行う必要があります。（学研災管理システムのマニュアルも併せてご参照ください）

取扱保険等の登録方法は、加入形態（全員加入・任意加入）によって以下のとおり異なります。

(1) 全員加入の場合

全員加入の場合は、学校として加入を決議することによって保険適用開始日が決定するため、**学校の機関での決議が必要となります。**

① 全員加入の決議

新規に賛助会員となって初めて加入手続をする場合、または任意加入であったものを全員加入に変更する等の場合^(*)1)、4月1日、9月1日あるいは10月1日の**保険始期までに**^(*)2)学校の機関において次の事項を決議する必要があります。

- ア. 当該研究科(大学院の場合)・学部(大学の場合)・学科(短期大学・高専の場合)の1学年以上を全員加入とすること
- イ. 保険加入日（学生の保険適用開始日）
- ウ. 決議内容を継続的に適用するか、特定年度のみ適用するか^(*)3)
- エ. 加入する保険の種類
 - 【学研災】2000万円タイプか1200万円タイプか、特約付帯か非付帯か
 - 【付帯賠償】Aコース～Lコースのうちどのコースか（複数のコース選択可）
- オ. 保険料は学校負担か学生負担か

(例) 審議の結果、本学に在籍する学生全員(科目等履修生・聴講生・留年生等を含む在籍者全員)を
ア
2021年4月1日より継続的に学研災2000万円コース(通学特約付帯)および付帯賠償Aコースへ
イ ウ エ
加入させることが承認された。なお、本学が保険料を全額負担するものとする。
オ

(*)1) 例えば以下のような場合も全員加入の決議が必要です。また、決議後の手続き（下記②決議内容の登録）も必要となります。

- ・現在、学研災Bタイプ（死亡保険金最高1,200万円）に全員加入している学校が、来年度から学研災Aタイプ（同2,000万円）に全員加入する場合
- ・現在、学研災の特約（通学特約・接触感染特約）に未加入または任意加入の学校が、来年度から同特約に全員加入^(*)4)する場合
- ・現在、学研災の接触感染特約に未加入または任意加入の学校が、来年度から同特約に全員加入^(*)4)する場合
- ・現在、付帯賠償Bコース（インターン賠）に任意加入している学校が、来年度から付帯賠償Aコース（学研賠）に全員加入^(*)4)する場合

(*)2) 保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。できる限り保険始期より前に決議等の手続きを完了してください。4月1日以降に決議を行った場合は、決議された保険加入日の午前0時から保険が適用されます。

(*)3) 継続的に適用、加入する旨を決議している場合には、次年度から自動的に既定の保険期間の始期（学生の入学時期により4月1日、9月1日または10月1日の午前0時）から保険が適用されます。

(*)4) 学研災（普通保険）にも全員加入する必要があります。

② 決議内容の登録

決議後は、集計報告（P.52（5））を提出する前に、決議内容を学研災管理システムに登録、議事録等をアップロードする必要があります。

なお、前記①ウ.において**継続的に適用、加入する旨を決議している場合には、変更がない限り毎年登録する必要はありません。**

(2) 任意加入の場合

学校の機関での決議等は不要ですが、学研災管理システムで保険内容等の登録をする必要があります。また、加入人数報告の際には加入者名簿のアップロードが必要になります。

3. 学校行事等に対する学内での事前手続

学校行事等について学研災または付帯賠償の補償を受けるには、事前に学内での手続が必要となる場合があります。特に(2)については、学内でその活動を事前に学校行事と位置づける必要があります。

<p>(1)正課と位置づける場合</p>	<p>【学研災】【付帯賠償】 特別の事務処理を必要としない。 (※) 単位の有無は関係ありません。演習や実習も正課に含まれます。</p>
<p>(2)学校行事(=学校管理下の行事)と位置づける場合 (※)入学式、卒業式、オリエンテーション、学園祭、体育祭等については、特別の事務処理は不要です。(詳細はP.119問89参照) <u>それ以外については右枠内の①または②の事前手続が必要</u> <u>です。</u></p>	<p>【学研災】【付帯賠償】</p> <p>①個別承認方式：学校が都度、当該活動を個別に学校行事と認める方式。 事前に学生、指導教員、職員等から学校へ届出をさせ、学長または学生部長等(相当する役職者を含む)に学校管理下の行事であるとの承認を受ける。また、学校は当該活動の目的・実施内容・日時・場所を把握し、その参加者リストを作成し保管する。</p> <p>(例) 夏休み中に学生がインターンシップに参加することについて学校管理下の行事である旨、学生委員会で審議し承認された。</p> <p>②包括承認方式：学校が当該活動を学校行事と認め、次回以降も同様の扱いとすることを取り決める。この場合、次年度からの事前手続は不要となる方式。 教授会、教務委員会、学生委員会、理事会等において当該活動を学校管理下の行事であると決議し、その議事録を学校が保管する。</p> <p>(例) 企業と学校間で「覚書」等を交わしたインターンシップについては今後学校行事扱いとすることを教授会で決定し、その旨議事録に残した。</p>
<p>(3)課外活動(クラブ活動)と位置づける場合</p>	<p>【学研災】 学校の所定の手続きにより学内学生団体として承認する。</p> <p>【付帯賠償】 インターンシップまたはボランティア活動を実施する学内学生団体に対し、学校の所定の手続きにより学内学生団体として承認する。</p>

4. 帳票類の申込み

(帳票申込サイト：<https://jees-prt.jp/gakkensai/user/login/index/>)

学研災および付帯賠償に係る帳票(「ごあんない」や「しおり」、ポスター等)については、「学研災帳票申込サイト」にログインの上お申込みください。

なお、帳票は必ず本サイトからお申込みください(無料)。本協会から各学校への直接の発送は行っておりません。

5. 学生の加入募集・受付に関する手続

(1) 学生への周知

学校は本保険の周知・募集のために必要に応じて次の事務を行います。各保険の概要や注意喚起情報について、学生に対する情報の開示と説明を一層強化する観点から、以下の対応をお願いします。

- ・「帳票申込サイト」から「ごあんない」(募集用チラシ)を取り寄せ、学校窓口で常設し、加入を希望する学生には、漏れなく配付するようお願いします。

(※)「加入者のしおり」については必ず加入した学生にのみ配付してください。

- ・学生募集要項や入学予定者に対する入学手続案内に各保険について記載し、加入を呼びかけます。また、各種ご案内には次の文章を挿入するようお願いします。

「〇〇課に設置している学研災および付帯賠償の『ごあんない』や学研災の運営者である公益財団法人日本国際教育支援協会のホームページに本保険に関する重要な事項が掲載されています。加入に際しては必ずご確認の上、お手続きください。」

(2) 学生の加入受付時期

① 全員加入の場合

P.48「(1) 全員加入の場合」の手続きによって全在籍学生数分の申込みがあったとみなされるため、学生から別途申込みを行わせる必要はありません。なお、学校の事情により、学生から保険料相当額を何らかの形で徴収する場合も、時期や方法は自由に設定できます。

② 任意加入の場合

任意加入の場合は、学生が在籍する賛助会員校へ所定の保険料を支払った日の翌日午前0時(ただし、P.11の所定の保険始期(4月1日、9月1日、10月1日)より前に保険料を受領した場合は、P.11の所定の保険始期)から保険が適用されます。

したがって、新入生については、原則として3月31日、8月31日または9月30日以前(例えば入学手続等と同時)に申込みを行わせ、保険期間の開始と学生の在籍期間を揃えて加入させることができるよう告知および手続きをお願いします。

(3) 保険料の受領、保管および領収書(P.146)の交付

学校または後援会等において保険料を全額負担する場合以外は次のとおりとします。

- ・学校は、加入を希望する学生から所定の保険料を受領します。

(※)学研災および付帯賠償では保険料の支払いをもって加入とみなしているため、加入依頼書等は省略しています。

- ・保険料を受領した場合は、「帳票申込サイト」から「保険料領収書(複写式)」を取り寄せ、加入者に交付します。ただし、入学金、授業料等と一括して入金した場合には、一括領収書をもって同領収書に代えることができます。

なお、銀行振込等の送金方法により学生から保険料を受領した場合には、学校における同領収書の発行は不要とします。

- ・保険料の保管については、学校は保険料を他の財産と区分して保管するものとします。

(4) 「加入者のしおり」の交付

学校は、帳票申込サイトから「加入者のしおり」を取り寄せ、保険の種類に応じて以下の冊子を加入した学生（被保険者）に交付します。なお、学研災 NAVI から本しおりのデータをダウンロードできますが、**保険証券の代わりとなりますので、必ず加入した学生に冊子を配布してください。**^(※)

- ・学生教育研究災害傷害保険「加入者のしおり」
- ・学研災付帯賠償責任保険「加入者のしおり」
- ・法科大学院生教育研究賠償責任保険「加入者のしおり」

(※) 本協会および引受保険会社は、各被保険者に対して保険証券の発行および加入を証明する書類の交付は行いません。必要な場合は P.53 を参考に学校が加入証明書を交付します。

(5) 集計報告の提出および保険料の送金

【集計報告の受付開始日および提出期限】

・受付開始日は、以下のとおりとなります。

保険始期	受付開始日
2023年4月1日	2023年4月1日
2023年9月1日	2023年9月1日
2023年10月1日	2023年10月1日

・提出期限は、原則として以下のとおりとなります。

集計報告	提出期限 ^(※)
4月入学生の全員加入または3月末日までに学生から保険料を受け取った4月1日保険始期の任意加入分	5月20日
その他の時期5月以降受付分	加入を受け付けた月の翌月20日

(※) 任意加入の場合は名簿の送信も含みます。

提出期限は目安です。受付開始日以降であれば、上記期限より早く送信していただけます。

(6) 集計報告提出の流れ

- ・学校は、学研災管理システムへログインし、「集計報告」を作成します。
- ・作成した集計報告データから請求書にまとめる集計報告を選択し、見積書兼請求書を作成します。協会の承認後に見積書兼請求書を学研災管理システムからダウンロードします。
- ・ダウンロードした見積書兼請求書に記載されたお支払い期限までにペイジーを利用して保険料を送金します。

(※) 学研災管理システムの操作方法につきましては、学研災管理システム操作マニュアルをご参照ください。

6. 加入証明書の発行

被保険者がインターシップ先等から学研災または付帯賠償の加入証明書の提出を求められた場合は、以下の見本を参考に学校で加入証明書を発行してください。

なお、加入証明書の様式（日本語版／日本語・英語併記版）および同証明書に記載する証券番号は、本協会ホームページ [学研災 NAVI] でご確認ください。

学生教育研究災害傷害保険 及び 学研災付帯賠償責任保険 加入証明書			
該当する口に印			
学校名		学部学科 研究科名	
<input type="checkbox"/> 所属学生全員 <input type="checkbox"/> 下記の学生			
学籍番号		氏名	
本状発行者は、下記のとおり保険に加入していることを証明します。			
1 学生教育研究災害傷害保険			
※本保険は、正課中、学校行事中、学校施設内にいる間及び学校施設内・外での課外活動中(クラブ活動中)における傷害事故を補償します。また、「通学中等傷害危険担保特約」や「接触感染予防保険金支払特約」の加入者は、それぞれ当該活動中の事故も補償します。			
加入タイプ	<input type="checkbox"/> Aタイプ (死亡保険金最高2,000万円) <input type="checkbox"/> Bタイプ (死亡保険金最高1,200万円)		
	通学中等傷害危険担保特約 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 接触感染予防保険金支払特約 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
保険料適用区分	<保険期間開始種別が2010年10月以前> <保険期間開始種別が2011年4月以降> <input type="checkbox"/> 昼間部 文科学系 <input type="checkbox"/> 昼間部 <input type="checkbox"/> 昼間部 理工・体育系 <input type="checkbox"/> 夜間部 文科学系 <input type="checkbox"/> 夜間部 <input type="checkbox"/> 夜間部 理工・体育系 <input type="checkbox"/> 通信教育 <input type="checkbox"/> 通信教育		
払込保険料	円	保険期間	年 月 日～ 年 月 日
保険証券番号			
2 学研災付帯賠償責任保険			
※本保険の補償対象は、学校が当該活動を正課、学校行事または特定の課外活動(クラブ活動)(注)であると認めた場合のみとなりますのでご注意ください。			
	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入	補償の対象範囲及び内容	
加入コース	<input type="checkbox"/> Aコース (学研賠)	日本国内外での正課、学校行事、課外活動(注)及びその往復 (Bコースの対象範囲を含みます。) ※医療関連実習は除きます。薬学教育実務実習を含みます。	
	<input type="checkbox"/> Bコース (インターン賠)	日本国内外での①インターシップ、②介護体験活動、③教育実習、④保育実習、⑤ボランティア活動及び⑥その往復 ただし、正課、学校行事又は課外活動(注)と位置づけられるものに限ります。 ※医療関連実習、薬学教育実務実習は除きます。	
	<input type="checkbox"/> Cコース (医学賠)	医療関連学部・(学)科の実習を含む日本国内外での正課、学校行事、課外活動(注)及びその往復 (Aコース、Bコースの対象範囲を含みます。)	
	<input type="checkbox"/> Lコース (法科賠)	対人・対物賠償：日本国内外での正課、学校行事、課外活動(注)(臨床法学実習を含みます。)及びその往復 (Aコース、Bコースの対象範囲を含みます。) 人格権侵害補償：臨床法学実習による不当行為に起因する事故であれば、事故発生時における活動は問いません。	
補償内容	A～Lコース共通	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度(免責金額 0円)	
	Lコースのみ	人格権侵害補償 損害賠償請求者1名あたり1,000万円限度(免責金額 0円)	
払込保険料	円	保険期間	年 月 日～ 年 月 日
保険証券番号			
(注)学研災付帯賠償における課外活動とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより、インターシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターシップまたはボランティア活動に限ります。			
確認者		発行:	年 月 日
発行No.		発行者:	

Ⅱ． 契約内容変更に関する手続

(※) 最新情報は [学研災管理システム] でお知らせしていますので、必ずご確認ください。

1. 契約内容変更事由

学研災または付帯賠償加入後に、以下に挙げる事由により契約内容の変更が生じた場合は、契約内容変更申請を本協会に送信する必要があります。なお、約款上、通知義務があるため、保険料返還の有無にかかわらず、ご申請ください。

- ・退学（除籍、死亡を含みます）^(※1)
- ・休学^(※2)
- ・転部・転科^(※3)
- ・昼夜間部等の変更（学研災）、コース変更（付帯賠償）
- ・改姓（任意加入の場合）^(※4)

(※1) 退学による返還は、残りの保険期間が1年（365日）以上ある場合に限りです。

(※2) 保険料の返還は保険期間中に通算して1年（365日）以上休学した場合に限りです。

(※3) 学部へ転部・転科する場合、任意加入は返還保険料の有無にかかわらずご提出ください。全員加入のご提出は不要です。

(※4) 全員加入の場合は改姓による契約内容変更通知書のご提出は不要です。

2. 契約内容変更手続の流れ

契約内容変更申請は学研災管理システムにて学校が行いますが、保険料返還先は学校あてでも学生あてでも構いません。手続きの流れについては学研災管理システムの操作マニュアルをご参照ください。

(※) 通信教育の保険料返還はできません。

(1) 契約内容変更の証明

学生（被保険者）が下記の事由によってその事実の証明を求めてきた場合、学校はその事実を確認の上証明します。

①退学（転学、除籍、死亡を含みます）【学研災】【付帯賠償】

退学の場合は、次の算式によって算出した額を本協会より返還します。ただし、**学年度の中途において退学した場合には、当該学年度に係る差額保険料については、返還は行いません。**

[算式]

$$\left(\begin{array}{l} \text{既 取} \\ \text{保険料} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{既経過学年度の期間に} \\ \text{対応する適用保険料} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{返還保険料} \\ \text{(本協会より払い戻す保険料)} \end{array}$$

②休学【学研災】【付帯賠償】

学生（被保険者）が保険期間中に通算して1年（365日）以上^(※1)の間休学した場合は、**休学期間を終了し、復学後、休学の期間に係る保険料を返還します（1年未満の端日数は切捨て）。**

(※1) 通算して1年（365日）以上とは、継続的または断続的（例えば6ヶ月+6ヶ月など）に休学期間が1年（365日）以上ある場合を指します。ただし、複数の保険期間をまたぐ休学は合算できません。

[算式]

$$\left(\begin{array}{l} \text{既 取} \\ \text{保険料} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{保険期間から通算休学期間を差し引いた} \\ \text{期間に対応する適用保険料} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{返還保険料} \\ \text{(本協会より払い戻す保険料)} \end{array}$$

(※) 「契約内容変更通知書」の証明は、当該保険期間中において休学期間が通算して1年（365日）以上になり、かつ休学期間を終了し、復学後に遅滞なく行います。

(例) 2020年4月入学生が、①入学時に4年間一括加入した場合。②毎年4月に1年間ずつ加入した場合。なお、休学期間は同じ条件とする。

〈休学期間〉

1回目：2020/10/1～2021/3/31 ⇒ 通算1年(365日)
2回目：2021/4/1～2021/9/30

①入学時に4年間一括加入した場合。

保険期間：2020/4/1～2024/3/31

⇒1契約期間内に上記休学期間が収まるため、返金対象。

②毎年4月に1年間ずつ加入した場合。

保険期間：2020/4/1～2021/3/31 (休学期間：2020/10/1～2021/3/31)
2021/4/1～2022/3/31 (休学期間：2021/4/1～2021/9/30)]×
2022/4/1～2023/3/31
2023/4/1～2024/3/31

⇒複数の保険期間をまたぐため、返金対象外

③昼夜間部等の変更【学研災】

被保険者が昼夜間部等の変更を行い、適用保険料に変更が生じた場合は、**変更があった学年度以降**について、その差額保険料を本協会より請求または返還します。ただし、**学年度の中途において変更した場合には、当該学年度に係る差額保険料については請求または返還を行いません。**

(例) 夜間部の学生が昼間部の学部・学科に変わった場合……本協会より請求

昼間部の学生が夜間部の学部・学科に変わった場合……本協会より返還

〔算式〕

$$\left\{ \left(\text{既収保険料} \right) - \left(\text{既経過学年度の期間に対応する旧適用保険料} \right) \right\} - \left\{ \left(\text{原保険期間に対応する新適用保険料} \right) - \left(\text{既経過学年度の期間に対応する新適用保険料} \right) \right\} = \begin{matrix} \text{請求保険料(負の場合)} \\ \text{または返還保険料} \end{matrix}$$

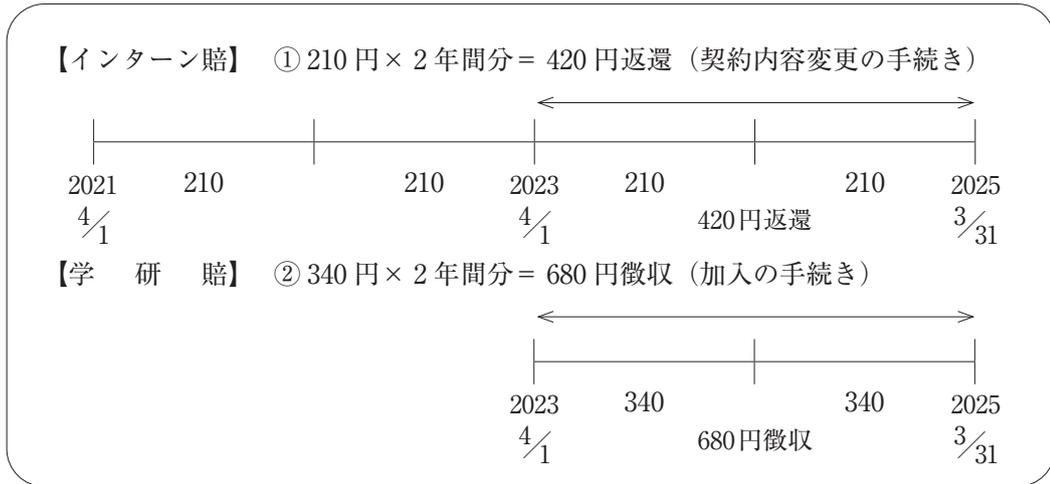
(※) 昼夜間部等への変更手続きがされていない場合は、保険金が支払われないことがあります。

④コース変更【付帯賠償】

(例) 2年間以上でBコース(インターン賠)に加入している加入者が、Aコース(学研賠)またはCコース(医学賠)に途中でコース変更する場合

1年(365日)以上の保険期間が残っている場合、Bコース(インターン賠)の残りの期間を一旦解約し、次にAコース(学研賠)またはCコース(医学賠)に卒業年度分で加入します。また、Aコース(学研賠)からCコース(医学賠)に途中でコース変更する場合も同様です。**現在のコースの返還保険料を変更後のコースの加入保険料と相殺することはできません。**

(例) 2021年4月に210円×4年＝840円でインターン賠に加入、2年後に学研賠に変更する場合



なお、返還保険料の計算は、システムからダウンロードするエクセルで自動計算されます。

参考 保険料一覧

1. 学 研 災

(1) A タイプ (死亡保険金最高 2,000 万円)

① 2010 年度以前における保険料一覧

保険期間	Aタイプ 保険料適用区分						
	昼間部 文科系	昼間部 理工・体育系	夜間部 文科系	夜間部 理工・体育系	通信教育	通学中等傷害危険担保特約	
						昼間部・夜間部	通信教育
1年間	650円	900円	100円	200円	100円	300円	40円
2年間	1,200円	1,600円	200円	350円		500円	
3年間	1,800円	2,350円	300円	500円		700円	
4年間	2,300円	3,000円	400円	600円		900円	
5年間	2,800円	3,600円	500円	750円		1,100円	
6年間		4,150円				1,250円 ^(※)	

(※) 通学中等傷害危険担保特約における「昼間部・夜間部」の6年間の保険料は、「昼間部理工・体育系」にのみ適用されます。

(※) 文科系／理工・体育系学部（大学院の場合は研究科、短期大学の場合は学科）一覧については P.59 をご参照ください。

② 2011 年度以後における保険料一覧

保険期間	Aタイプ 保険料適用区分					
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約		接触感染予防保険 金支払特約
				昼間部・夜間部	通信教育	
1年間	650円	100円	100円	350円	40円	20円
2年間	1,200円	200円		550円		40円
3年間	1,800円	300円		800円		50円
4年間	2,300円	400円		1,000円		70円
5年間	2,800円	500円		1,250円		80円
6年間	3,300円			1,400円		100円

(2) B タイプ (死亡保険金最高 1,200 万円)

① 2010 年度以前における保険料一覧

保険期間	Bタイプ 保険料適用区分						
	昼間部 文科系	昼間部 理工・体育系	夜間部 文科系	夜間部 理工・体育系	通信教育	通学中等傷害危険担保特約	
						昼間部・夜間部	通信教育
1年間	550円	750円	100円	150円	100円	200円	30円
2年間	1,000円	1,300円	200円	300円		350円	
3年間	1,500円	1,900円	250円	400円		500円	
4年間	1,900円	2,450円	350円	500円		650円	
5年間	2,300円	2,950円	450円	600円		800円	
6年間		3,400円				900円 ^(※)	

(※) 通学中等傷害危険担保特約における「通信教育以外」の6年間の保険料は、「昼間部理工・体育系」にのみ適用されます。

(※) 文科系／理工・体育系学部（大学院の場合は研究科、短期大学の場合は学科）一覧については P.59 をご参照ください。

② 2011 年度以後における保険料一覧

保険期間	Bタイプ 保険料適用区分					
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約		接 触 感 染 予防保険金支払特約
				昼間部・夜間部	通信教育	
1年間	550円	100円	100円	250円	30円	20円
2年間	1,000円	200円		400円		40円
3年間	1,500円	250円		600円		50円
4年間	1,900円	350円		750円		70円
5年間	2,300円	450円		950円		80円
6年間	2,700円			1,050円		100円

2. 付帯賠償

(1) 2007年度以前における保険料一覧

		2007年度以前			
		Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
保 険 料	1年間	400円	250円	800円	3,000円
	2年間	800円	500円	1,600円	6,000円
	3年間	1,200円	750円	2,400円	9,000円
	4年間	1,600円	1,000円	3,200円	
	5年間	2,000円	1,250円	4,000円	
	6年間	2,400円	1,500円	4,800円	

(2) 2008年度における保険料一覧

付帯賠償（A・B・Cコース）は、2008年4月1日付けで保険料を改定しました。

		2008年度			
		Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
保 険 料	1年間	340円	210円	500円	3,000円
	2年間	680円	420円	1,000円	6,000円
	3年間	1,020円	630円	1,500円	9,000円
	4年間	1,360円	840円	2,000円	
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円	
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円	

(3) 2009年度以降における保険料一覧

付帯賠償Lコース（法科賠）は、2009年4月1日付けで保険料を改定しました。

		2009年度以降			
		Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
保 険 料	1年間	340円	210円	500円	2,300円
	2年間	680円	420円	1,000円	4,600円
	3年間	1,020円	630円	1,500円	6,900円
	4年間	1,360円	840円	2,000円	
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円	
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円	

(4) 2015年度以降における保険料一覧

付帯賠償Lコース（法科賠）は、2015年4月1日付けで保険料を改定しました。

		2015年度以降			
		Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
保 険 料	1年間	340円	210円	500円	1,640円
	2年間	680円	420円	1,000円	3,280円
	3年間	1,020円	630円	1,500円	4,920円
	4年間	1,360円	840円	2,000円	
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円	
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円	

資料 文科系／理工・体育系学部一覧

1. 大学学部

(1) 文科系

アジア太平洋学部・アジア太平洋マネジメント学部・音楽学部・外国語学部・学芸学部
 学校教育学部・環境システム学部・環境情報学部・環境情報ビジネス学部・環境創造学部
 環境人間学部・観光学部・企業情報学部・キャリアデザイン学部・教育学部
 教育地域科学部・教育人間科学部・教育福祉科学部・教育文化学部・行政社会学部
 教養学部・経営科学部・経営学部・経営経済学部・経営情報科学部
 経営情報学部・経営政策学部・経営文化学部・経営法学部・経済科学部
 経済学部・経済情報学部・芸術学部・芸術情報学部・芸術文化学部
 現代経営学部・現代経営情報学部・現代コミュニケーション学部・現代社会学部・現代中国学部
 現代ビジネス学部・現代福祉学部・現代文化学部・現代法学部・現代マネジメント学部
 公益学部・国際英語学部・国際開発学部・国際学部・国際関係学部
 国際教養学部・国際協力学部・国際経営学部・国際経済学部・国際言語学部
 国際言語文化学部・国際交流学部・国際コミュニケーション学部・国際社会学部・国際商学部
 国際情報学部・国際政治経済学部・国際地域学部・国際人間学部・国際文化学部
 国際文化交流学部・こども学部・コミュニケーション学部・コミュニティ振興学部・コミュニティ政策学部
 コミュニティ福祉学部・サービス経営学部・サービス産業学部・産業経営学部・産業社会学部
 事業構想学部・児童学部・社会科学部・社会学部・社会環境学部
 社会システム学部・社会情報学部・社会福祉学部・社会文化学部・生涯学習システム学部
 商学部・商経学部・情報学部・情報社会科学部・情報社会政策学部
 情報文化学部・情報メディア学部・神学部・心身科学部・神道文化学部
 人文・社会学部・人文科学部・人文学部・人文経営学部・人文社会科学部
 人文社会学部・心理学部・政経学部・政策科学部・政策学部
 政策情報学部・政治経済学部・造形学部・造形芸術学部・造形表現学部
 総合科学部・総合管理学部・総合経営学部・総合情報学部・総合政策学部
 総合人間・文化学部・総合人間学部・総合福祉学部・総合文化学部・地域科学部
 地域学部・地域環境科学部・地域政策学部・地域創造学部・地域発展学部
 知的財産学部・デザイン学部・都市経済学部・都市情報学部・図書館情報学部
 21世紀アジア学部・日本文化学部・人間科学部・人間学部・人間関係学部
 人間社会学部・人間社会福祉学部・人間発達学部・人間福祉学部・人間文化学部
 ネットワーク情報学部・比較文化学部・ビジネス情報学部・美術学部・美術工芸学部
 美術文化学部・表現学部・福祉学部・福祉経営学部・福祉社会学部
 福祉情報学部・仏教学部・不動産学部・文化学部・文化教育学部
 文学部・文化情報学部・文化政策学部・文化創造学部・文教教育学部
 文芸学部・文理学部・保育学部・法学部・法経学部
 法政経学部・法政策学部・法文学部・マネジメント学部・メディア学部
 メディア造形学部・ライフデザイン学部・流通科学部・流通学部・流通経済学部
 流通情報科学部

(2) 理工系

医学部・医用工学部・医療衛生学部・医療技術学部・医療健康科学部

医療福祉学部・衛生学部・栄養科学部・栄養学部・園芸学部
 応用情報学部・応用生物科学部・応用生物学部・応用生命科学部・開発工学部
 海洋学部・科学技術学部・家政学部・環境科学部・環境学部
 環境共生学部・環境造園学部・環境防災学部・環境保健学部・環境理工学部
 看護医療学部・看護栄養学部・看護学部・看護福祉学部・看護福祉心理学部
 管理栄養学部・基礎工学部・技能工芸学部・芸術工芸学部・健康栄養学部
 健康科学部・健康管理学部・健康生活学部・健康福祉学部・健康メディカル学部
 現代生活学部・工学資源学部・工学部・工芸学部・国際環境工学部
 国際食料情報学部・コンピュータサイエンス学部・コンピュータ理工学部・産業科学技術学部・産業保健学部
 歯学部・システム科学技術学部・システム工学部・システム情報科学部・社会環境科学部
 獣医学部・獣医畜産学部・商船学部・情報科学部・情報環境学部
 情報工学部・食品栄養科学部・食文化学部・食物栄養学部・鍼灸学部
 心理学部・水産学部・数理情報学部・生活科学部・生活環境学部
 生産工学部・生物産業学部・生物資源科学部・生物資源学部・生物生産学部
 生物理工学部・生命科学部・生命科学部・生命工学部・生命理工学部
 繊維学部・総合人間科学部・総合理工学部・総合リハビリテーション学部・ソフトウェア情報学部
 地球環境科学部・畜産学部・デザイン工学部・電気通信学部・電子情報学部
 人間環境学部・人間看護学部・人間健康学部・人間生活学部・農学生命科学部
 農学部・バイオサイエンス学部・バイオニクス学部・発達科学部・光科学部
 服飾学部・服装学部・文家政学部・保健医療学部・保健医療福祉学部
 保健衛生学部・保健科学部・保健学部・保健福祉学部・薬学部
 酪農学部・理学部・理工学部・リハビリテーション学部

(3) 体育系

スポーツ科学部・スポーツ学部・スポーツ健康科学部・体育学部

2. 大学院（研究科、学府、教育部など）

学部の上に設置されている研究科等については、原則として基礎となる学部等の分類に準じます（例：理学部→理学（系）研究科や理工学研究科など、農学部→農学研究科や連合農学研究科など、文学部→文学研究科や人文科学研究科など、医学部→医学（系）研究科や医歯学総合研究科、など）。前記の学部の区分にない場合（独立大学院など）は以下のとおりとします。なお、複数の研究科等が統合されてきた研究科等や学際系の研究科等については、旧研究科等の専攻の基礎となる学部の分類に準ずることができません。

(1) 文科系（学部の区分にないもの）

アジア・アフリカ地域研究研究科・アジア太平洋研究科・アジア地域研究科・アドミニストレーション研究科・アメリカ・ヨーロッパ文化研究科
 アメリカ研究科・異文化コミュニケーション研究科・応用人間科学研究科・音楽文化研究科・会計学研究科
 外国語教育学研究科・企業情報研究科・技術経営研究科・行政学研究科・グローバル・ビジネス研究科
 グローバルビジネスコミュニケーション研究科・経営管理研究科・芸術文化科学研究科・現代社会文化研究科・国際会計研究科
 国際開発研究科・国際企業戦略研究科・国際協力研究科・国際経営・文化研究科・（国際）言語社会研究科
 国際公共政策研究科・国際広報メディア研究科・国際社会科学研究科・社会環境科学研究科・社会福祉学研究科
 情報メディア研究科・政策・メディア研究科・政策研究科・総合学術研究科・総合生活研究科

総合政策科学研究科・総合政策研究科・総合人間科学研究科・地域経済システム研究科・地域研究研究科
21世紀社会デザイン研究科・日本語教育研究科・人間情報学研究科・人間総合科学研究科・人間文化研究科
東アジア研究科・ビジネス科学研究科・ビジネスデザイン研究科・物流情報学研究科・マネジメント研究科
臨床教育(学)研究科・臨床心理学研究科・歴史民俗資料科学研究科

(2) 理工系 (学部の区分にないもの)

医科学研究科・エネルギー科学研究科・開発工学研究科・学際情報学府・環境情報教育部
感染制御科学府・基礎生命科学研究科・健康福祉学研究科・工学マネジメント研究科・工業技術研究科
国際情報通信研究科・産業(科学)技術研究科・システム科学技術研究科・システム自然科学研究科・システム情報工学研究科(学府)
自然科学研究科・社会理工学研究科・情報システム学研究科・情報理工学系研究科・情報理工学研究科
食品薬品総合科学研究科・新領域創造科学研究科・数理解析科学研究科・生活機構研究科・生産科学研究科
生物システム応用科学研究科・生命環境科学研究科・生命体工学研究科・総合基礎科学研究科・多元数理科学研究科
地球環境科学研究科・電子科学研究科・都市科学研究科・バイオシステム研究科

3. 短期大学

(1) 文科系

① 人文関係

英語(学)科・英語英(米)文(学)科・英語コミュニケーション(学)科・英語文化科・英文(学)科
英米語(学)科・英米語文化学科・英米文化学科・欧米文化学科・外国語(学)科
キリスト教(人間)(学)科・言語コミュニケーション学科・言語表現学科・言語文化学科・言語文化コミュニケーション科
現代コミュニケーション学科・現代文化学科・現代文化学科・広報学科・国語(学)科
国語国文(学)科・国際コミュニケーション学科・国際人間学科・国際文化(学)科・国際文化交流学科
国文(学)科・コミュニケーション学科・宗教科・神学科・総合コミュニケーション学科
日本(文化)史(学)科・日本語コミュニケーション学科・日本語日本文学科・日本語表現科・日本史学科
日本文化(学)科・日本文学科・日本文化コミュニケーション学科・人間関係(学)科・人間文化学科
仏教(学)科・文(学)科・文化学科・文化コミュニケーション学科・文芸(学)科

② 社会関係

運輸科・オフィス情報学科・介護福祉(学)科・観光学科・経営(学)科
経営会計学科・経営システム学科・経営実務科・経営情報(学)科・経営情報実務学科
経営情報文化科・経営税務学科・経済(学)科・国際ビジネス学科・産業情報(学)科
実務教育科・児童福祉(学)科・社会科学科・社会情報学科・社会福祉(学)科
商(学)科・商経(学)科・商業(学)科・情報国際科・情報社会学科
情報ビジネス学科・情報ビジネスコミュニケーション科・情報文化学科・心理学科・地域社会学科
地域ビジネス学科・地域福祉学科・人間福祉学科・能率科・ビジネスコミュニケーション学科
ビジネス実務科・ビジネス心理科・美容福祉学科・福祉(学)科・福祉援助学科
福祉支援学科・福祉心理科・法(学)科・貿易科・法経(学)科
法律科・メディア情報学科・ライフマネジメント学科

③ 教養関係

教養(学)科・現代教養学科・国際教養(学)科・情報文化学科・生活教養(学)科

④ 教育関係

児童教育（学）科・初等教育（学）科・地域保育学科・保育（学）科・幼児教育（学）科

⑤ 芸術関係

音楽（学）科・芸術（学）科・芸術文化学科・工芸美術（学）科・産業デザイン（学）科
生活芸術科・生活デザイン（学）科・造形科・造形芸術（学）科・造形美術科
デザイン（学）科・デザイン美術（学）科・美術学科・美術デザイン（学）科・美容芸術学科
表現芸術学科・文化芸術学科

⑥ その他

秘書（学）科

(2) 理工系

① 工業関係

OA情報システム学科・応用化学科・環境建設学科・環境工学科・機械（工学）科
建設（工学）科・建設工業科・建築（工）学科・工業技術学科・構造工学科
材料工学科・産業造形学科・自動車工学科・自動車工業（学）科・写真科
情報・ネットワーク学科・情報経営システム学科・情報システム（学）科・情報処理工（学）科・情報通信科
生産管理工学科・生産システム工学科・電気（工学）科・電気機械工学科・電気電子（工学）科
電子（工学）科・電子情報学科・電子情報システム学科・土木（工学）科

② 農業関係

園芸科・園芸生活学科・環境農学科・環境緑地学科・缶詰製造科
醸造科・食品科学科・生物生産（技術）学科・造園科・造園林学科
畜産（学）科・農学科・農業科・農業機械科・農業技術学科
農業工学科・農業土木科・酪農学科

③ 保健関係

医療情報技術科・衛生看護（学）科・衛生技術（学）科・応用電子技術科・環境衛生学科
看護（学）科・キャリア開発総合学科・健康生活科・現代総合学科・作業療法（学）科
歯科衛生（学）科・歯科技工士学科・柔道整復学科・鍼灸学科・診療放射線（技術）学科
美容保健学科・福祉栄養学科・放射線科・保健科・保健福祉学科
養護教育科・理学療法学科・リハビリテーション学科・臨床栄養学科・臨床検査（学）科
臨床工学科

④ 家政関係

栄養（学）科・家政（学）科・家政経済科・家庭生活（学）科・家庭理科
環境文化学科・キャリアデザイン学科・健康栄養学科・健康福祉学科・現代生活学科
住居学科・食生活学科・食物（学）科・食物栄養（学）科・食物科学科
生活（学）科・生活科学（学）科・生活環境学科・生活情報（学）科・生活造形学科
生活創造デザイン学科・生活福祉学科・生活文化（学）科・総合生活学科・都市生活学科
人間栄養学科・人間生活学科・人間文化学科・農村生活学科・被服（学）科
服飾（学）科・服飾意匠（デザイン）学科・服飾生活学科・服飾造形科・服飾美術（学）科
服飾文化学科・服装学科・ヘルスケア栄養学科・保健福祉学科

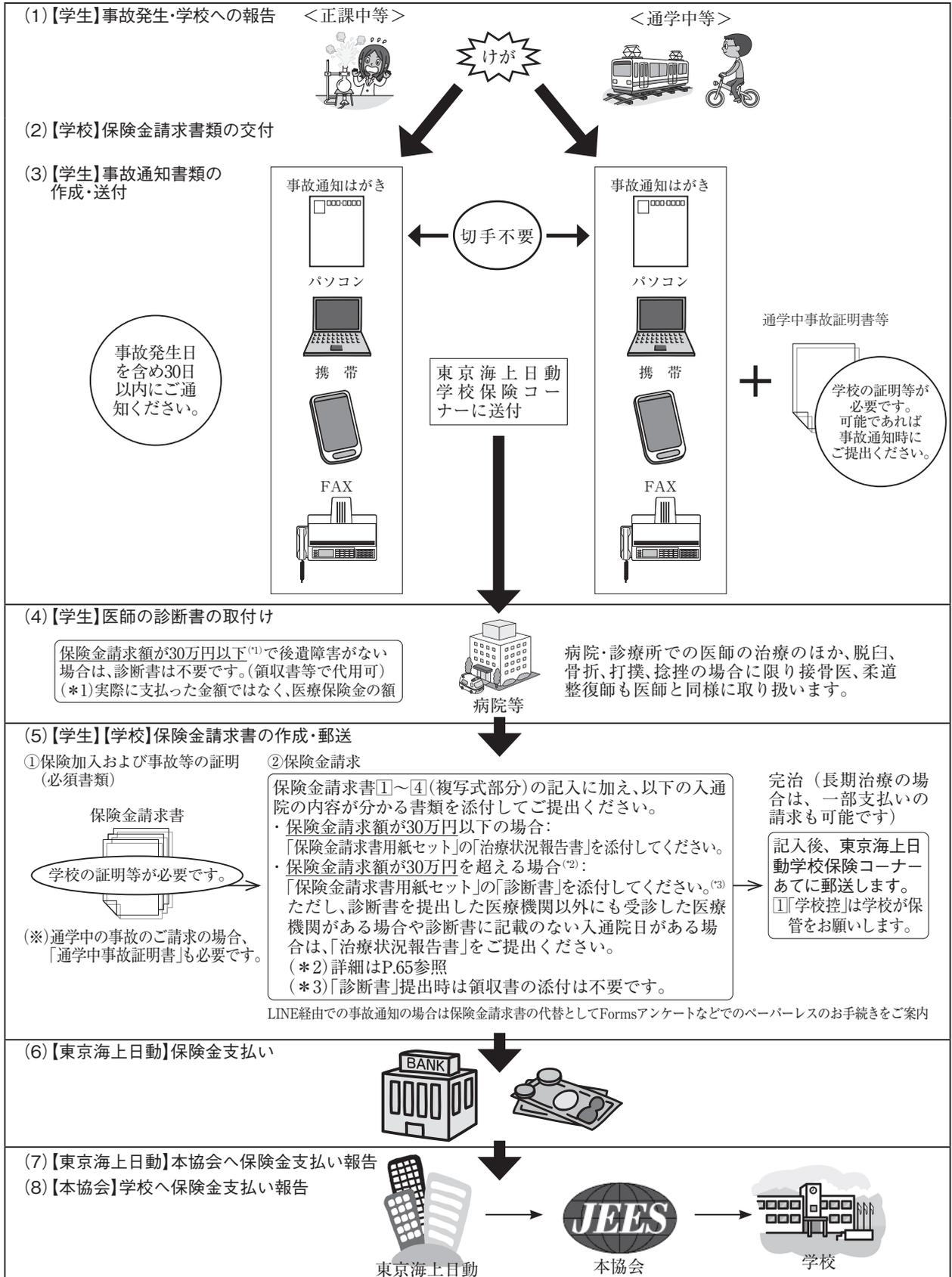
(3) 体育系

健康・スポーツ学科・体育（学）科・保健体育（学）科

Ⅲ. 保険金請求に関する手続

- (※) 最新情報は [学研災管理システム] でお知らせしていますので、必ずご確認ください。
- (※) 漏れのないご案内の為に、常に最新版の帳票をご使用ください。

1. 学研災〈事故処理の流れ〉



(※) 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

学研災（普通保険）および特約について、2022年4月よりLINEによる事故通知を開始しました。詳細は学研災NAVIに掲載している「学研災LINEアカウント(SkettBook)事故通知までの利用マニュアル」をご参照ください。

(1) 事故発生・学校への報告

事故が発生した場合は、学生から学校へすぐに事故の報告をするようにご指導ください。

（学研災公式LINEアカウント（SkettBook）をご利用の場合には学生から直接保険会社に報告するようご指導ください。）

(2) 事故通知書類の作成・送付

学生（被保険者）に学研災公式LINEアカウント（SkettBook）、「事故通知はがき(切手不要)」^(*)、FAX、パソコンや携帯端末を使用した「事故通知システム」のいずれかの方法で、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を東京海上日動の学校保険コーナーへ通知するようにご指導ください。

(*) 事故通知はがきは、あらかじめ東京海上日動学校保険コーナーのあて先を印字した料金受取人払いのはがきとなります。

「事故通知システム」のトップページは以下のとおりです。学生が「事故通知システム」から直接事故報告をする場合は、学校への報告漏れにご注意ください。

事故通知システムトップページ

【PC・スマートフォン】 https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_1/index.do

【携帯】 https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_4/index.do

学生の福利厚生制度を紹介する学校のホームページ（例えば「学生生活」「キャンパスライフ」等）に、リンクの設定をお願いします。

<事故通知時の提出書類>

提出書類	事故の種類／事故時の活動等			
	全ての事故	通学中	学校施設等 相互間の移動中	接触感染
① 事故通知はがき、FAX または事故通知システム (見本は P.147 ~ 148)	○	○	○	○
② 通学中事故証明書（保険会社に郵送） (見本は P.149)		○		
③ 施設間移動中事故証明書（保険会社に郵送） (見本は P.149)			○	
④ 接触感染の検査資料等（保険会社に郵送） (P.67 ウ参照)				○

- ・全ての事故で表中①が必要となります。これに加えて、通学中または学校施設等相互間の移動中の事故、若しくは接触感染事故の場合は、②～④のいずれかの該当書類を保険会社に郵送します。
- ・事故通知システムは、学校を経由せず学生（被保険者）が引受保険会社に直接通知することになります。したがって、学校において学生（被保険者）の事故状況を把握する必要がある場合には、学生（被保険者）が本システムで事故通知を行う際に必ず学校に申し出るよう指導するなど、ご対応をお願いします。
- ・学研災公式LINEアカウント（SkettBook）をご利用の場合には、②～④はメール返信にてご提出いただくため、郵送対応は不要となります。

(3) 保険金請求書類の交付（P.149～151）

学校は、帳票申込サイトから保険金請求書用紙セット（保険金請求書兼事故証明書、診断書、治療状況報告書）を事前に取り寄せ、通学中事故証明書および施設間移動中事故証明書とともに備え付け、学生（被保険者）から事故の報告があった場合はこれらを交付します。また、学研災公式 LINE アカウント（SkettBook）をご利用の場合には、保険金請求書の代替として学生にメールを送信するため、保険金請求書の交付は不要です。

- （※1）「通学中事故証明書」および「施設間移動中事故証明書」は、本協会ホームページの[学研災NAVI]からダウンロードしてお使いください。その他の書類については「帳票申込サイト」からお取り寄せください。
- （※2）保険金請求権には、時効（3年）があります。

(4) 診断書の取付け

① 保険金請求額が 30 万円^(※)を超える場合

診断書が必要となるため、医師に診断書への記入を依頼してください。なお、学研災での保険金請求額が 30 万円以下であっても東京海上日動の他の傷害保険等の保険金請求額を合算した結果、保険金請求額が 30 万円を超える場合は診断書が必要となります。（他の傷害保険等の保険金請求などのために診断書を取得済みの場合は、コピーの提出で代替も可能ですが、当社指定の診断書のご提出をお願いする場合があります）

30 万円を超える主な例

- ・治療費用が 270 日以上
- ・医療保険金（P.32 の表参照）+ 入院日数× 4,000 円の計が 30 万円を超えた
- ・死亡・後遺症を負った場合

（※）治療費ではありません。

② 保険金請求額が 30 万円^(※)以下で後遺障害がない場合

医師の診断書は不要となるため、所定の治療状況報告書（P.150）に学生（被保険者）が自筆で記入し、治療期間が記載された医療機関の領収書（ない場合は診察券のコピー等）を添えて提出してください。（診察券のコピーのみを添付した場合は、通院日数が明記された書類の有無について保険会社が学生（被保険者）に確認することがあります）

（※）実際に支払った金額ではなく医療保険金額です。

(5) 保険金請求手続

① 保険加入および事故等の証明

ア. 保険金請求書学校証明欄

学校は、「当該負傷者が被保険者であること」を確認の上、保険金請求書に必要な証明をした後、「保険金請求書」①学校控を保管し、その他の 3 部を学生（被保険者）に渡します。学研災公式 LINE アカウント（SkettBook）をご利用の場合には、保険会社から学校宛に送信するメールの返信にて学校証明欄対応を実施いただくため、紙面での対応は不要です。

なお、保険金請求書の学校証明欄の証明者は、下表＜学校証明欄の証明者＞のとおりです。

- （※1）保険金の請求手続は、原則として学生（被保険者）が直接引受保険会社に対して行うものとします。ただし、被保険者が未成年の場合、保険金の請求は原則として親権者が行うものとします。なお、死亡保険金は、原則として法定相続人が請求することになります。
- （※2）保険金請求書は、①学校控、②東京海上日動控、③日本国際教育支援協会控、④学校控（保険金支払報告用）の 4 連式となっています。
- （※3）保険金請求書は記載の項目が毎年変更されている場合が多いため、必ず新しい書式のものをご使用ください。

<学校証明欄の証明者>

区 分		事 故 証 明	保 険 加 入 証 明	届 出 証 明
正課中	授 業 中	担 当 教 員	学 校	_____
	その他の正課中	学校または第三者	学 校	_____
学 校 行 事 中		学 校	学 校	_____
学 校 施 設 内		学校または第三者	学 校	_____
学校施設外の課外活動（クラブ活動）中		学校、団体責任者またはこれに準ずる者	学 校	学 校 ^(*2)
通学中・学校施設等相互間の移動中		学校、担当教員、団体責任者またはこれに準ずる者 ^(*3)	学 校	_____

(* 2) 届出証明は、事故時の活動が学校の認めた学内学生団体の管理下で行う課外活動（クラブ活動）であることを証明するものです。

(* 3) 通学中事故証明書・施設間移動中事故証明書をご提出いただく場合は、事故証明欄のご記入は不要です。

イ. 通学中事故証明書／施設間移動中事故証明書

通学中または学校施設等相互間の移動中の事故の場合は、以下の証明をする必要があります。必要な証明書は [学研災 NAVI] からダウンロードが可能です。学研災公式 LINE アカウント (SkettBook) をご利用の場合には、保険会社から学校宛に送信するメールの返信にて学校証明欄対応を実施いただくため、紙面での対応は不要です。

a. 活動証明（通学中事故証明書）

学生（被保険者）が参加を予定していた活動または参加したとする活動が

- i. 実際に行われたか（行われる予定であったか）否か
- ii. その活動に学生（被保険者）が出席したか（出席予定であったか）否か

を下表に従い証明してください。

なお、ii. の学生（被保険者）が出席したか（出席予定であったか）否か不明の場合に限り、

- iii. 学生（被保険者）が当該授業等の登録をしているか否か

を通学中事故証明書「⑤活動内容または活動予定内容」欄（P.80）に記入し証明してください。

活動内容	証 明 者
学校の授業等	指導教員、学校職員（外国人教員の場合はサインでも可）
学 校 行 事	学校（学生課長等）
課 外 活 動 （クラブ活動）	学校に届けられている団体責任者（顧問・部長）である学校の教職員またはこれに準ずる者（キャプテン等）

b. 活動予定証明（施設間移動中事故証明書）

学校施設等相互間の移動中の事故の場合は、学生（被保険者）が移動後に参加予定であった活動について前記 a. と同様に証明してください。

(※) 通学中事故証明書および施設間移動中事故証明書は、可能であれば事故通知時にご提出ください。

- c. 学校証明（通学中事故証明書／施設間移動中事故証明書）
 学生（被保険者）について、下表の事項を証明してください。

学校が証明する事項		
通学中事故証明書		施設間移動中事故証明書
往路 （住居 ↓ 学校施設等） での事故	事故日時	事故日時
	事故場所	事故場所
	●活動予定場所	●移動元の活動場所
	●活動予定内容	●移動元の活動内容
	●活動開始予定時刻	●移動元の活動終了時刻
	通常利用する経路および方法	移動元の学校施設等を離れた時刻
復路 （学校施設等 ↓ 住居） での事故	事故日時	通常利用する経路および方法
	事故場所	●移動先の活動予定場所
	●活動場所	●移動先の活動内容
	●活動内容	●移動先の活動開始予定時刻
	●活動終了時刻	
	活動の行われた学校施設等を離れた時刻	
	通常利用する経路および方法	

●学校による証明が必須の事項

- d. 大学から自宅までの経路と事故の場所を示した地図
 （※）学校敷地内の事故は「通学中」の事故ではなく「学校施設内」の事故となりますのでご注意ください。

ウ. 接触感染事故・感染症予防措置証明

a. 接触感染事故の証明

以下の項目について証明をお願いします。なお、学校証明欄の事故証明は担当教員に証明いただく必要があります。担当教員が証明できない場合は、事故の発生した病院等にご証明いただくこととなりますので、東京海上日動の学校保険コーナー（フリーダイヤル 0120-868-066）までご連絡ください。

- i. 事故日時
- ii. 事故場所
- iii. 受傷部位
- iv. 感染の可能性がある感染症名
- v. 事故状況・発生原因

b. 感染症予防措置の実施証明

事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその感染症予防措置を実施したことが分かる書類をご提出ください。ご不明な点は東京海上日動の学校保険コーナー（フリーダイヤル 0120-868-066）までご連絡ください。

<提出書類の具体例>

- ・ 感染症の検査資料、感染症予防措置費用の領収書
- ・ 診断書
- ・ 感染症予防措置実施証明書 等

（※）診断書等の文書発行料は、学生（被保険者）の負担となりますのであらかじめご了承ください。

② 保険金請求書類提出

保険金請求の際は、治療終了後、学生（被保険者）またはその代理人^(*4)が以下の書類を東京海上日動の学校保険コーナー（P.289）に直接郵送します。

（※）保険金請求書類は事故ごとに速やかにご提出ください。

ア. 保険金請求書（兼事故証明書）

（※）被保険者が留学生の場合は、保険契約の内容欄の右端「留学生」に○印をつけてください。なお、本帳票でいう「留学生」とは、「出入国管理および難民認定法」別表第一に定める「留学」の在留資格（留学ビザ）の学生に限ります。

イ. 医師の診断書（詳細は P.65（4）をご参照ください）

ウ. その他（普通保険約款第 25 条）

（* 4）学生（被保険者）が未成年の場合、保険金の請求は原則として親権者が行うものとします。なお、死亡保険金は、原則として法定相続人が請求することになります。

上記ア. およびイ. とも所定の用紙を用います。（P.150～151）

入院したときは入院日数等を記載した病院等の証明書類（領収書類に記載）の提出が必要です。

なお、死亡保険金または後遺障害保険金の請求時には上記所定用紙以外にも必要な書類があります。詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（フリーダイヤル 0120-868-066）にお問い合わせください。

③ 事故受付窓口および保険金請求書類郵送先

【事故通知はがきおよび保険金請求書類郵送先】

〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング
 東京海上日動火災保険株式会社
 ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室 傷害保険サポート第3チーム
 学生教育研究災害傷害保険担当（学校保険コーナー） 行

（※）万が一、事故通知はがき等の書類郵送先を誤った場合は、東京海上日動内部で担当部署へ回送します。

(6) 保険金支払い

保険金の請求を受けた東京海上日動の学校保険コーナーは、学生（被保険者）が学研災に加入していること等を確認（引受確認）した上、請求に対する調査をし、学生（被保険者）またはその代理人に対して保険金請求書等が保険会社に届いてから原則として30日以内^(*5)に保険金の支払いを行います。

なお、保険金の支払いは原則として銀行振込により行うものとします。

（* 5）普通保険約款第 26 条第 2 項に定める特別な照会または調査が不可欠な場合は、その内容に応じて期限が延長されます。

(7) 保険金支払い報告

① 東京海上日動→本協会：東京海上日動の学校保険コーナーは本協会へ保険金請求書を送付し支払い内容を報告します。

② 本協会→学校：学校は本協会から郵送される保険金請求書の「学校控（保険金支払報告用）」を受理し保管します。

（※）新規加入者が事故に遭った際、本協会に集計報告および加入者名簿（任意加入の場合）が未提出の場合には、当該学生の学研災への加入の有無について本協会または東京海上日動から学校にお問い合わせをすることがあります。

各学校の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

学研災公式 LINE アカウント（SkettBook）経由の場合には保険金請求書の学校控および協会控が廃止され、支払い完了メールのみ学校宛送信されます。

「事故通知はがき」

記入例

郵便はがき

1058760

(あて先住所)
港区西新橋3-9-4
虎ノ門東京海上日動ビルディング
東京海上日動火災保険(株)
ウェルネス保険金サポート室
傷害保険サポート室
第三チーム
(学校保険コーナー) 行

〒000-XXXX
東京都新宿区〇〇町X-XX-X

氏名 ○ ○ ○ ○

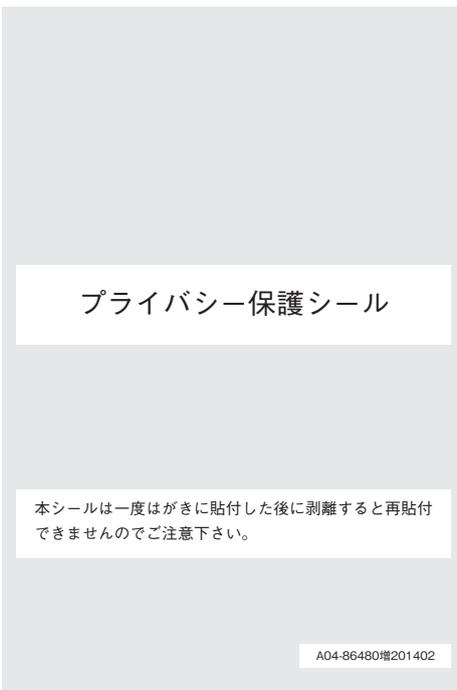
〈個人情報の利用目的〉
ご加入の皆様のご個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ（*）内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。弊社は、このハガキをお客様が投函した時点をもって、お客様がハガキに記載された傷病名等の保険医療に関する情報を保険金のお支払いに必要な範囲で弊社が取得・利用することおよびハガキに記載された個人情報、契約内容および事故情報、ならびに保険金支払状況等の内容を学校に対して学校が行う学生サービスや事務管理のために提供すること、また（公財）日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う学校からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供することに同意いただいたものと取り扱わせていただきます。
（*）詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

学生教育研究災害傷害保険事故通知	
記入日 2020年10月31日	
次のとおり事故がありましたので「個人情報の利用目的」に同意のうえ、通知いたします。 ・おけがの申告をする場合は、下記1～12をご記入ください。 ・感染症予防措置を受けたことを申告する場合は、下記1～9および12-13をご記入ください。	
1 所 属 校 (点線については該当するものに○) 目黒 大学院 理工 (化学) 科	(20XX)年(4)月入学・学年(1)年・学籍番号(〇〇〇〇)
2 フリガナ コバ タロウ	生年月日(西暦) (18)歳 学校所在地 年 月 日 都道府県
3 住 所 〒 〇〇-XXXX 東京 府 新宿区〇〇町X-XX-X	2 負傷者のお名前 駒場 太郎
4 保 険 加 入 期 間 20XX年4月1日～20XX年3月31日	3 電 話 番 号 TEL 03 (XXXX)XXXX 携帯 090 (XXXX)XXXX
5 事 故 の 日 時 20XX年10月17日(日)午後11時頃	4 保 険 加 入 期 間 〒 〇〇-XXXX
6 事 故 発 生 場 所 東京 府 学校施設内(学校施設) D-5教室	5 事 故 の 日 時 20XX年10月17日(日)午後11時頃
7 活 動 形 態 (いづれかひとつに○) 正課中(体育実技(授業)、運動実習、その他) 学校行事中(クラブ活動中、学校施設内(正課)、学校行事(クラブ活動中以外)、通学中、学校施設内移動中)	6 事 故 発 生 場 所 東京 府 学校施設内(学校施設) D-5教室
8 事 故 の 状 況 (具体的に) 理料系科目の実験中 有機化学の実験中、アルコールランプの火象を誤り、フラスコが爆発、破片がきり、同時に熱湯を浴びて受傷した。	7 活 動 形 態 (いづれかひとつに○) 正課中(体育実技(授業)、運動実習、その他) 学校行事中(クラブ活動中、学校施設内(正課)、学校行事(クラブ活動中以外)、通学中、学校施設内移動中)
9 上記(5～8)を証明することができる学校関係者名 氏名 関係(担当教員、学校職員、その他) 所属(学部名、部活名等)、役職	8 事 故 の 状 況 (具体的に) 理料系科目の実験中 有機化学の実験中、アルコールランプの火象を誤り、フラスコが爆発、破片がきり、同時に熱湯を浴びて受傷した。
10 お け が の 内 容 部 位・傷病名 部位 左前腕部および左手足；傷病名 創傷および火傷	9 上 記 (5～8) を 証 明 可 能 な 学 校 関 係 者 名 氏 名 関 係 (担 当 教 員 ・ 学 校 職 員 ・ 他 の 他) 所 属 (学 部 名 ・ 部 活 名 等) ・ 役 職
11 治 療 期 間 入院 1 日 間 (見込) 通院 14 日 間 (見込)	10 お け が の 内 容 部 位 ・ 傷 病 名 部 位 左 前 腕 部 お よ び 左 手 足 ； 傷 病 名 創 傷 お よ び 火 傷
12 生活総合保険(自賠責)の加入有無 (有) (無) (不明) 13 感染症予防措置の内容(予防措置実施日) (月 日)	11 治 療 期 間 入 院 1 日 間 (見 込) 通 院 14 日 間 (見 込)

*保険加入期間が不明な場合は学校窓口でご確認ください。 作A04-88130(7)改定202303

学校所在地についてキャンパスが複数ある場合は、そのキャンパスがある都道府県をご記入ください。

事故通知ハガキにご記入いただきましたお客様は、保護シールを台紙より剥がして、事故のお知らせが全て隠れるように貼付してご投函下さい。



FAX 050-3730-6915

東京海上日動火災保険(株)
 ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室
 第三チーム行

記入日20××年 10月 31日

学生教育研究災害傷害保険事故通知

次のとおり事故がありましたので「個人情報の利用目的」に同意のうえ、通知いたします。
 ・おけがの申告をする場合は、下記1～13をご記入ください。
 ・感染症予防措置を受けたことを申告する場合は、下記1～8および12～14をご記入ください。

1	所 属 校 (点線については 該当するものに○)	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 私立		(目 黒)	(大 学 院) (短 大) (大) (大 学) (高 専)	(理 工)	(研 究 科) (学 部) (学 科)	(化 学) 科
		(20××)年(4)月入学・学年(1)年・学籍番号(0000)						
2	フリガナ 負傷者のお名前	昼間部 <input type="checkbox"/> ①理工系 <input type="checkbox"/> ②文科系 <input type="checkbox"/> ③体育系		夜間部 <input type="checkbox"/> ④理工系 <input type="checkbox"/> ⑤文科系 <input type="checkbox"/> ⑥体育系		<input type="checkbox"/> 通信教育	転部・ 転科・ 編入歴	(有) (無)
		コマバ タロウ		男・女 (18)歳		学校所在地		都道府県
3	住 所 電 話 番 号 上 記 以 外 の 連 絡 先 (例：帰省先) メールアドレス (メールでの連絡を ご希望の場合のみ)	〒 000-XXXX 東京 都道府県 新宿区〇〇町×-××-×						
		TEL 03(XXXX)XXXX 携帯 090(XXXX)XXXX						
		〒 XXX-0000 長野県松本市〇〇町×-×× TEL 0263(XX)XXXX @						
4	保険加入期間*	20××年 4月 1日～20××年 3月 31日						
5	事故の日時	20××年 10月 17日 (午前・午後) 11時頃						
6	事 発 生 場 所	東京 都道府県 (学校施設内) (学校施設外) (具体的に D-5教室)						
7	活 動 形 態 (いずれかひとつに○) 通学中・学校施設間移動中の場合 (徒歩・自転車・原付・バイク・自動車・その他())	正課中(体育実技) (理系実験) (医療実習) (その他) 学校行事中(クラブ活動中) (学校施設内(正課・学校行事・クラブ活動中以外)) 通学中(学校施設間移動中)						
		上記活動の内容 理科系科目の実験中						
8	事 故 の 状 況 (具体的に)	無機化学の実験中、アルコールランプの火量を誤り、フラスコが爆発。破片がささり、同時に熱湯を浴びて火傷した。						
9	交 通 事 故 の 場 合	事故時点で有効な免許の有無 (有) (無) 有効期限 (年 月 日まで有効)					届出 (警察署)	
10	お け が の 内 容 部 位 ・ 傷 病 名	部位 左前腕部および左手足		傷病名 創傷および火傷				
11	治 療 期 間	入院 1 日間 (見込)			通院 14 日間 (見込)			
12	医 療 機 関 名 及 び 電 話 番 号	○×病院 TEL 03(〇×〇)〇×〇						
13	学研災付帯学生 生活総合保険(付帯学総) の加入有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		14	感 染 症 予 防 措 置 の 内 容 (予防措置実施日)			(月 日)

*保険加入期間は学校窓口でご確認ください。

〈個人情報の利用目的〉
 ご加入の皆様のご個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。弊社は、この事故通知用紙をお客様がFAXした時点をもって、お客様が事故通知用紙に記載された傷病名等の保健医療に関する情報を保険金のお支払いに必要な範囲で弊社が取得・利用することにご同意いただいたものと取り扱わせていただきます。
 (*)詳しくは、弊社ホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。

学校所在地についてキャンパスが複数ある場合は、そのキャンパスがある都道府県をご記入ください。

事故通知システム(PC・スマートフォン)

※事故通知システムの内容は在籍学校へは自動的に転送されません。内容を把握したい場合には、通知内容について報告（入力内容のコピーの提出等）をするようご指導ください。

記入例

○ 学研災 事故通知システム

以下のフォームに必要な項目を入力の上、送信をクリックしてください。
※は必須項目となります。

（個人情報の利用目的）

ご加入の皆様のご個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ（*）内での確認を含みます）、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

弊社は、この事故通知システムによりお客様が事故通知を実施された時点を以って、お客様が入力された傷病名等の保健医療に関する情報を保険金のお支払に必要な範囲で弊社が取得・利用することにご同意いただいたものと取り扱わせていただきます。

（*）「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

入力画面

ご記入された内容に漏れがないかご確認のうえ、「確認」ボタンをクリックしてください。

在籍学校の担当所属 ※	東京（茨城、栃木、群馬、埼玉）▼
-------------	------------------

○ 在籍学校・学部について

学校区分 ※	私立 ▼
学校名 ※	支援大学 正式名称を入力してください。 例) ○△大学の場合は、○△ではなく、○△大学と入力してください。
学校分類 ※	大学 ▼
学校学部 ※	理学部 短期大学の場合は「短期大学」と入力してください。 高等専門学校の場合は「高等専門学校」と入力してください。
学部分類 ※	学部 ▼

○ 学科・入学年度について

学科名 ※	化学 科
学科区分 ※	昼間部（理工系） ▼
入学年度 ※	20XX 年 4 月 1 日 日付が不明の場合は1日としてください

学年 ※	1
学籍番号 ※	123456
転部・転科歴 ※	無 ▼

◎ 負傷者について

負傷者 氏名 ※	姓 保険 名 太郎
負傷者 氏名 (フリガナ) ※	姓 ホケン 名 タロウ
性別 ※	男 ▼
年齢 ※	18 才
負傷者 郵便番号 ※	100 - 8050 郵便番号検索
負傷者 住所 ※	東京都千代田区丸の内1-2-1
負傷者 住所 (フリガナ) ※	トウキョウトチヨダクマルノウチ 【注意】『負傷者住所 (フリガナ)』欄の番地の入力は不要です。
負傷者 電話番号 ※	03 - 1234 - 5678
負傷者 携帯番号	03 - 1234 - 5678
負傷者 その他連絡先 郵便番号	- 郵便番号検索
負傷者 その他連絡先 住所	
負傷者 その他連絡先 電話番号	- -

◎ 保険加入状況・事故の状況について

保険加入期間 (始期日) ※	20XX 年 4 月 1 日
保険加入期間 (終期日) ※	年 月 日
事故の年月日 ※	20XX 年 10 月 17 日
事故時間 ※	<input checked="" type="radio"/> 午前 <input type="radio"/> 午後
事故の時間 ※	11 時頃
事故の場所 都道府県 ※	東京都 ▼
事故発生場所 ※	学校施設内 ▼
事故発生場所の詳細 (具体的に) ※	支援大学 D-5教室
活動の形態 ※	正課中 (理系実験) ▼

通学中・学校施設間移動の場合 ※	<input type="radio"/> 徒歩 <input type="radio"/> バイク <input type="radio"/> 自転車 <input type="radio"/> 自動車 <input type="radio"/> 原付 <input type="radio"/> その他
上記活動の内容 ※	無機化学の授業中
事故の状況(具体的に) ※	上記授業の実験中、フラスコが爆発し、左足に破片が刺さった
おけがの内容 部位 ※	左足腿部
おけがの内容 傷病名 ※	創傷
治療期間 入院 ※	入院 0 日間（見込） 見込がない場合は0と入力してください。
治療期間 通院 ※	通院 3 日間（見込）
感染症予防措置を受けた年月日	年 月 日
感染症予防措置の内容 (感染病名、予防措置の内容)	
医療機関名	〇〇病院
医療機関 電話番号	03 - 2345 - 6789
学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）の 加入有無	有
発信人 住所（負傷者と異なる場合）	
発信人 氏名（負傷者と異なる場合）	姓 名

確 認

(※) 確認ボタンを押すと以下のメッセージが表示されます。

「事故通知が完了しました。本紙をプリントアウトの上、学校の担当窓口へご持参頂き、保険金請求書用紙セット等を受領し、学校証明をお付けの上、東京海上日動の学校保険コーナーにご提出ください。」

学研災 事故通知システム

以下のフォームに必要な項目を入力の上、送信をクリックしてください。※は必須項目となります。

（個人情報の利用目的）

ご加入の皆様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の

確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ（*）内での確認を含みます）

、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

弊社は、この事故通知システムによりお客様が事故通知を実施された時点を以って、お客様が入力された傷病名等の

保健医療に関する情報を保険金のお支払に必要な範囲で弊社が取得・利用することにご同意いただいたものと

取り扱わせていただきます。

（*）「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、

東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、

前記各社の子会社等を含みます。

在籍学校の担当所属※

東京（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野）▼

学校区分※

私立 ▼

学校名※

支援大学

正式名称を入力してください。例）○△大学の場合は、○△ではなく、○△大学と入力してください。

学校分類※

大学 ▼

学校学部※

理学部

短期大学の場合は「短期大学」と入力してください。

高等専門学校の場合は「高等専門学校」と入力してください。

学部分類※

学部 ▼

学科名※

化学 科

学科区分※

昼間部（理工系） ▼

入学年度※

20XX 年 4 月 1 日
日付が不明の場合は1日としてください

学年※

1

学籍番号※

123456

転部・転科歴※

無 ▼

負傷者 氏名※

姓： 保険
名： 太郎

負傷者 氏名（フリガナ）※

姓： ホケン
名： タロウ

性別※

男 ▼

年齢※

18 才

負傷者 郵便番号※

100 - 8050

郵便番号検索

負傷者 住所※

東京都千代田区丸の内

負傷者 住所（フリガナ）※

トウキョウトチヨダクマルノウチ

【注意】『負傷者住所（フリガナ）』欄の番地の入力は不要です。

負傷者 電話番号※

03 - 1234 - 5678

負傷者 携帯番号

080 - 1234 - 5678

負傷者 その他連絡先

郵便番号

-

（例：帰省先）

負傷者 その他連絡先

住所

負傷者 その他連絡先

電話番号

- -

保険加入期間（始期日）※

20XX 年 4 月 1 日

保険加入期間（終期日）※

年 月 日

事故の年月日※

20XX 年 10 月 17 日

事故時間※

●午前 ○午後

事故の時間※

11 時頃

事故の場所 都道府県※

東京都

事故発生場所※

学校施設内 ▼

事故発生場所の詳細（具体的に）※

支援大学 D-5教室

活動の形態※

正課中（理系実験） ▼

通学中・学校施設間移動の場合

- 徒歩 バイク
 自転車 自動車
 原付 その他

上記活動の内容※

無機化学の実験中

事故の状況(具体的に) ※

上記授業の実験中、フラスコが爆発し、左足に破片がささった。

おけがの内容 部位※

例：左前腕部および左手足

左足腿部

おけがの内容 傷病名※

例：火傷

創傷

治療期間 入院※

見込がない場合は0と入力してください。

入院 0 日間（見込）

治療期間 通院※

見込がない場合は0と入力してください。

通院 3 日間(見込)

感染症予防措置を受けた

年月日

年 | 月 | 日

感染症予防措置の内容

（感染病名、予防措置の内容）

医療機関名

〇〇病院

医療機関 電話番号

03 - 2345 - 6789

学研災付帯学生生活総合保険 (付帯学総) の加入有無

有 ▼

発信人 住所

(負傷者と異なる場合)

発信人 氏名

(負傷者と異なる場合)

姓 :

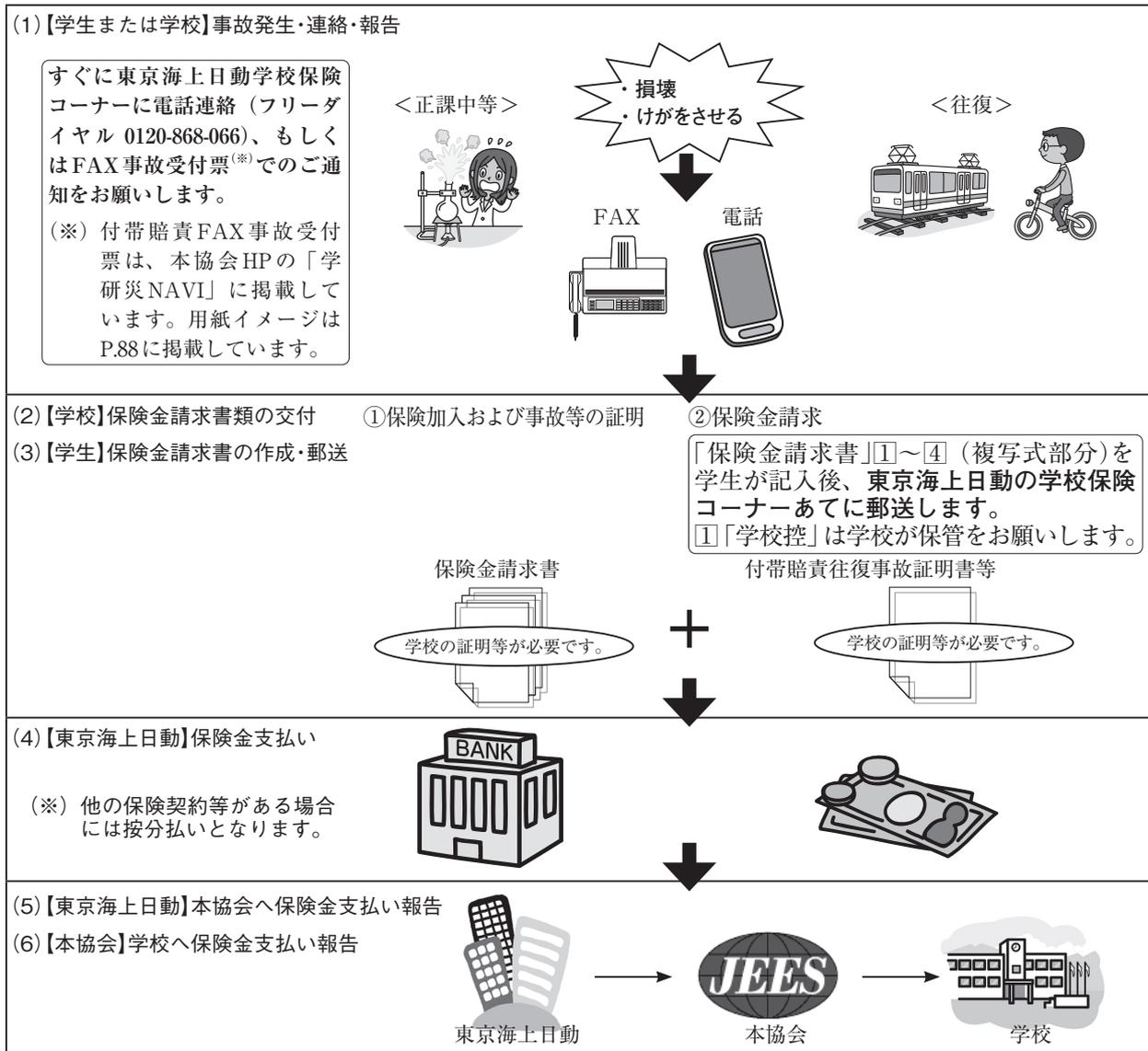
名 :

送信

リセット

(※) 画面は変更されることがあります。

2. 付帯賠償〈事故処理の流れ〉



(1) 事故発生・連絡・報告

① 保険会社への電話連絡

事故が発生したときは、学生（被保険者）または学校から、東京海上日動の学校保険コーナー（フリーダイヤル 0120-868-066）へ下記の内容を電話またはFAXのいずれかの方法で連絡するようにしてください。海外での事故も電話（コレクトコール可）での連絡となります。なお、学生本人の連絡が困難な場合は、日本国内の代理人を介して連絡します。

- ・学生（被保険者）の氏名、年齢、在籍する学校名
- ・事故の発生日、時刻
- ・事故の発生場所
- ・被害者の氏名、年齢
- ・事故の原因
- ・被害（傷害、損壊等）の程度

※連絡が遅れた場合は、保険金が減額されて支払われることがあります。保険金請求権には時効（3年）があります。

② 学校への報告

学生（被保険者）は、事故を起こしたことおよび東京海上日動の学校保険コーナーへ上記の内容を連絡したことを学校へ報告する必要があります。

また、Lコース（法科賠）における人格権侵害事故の場合は、その被害者に関わる事案等を教材として取り扱った担当教員や実習担当弁護士等にも、同様の報告を行うようご指導ください。

③ 被害者との示談等

被害者との示談等については、事故を起こした学生（被保険者）自身が行うこととなりますが、特に人格権侵害事故（Lコース（法科賠））の場合は、法科大学院や実習担当弁護士等との共同不法行為を形成することが多いと考えられることから、学生（被保険者）は、保険金請求手続や被害者対応といった事故対応全体を通じ、法科大学院、実習担当弁護士等と十分な連携を図っていくことが重要となります。

④ 示談交渉サービスについて

付帯賠償には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合は、東京海上日動の学校保険コーナーからの助言に基づき、学生（被保険者）（未成年の場合は親権者）自身が被害者との示談交渉を進めることとなりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合は、賠償金額の全部または一部が保険金として支払われない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 保険金請求書類の交付

学校は、学生（被保険者）から保険事故の届出があった場合は、本協会から事前に取り寄せた保険金請求書^(※1)(P.152～153)、付帯賠償往復事故証明書^(※2)(P.152)を交付します。（Lコース（法科賠）の場合は、対人・対物賠償と人格権侵害補償とで保険金請求書の用紙が異なりますのでご注意ください）

（※1） 保険会社から郵送される場合もあります。

（※2） 該当者のみ交付ください。なお、付帯賠償往復事故証明書については、本協会ホームページ [学研災 NAVI] からダウンロードしてお使いください。

(3) 保険金請求手続

① 保険加入および事故等の証明

学校は、「当該加害者が被保険者であること」を確認の上、必要な証明をします。保険金請求書の「学校等証明欄」の記入方法および証明者は以下のとおりとします。

ア. 保険加入証明（学校による証明）

学生（被保険者）が、学研災（普通保険）および本付帯賠償の両方に加入しているかを確認の上、証明してください。なお、学研災の加入形態（全員加入・任意加入）は問いません。

イ. 事故証明 兼 届出証明

a. 事故証明

保険金請求書の事故内容と事実が合致しているかを証明していただきます。

b. 届出証明

学生（被保険者）が参加したとする活動内容が学校に届出のある正課、学校行事または課外活動であることを、下表に従い証明してください。

活動内容	証 明 者
正 課	担当（指導）教員、学校（学生部長・課長等）
学校行事	学校（学生部長・課長等）
課外活動 ^(※3)	学校に届けられている団体責任者（顧問・部長）である学校の教職員またはこれに準ずる者 ^(※4) （キャプテン等）もしくは学校（学生部長・課長等）

（※3） 学校の規則にのっとり所定の手続により、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。ただし、学校が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。

（※4） 事故状況を目撃している方、団体管理下の活動であることを証明できる方等

＜往復の事故について＞

往復中の事故については、保険金請求書のほかに、「付帯賠償往復事故証明書」が必要です。
学研災 NAVI からダウンロードの上、学生（被保険者）が参加を予定していた活動または参加したとする活動が、

- a. 実際に行われたか（行われる予定であったか） 否か
- b. その活動に学生（被保険者）が出席したか（出席予定であったか） 否か

を下表に従い証明してください。

なお、b. の学生（被保険者）が出席したか（出席予定であったか） 否か不明の場合に限り、
c. 学生（被保険者）が当該授業等の登録をしているか否か
を付帯賠償往復事故証明書「⑤活動内容または活動予定内容」欄（P.89）に記入し証明してください。

「付帯賠償往復事故証明書」にて学校が証明する事項	
往路 住居 ↓ 活動場所となる施設* での事故	○事故日時
	○事故場所
	●活動予定場所
	●活動予定内容
	●活動開始予定時刻
	○通常利用する経路および方法
復路 活動場所となる施設* ↓ 住居 での事故	○事故日時
	○事故場所
	●活動場所
	●活動内容
	●活動終了時刻
	○活動の行われた学校施設等を離れた時刻
○通常利用する経路および方法	

- 学校による証明が必須の事項
- 学校が知り得なかった場合には証明する必要のない事項
- *付帯賠償における施設の定義等については P.140 問 216 をご参照ください。

なお、L コース（法科賠）における人格権侵害事故の場合は、できるだけ当該実習における担当弁護士等から証明を取り付けるようお願いいたします。これは、人格権侵害事故は多くの場合、担当弁護士等と学生との共同不法行為を形成することになると考えられるためです。

② 保険金請求書類提出

保険金請求の際は、学生（被保険者）またはその代理人^(*5) が下記の書類を直接東京海上日動の学校保険コーナー（P.289）に提出します。保険金請求書を学校から東京海上日動に提出する場合は、複数の案件をとりまとめず、各案件についてなるべく速やかにご郵送ください。

ア. 保険金請求書（兼事故証明書）

(※) 被保険者が留学生の場合は、保険契約の内容欄の右端「留学生」に○印をつけてください。なお、本帳票でいう「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定める「留学」の在留資格（留学ビザ）の学生に限ります。

イ. 付帯賠償往復事故証明書（往復の場合）

ウ. その他（破損状況の写真、見積書、示談書、確認書など、ケースによって異なります）

(*5) 被保険者が未成年の場合、保険金の請求は原則として親権者が行うものとします。

(※) 賠償金は被害者の過失割合、他の者の責任割合等を勘案して決定されます。示談交渉は、加害者である学生（被保険者）自身が行うこととなりますが、賠償事故は、一般的に加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談交渉に際しては事前に東京海上日動の学校保険コーナーと十分にご相談ください。

(4) 保険金支払い

保険金の請求を受けた東京海上日動の学校保険コーナーは、学生（被保険者）が学研災および付帯賠償に加入していること等を確認（引受確認）した上、損害の確認や原因の確認を行い、学生（被保険者）またはその代理人に対して保険金の支払いを行います。

なお、保険金の支払いは原則として銀行振込により行うものとします。

＜保険金請求の際のご注意＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金^(*6)に関するものを除きます）について、先取特権を有します。（保険法第22条第1項）「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。（保険法第22条第2項）このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金を支払うのは、費用保険金^(*6)を除き、次のアからウまでの場合に限られます。

ア. 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

イ. 被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合

ウ. 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

(*6) 費用保険金とは、P.40「4. 補償の対象となる場合」にある「支払われる保険金の種類」のうちイからオまでを指します。

＜他の保険契約等がある場合＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金を支払います。

① 他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金を支払います。

② 他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(5) 保険金支払い報告

① **東京海上日動→本協会**：東京海上日動の学校保険コーナーは本協会へ保険金請求書を送付し支払い内容を報告します。

② **本協会→学校**：学校は本協会から郵送される保険金請求書の「保険金支払報告用」を受理し保管します。

【お願い】

新規加入者が事故を起こした際、本協会に集計報告および加入者名簿（任意加入の場合）が未提出の場合には、当該学生の学研災および付帯賠償の加入の有無について、本協会または東京海上日動から学校にお問い合わせをすることがあります。

各学校の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

記入例

※大学ご担当者様へ

大学控 1 は、必ずお手元に保管をお願いいたします。

学研災付帯賠償責任保険金請求書 (人格権侵害用)

(幹事会社)
東京海上日動火災保険株式会社

記載のしかた

- ① 保険金請求書は、【記載例】をご覧のうえで作成してください。
- ② 保険金請求書は、4連式 (カーボン紙不要) になっていますので、2枚目以降も捺印をお願いします。1は大学控です。2~4は弊社へご提出ください。
- ③ 保険金請求の際には、お客様の個人情報の取り扱いについて、ご確認のうえご請求ください。
- ④ その他、保険金のご請求にあたり、ご不明点がございましたら、ご遠慮なく弊社担当者へお問合せください。

詳細は裏面をご参照ください。

【記載例】

※破線箇所は該当に○をつけてください。

学研災付帯賠償責任保険金請求書 (兼事故証明書) (人格権侵害用)

大学控 1
必ずお手元に
捺印をお願いします。

※請求金額の決定については必ず保険会社と打合せを行ってください。

- (*) 保険契約、共済契約その他、かなる名称であるかを問わず、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。
- 3. 私は、貴社が本請求書に記載された個人情報、契約内容及び事故情報、ならびに保険金支払状況等の内容を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のため提供すること②(公財)日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発、制度普及活動のために提供することに同意します。

(幹事会社)

東京海上日動火災保険株式会社 宛

- 本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金請求しますので、下記に指定する口座へお振込みください。振込をもって支払いがなされたものと認めます。
- 他の保険契約等 (*) がある場合
本保険金請求に関する私の個人情報 (支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、本件事故に関する支払可否、支払保険金額に関する情報) を、貴社の債務部分を超える額を請求するために、以下のとおり提供、利用することについて同意します。
・貴社が他の保険契約等を引き受けている損害保険会社・共済等へ提供すること、および提供を受け、利用すること
・他の保険契約等を引き受けている損害保険会社・共済等が貴社へ提供すること、および提供を受け、利用すること

【個人情報の利用目的】

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応 (関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間で東京海上グループ (*) 内での確認を各社で行う)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。
(*) 詳しくは、弊社ホームページ (www.tokai-marine-nichido.co.jp) をご参照ください。

ゆうちょ銀行をご指定の場合には、ゆうちょ銀行通帳の左上に印字されている通帳記号 (5ケタ)、通帳番号 (8ケタ) の口座番号をご記入ください。

留学生の場合は、氏名の他に捺印に代わるサインでも構いません。

メールでの連絡をご希望の場合にご記入ください。

本帳票でいう「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定める「留学」の在留資格 (留学ビザ) の学生に限ります。

保険責任期間は大学窓口でご確認ください。

証明者の方の署名・捺印が必要です。証明欄の記入方法については裏面をご参照ください。

保険金請求者	〒110-0101 加害者学生ご本人が未成年(17歳以下)の場合は、親権者の方の署名・捺印をお願いいたします。 (フリガナ) トウキョウトチヨウダクマルノウチ 1-2-1 TEL 03-3285-0000	記入日(ご請求日) 20XX年 7月 1日 (フリガナ) コウノ タロウ (名前) 甲野太郎
	○ 学生本人(成年) ○ その他	ゆうちょ ※通帳(郵便振替口座開設(送金機能)欄)に○が付されていることを予めご確認ください。(右欄でご記入ください) 通帳記号 11230 通帳番号 1111111111 通帳記号の通帳記号5ケタを記入 通帳記号の通帳記号8ケタを記入
保険金支払先	○ 通帳記号 ○ 通帳番号 11230 45678901	口座名義(ご記入ください) コウノ タロウ
保険契約の内容	契約者 (公財)日本国際教育支援協会 被保険者 氏名(フリガナ) コウノ タロウ (学生本人) 甲野太郎 年齢 23歳 (留学期間) 2年制 所屬大学 ○ ○ 大学院 法務 研究科 △ △ 科 2年 留年(留) 学籍番号 99M1234 所在地 東京 ① 2年制 ② 3年制 ③ その他()	入学年月 20XX年 4月 保険責任期間 20XX年 4月 1日より 20XX年 3月 31日まで
今回の損害を補償する他の保険契約等	有() 無() 有の場合記入→ 有の場合記入→ 有の場合記入→ 有の場合記入→ 有の場合記入→ 有の場合記入→	証券番号 請求の有無 有() 無()
事故内容	臨床法学実習について(有・無 いずれか○印をつけてください) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	注) ①②いずれも有の場合は請求できません。
大学等証明欄等	実習先事故内容確認 乙川法律事務所 乙川次郎 (被保険者との関係) 学生課長 駒場二郎 (証明者) 学生課長	保険加入証明 乙川次郎 (証明者) 学生課長 駒場二郎 (証明者) 学生課長

2枚目以降、保険会社記入要

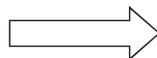
<保険会社使用欄>

付帯学総：有・無

学研災付帯賠償 FAX事故受付票

FAX:050-3730-6915

学校名			
ご担当			
電話		FAX	



東京海上日動火災保険（株）
学校保険コーナー宛
電話：0120-789-535
FAX：050-3730-6915

【学生の情報】

① 氏名	(フリガナ)			性別
② 住所	〒			
③ 生年月日	西暦	年	月	日
④ 学校名				(学校所在地) * 都道府県
⑤ 学部（専攻）	学部		(専攻)
⑥ 学科	学科		⑦ 学籍番号	
⑧ 入学年/月/学年	西暦	年	月	事故発生時 年生
⑨ 加入コース	コース			
⑩ 保険責任期間		年	月	日 から 年 月 日 まで

【事故の概要】

① 事故の発生した日	20		年	月	日	時	分頃
* 時間は分かる範囲で結構です。							
② 事故の発生した場所			具体的に⇒				
* 分かる範囲で結構です。(交通事故の場合は住所)							
③ 事故発生時の活動形態							
④ 事故の形態							
⑤ 事故の内容	<交通事故の場合> ・可能な範囲で状況図をご記入下さい。 ・相手方におケガのある場合、その旨をご記入下さい。 ・往復中の事故の場合は、行き/帰り、出発場所、行き先をご記入下さい。					状況図等	
⑥ 相手方氏名	(フリガナ)						
* 学校が相手方の場合は 学校名をご記入下さい。							
⑦ 今後の対応窓口			学生本人以外の場合 入力⇒	(フリガナ)			
⑧ 今後の対応窓口の連絡先	電話番号						
	メールアドレス (メール可の場合)						
⑨ 書類送付先住所	〒		【学生の情報】②住所に記載の住所に送付の場合に✓⇒ <input type="checkbox"/> (以下ご記入不要)				

(※1) 「課外活動」とは(学研災の「課外活動」とは異なりますのでご注意ください)
 学校の規則にのった所定の手続きにより、インターンシップ又はボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ又はボランティア活動のことをいいます。ただし、学校が禁じた行為・活動を除きます。

記入例

付帯賠償往復事故証明書

東京海上日動火災保険株式会社 宛
 (学研災害付帯賠償責任保険用)
 20XX年 2月 27日
 次のとおり事故がありましたので報告します。
 1. 私は、貴社またはその指名する者が保険金の支払いをすするために必要な範囲で、治療の内容・症状の程度を確認するための医療情報取得・利用することに同意します。
 2. 私は、貴社が本書に記載された個人情報(①)学校に対して、学校が行う学生サービスや事務管理のため提供すること、(②)日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う学校からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供することに同意します。

<個人情報の利用目的>
 お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等)の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます。す、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの内容を行うために利用させていただきます。
 (*) 「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

① 被保険者 (加害事故を起こした本人)	大学院 ○○ 大学 △△ 短期大学 ×× 学科 I 年 学号 学籍No. ○○B○○○○
② 事故日時	住所 目黒区 ○○町 ×× (ワリガナ) バンバツ バンバツ 氏名 ×× ×× ×× 20XX年 2月 22日 (金) 8時00分頃
③ 事故場所 ※わかる範囲で具体的に住所もご記入ください。	東京都 目黒市 ○○町
④ 目的地 ※該当に○をし、③④は具体的な場所(名称)をご記入ください。	①学校 ③勤務先* () ②自宅 ④その他 (インターシップ先△△工業株) *社会人入試を経て学校に入學した学生に限り、勤務先と活動場所となる施設等との間を合理的な経路および方法で移動している間も往復中に該当します。
⑤ 出発地 ※該当に○をし、③④は具体的な場所(名称)をご記入ください。	①学校 ③勤務先* () ②自宅 ④その他 () *社会人入試を経て学校に入學した学生に限り、勤務先と活動場所となる施設等との間を合理的な経路および方法で移動している間も往復中に該当します。
⑥ 活動内容または活動予定内容 ※通学・移動の目的をご記入ください。	授業 内容(インターシップ) () 時間(8:30 ~ 17:30) 学校行事 内容(実習) 時間(: ~ :) 課外活動 内容() 時間(: ~ :) 活動の場所() 上記活動に参加(予定・済)
⑦ 出発地からの出発時刻	午前 午後 7時 55分頃

⑦ 事故状況・発生原因 (具体的に)	実習先へ自転車で向かう途中、子供とぶつかりケガをさせました。
⑧ 事故状況・発生原因 (具体的に)	◇届出警察(注1) () () ◇通常利用している経路・方法> ※通常とは異なる活動場所(クラブ活動での遠征等)との往復の場合には、その合理的な経路・方法をご記入ください。 ◇事故発生日利用した経路・方法、その他の状況> ※事故発生までの、経路・方法・時間を記入ください。 自宅 → 10分 → △△工業 <事故発生までの所要時間 時間 分> <通常時の所要時間 時間 分>
⑨ 事故発生までの地図 (事故が公共交通機関で発生している場合を除く)	以下の書類を添付してください。 ◇定期券のコピー ◇事故発生までの地図

(注1) 警察への届出は必須ではありませんが、お手元に事故証明のコピーがある場合は、合わせてご提出をお願いします。

活動証明欄

1. 活動証明	①の者については、ア、⑤に記載したとおりイ、⑤の活動に参加登録しており、⑤の活動が記載の場所および時間中に実施されたものであることを証明します。 (ア、イのいずれかを○で囲んでください。(注2)) 学校名 ○○大学 氏名 ○○ 学校住所 千代田区○○町○○○ 被保険者との関係 被業担当教員
2. 学校証明	⑧の通常利用している経路・方法は就学拠点からの合理的な経路であり学校が禁止した方法ではないことを証明します。 学校名 ○○大学 氏名 △△ △△ 学校住所 千代田区○○町○○○ 職名等 教務課長

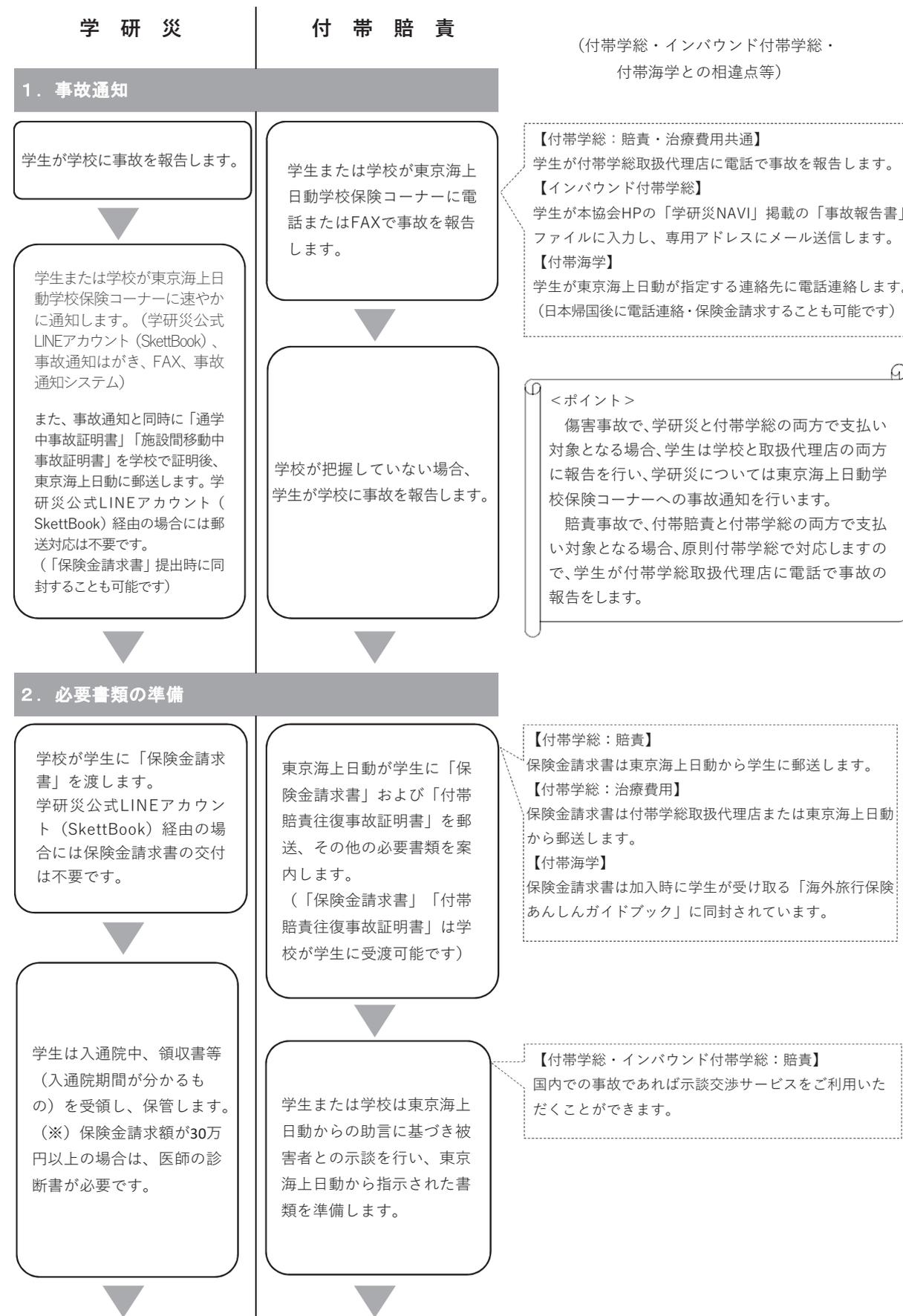
(注2) 本人が当該活動に参加したか否かが不明である場合に限り、イとなります。

印江愛理

2020年4月改定

（参考） 保険金請求手続きの流れ

学研災（普通保険）および特約について、2022年4月よりLINEによる事故通知を開始しました。詳細は学研災NAVIに掲載している「学研災LINEアカウント（SkettBook）事故通知までの利用マニュアル」をご参照ください。



学 研 災

付 帯 賠 償

3. 保険金請求書の作成・送付

学校は学生から提出された「保険金請求書」に保険加入および事故等の証明を行い、学校または学生が東京海上日動の学校保事故等の証明を行い、学校または学生が東京海上日動の学校保険コーナーに郵送します。
 学研災公式LINEアカウント（SkettBook）経由の場合には保険会社から送信されるメールに沿って保険金請求内容をご報告ください。

【付帯学総：賠償・治療費用共通、付帯海学】
 学研災・付帯賠償で支払い対象とならない事故は、学校の証明は不要です。

4. 保険金支払い

東京海上日動から保険金を支払います。
 （不備がなければ10日前後で指定銀行へお振込み）

5. 保険金支払い報告

学校は本協会から「保険金支払報告」を受領します。
 学研災公式LINEアカウント（SkettBook）経由の事案は保険会社からのメール配信に代えさせていただきます。

【付帯学総：治療費用】
 学研災での支払い部分（学研災・付帯学総の両方の支払い対象となる件を含む）は本協会から学校に保険金支払報告を送付します。

学生は東京海上日動から支払通知はがきを受領します。
 学研災公式LINEアカウント（SkettBook）経由の場合には保険会社からメールで支払完了メールを送信します。

学生または学校は東京海上日動から、電話連絡を受けます。
 （または通知はがきを受領します）
 （事前に打ち合わせを行い、事故の内容・支払い先により個別に対応させていただきます）

Ⅳ 質疑応答集



IV. 質疑応答集

よくある質問をまとめていますので、ご参照ください。

目次

1. 本制度創設の趣旨等

本保険制度共通事項 105

- 問1 本制度の関係者の役割と立場は。
- 問2 本制度はどのように見直し、改善しているのか。
- 問3 学生健康保険互助組合（学生健保）との関係は。
- 問4 学校賠償責任保険との関係は。
- 問5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付との違いは。
- 問6 スポーツ安全保険との違いは。

2. 加入および加入手続

共 通 106

- 問7 被保険者の資格として「本協会の賛助会員校に在籍する学生に限ります。」とあるが、「在籍」の定義を教えてください。
- 問8 「全員加入」だが、科目等履修生や研究生も学研災や付帯賠償に加入できるのか。
- 問9 保険期間開始種別（保険開始月）は4月、9月、10月の3種類しかないが、例えば留学生を7月や2月などに受け入れる場合、どれを選択するべきか。また、保険期間は何年間とすればよいのか。
- 問10 10月から保険に加入する学生がいる。4月に入学をしているが、保険の開始月（保険期間開始種別）は10月で報告してよいのか。
- 問11 4月入学の学生が休学をしている間に補償期間が切れた。10月に復学したが、この場合4月入学と10月入学のどちらで集計報告を提出したらよいか。
- 問12 学研災に1年間任意加入する場合、例えば5月31日に学生から保険料を受領したとすると、学研災の補償期間は6月1日から翌年5月31日の1年間となるのか。

学研災（普通保険） 107

- 問13 学研災と付帯学総の違いがよく分からない。
- 問14 インターンシップ中の補償が必要な場合、付帯学総に加入していれば付帯賠償に加入する必要はないのか。
- 問15 学研災において、個々の学生がタイプ（Aタイプ：死亡保険金最高2,000万円、Bタイプ：同1,200万円）を選択することはできるのか。
- 問16 所定の修業年限と保険期間および保険料との関係は。
- 問17 通信教育生の保険期間は。

- 問18 昼間部の授業と夜間部の授業が混在する場合、どちらで加入するのか。
- 問19 エクステンションセンターをはじめとするオープンカレッジ（公開講座）に属する学生は加入対象となるか。
- 問20 学生の入学時期が9月中旬であり、卒業日も4年後の9月中旬である。9月始期で申し込んだ場合、保険期間は4年後の8月末日までとなるのか。
- 問21 外国の学校との協定に基づく交換留学生を特別学部学生等の身分で受け入れる場合、学研災への加入は可能か。また、協定に基づかない留学生の加入は可能か。
- 問22 日本学術振興会特別研究員であるPDに対する学研災の適用についてはどうなるのか。
- 問23 学研災は全員加入だが、編入学生や記載漏れであとから追加で数名分申し込む場合も全員加入とするのか。
- 問24 全員加入の場合、休学中の学生の扱いは。
- 問25 集計報告提出時に日本人と留学生の内訳を記入する場合、外国人留学生のカウント方法の基準はなにか。
- 問26 学研災（普通保険）、通学特約、接触感染特約および付帯賠償の保険料は、年末調整または確定申告における所得控除の対象となるか。

通学特約 109

- 問27 通学特約への加入方法は。

付帯賠償 109

- 問28 Aコース（学研賠）とBコース（インターン賠）の大きな違いを教えてください。
- 問29 薬学部の実習や社会福祉士の実習、管理栄養士の病院実習は、賠償ではどのコースに入ればよいか。
- 問30 薬局でインターンシップをする際に薬の販売なども伴う場合が多くなった。Bコース（インターン賠）では対象外か。
- 問31 医学部などの医療系学部であってもインターンシップに参加するだけの場合、Cコース（医学賠）ではなくBコース（インターン賠）への加入で問題ないか。
- 問32 歯学部はAコース（学研賠）に加入しているが、実習は補償対象外か。
- 問33 医療実習がある1年間だけCコース（医学賠）に加入できるのか。
- 問34 外国の学校との協定に基づく交換留学生を特別学部学生等の身分で受け入れる場合、付帯賠償への加入は可能か。また、協定に基づかない留学生の加入は可能か。
- 問35 Lコース（法科賠）に在籍学生全員を加入させるのはなぜか。
- 問36 Lコース（法科賠）に在籍学生全員という範囲はどこまでか。

3. 契約内容変更

学研災（普通保険） 110

- 問37 保険期間中に休学、または留年となる場合はどのように処理すればよいか。
- 問38 休学に係る返金申請はどのタイミングで行うのがよいか。
- 問39 休学期間が通算して1年以上（普通保険約款第20条第1項第3号）とは。
- 問40 休学期間は半期+半期で1年間ということでも返金されるのか。
- 問41 半年休学し、そのまま退学した場合は返金されるのか。
- 問42 帰国してしまった留学生に返金ができない場合等で、被保険者以外の口座に返金することは可能か。

4. 保険金請求

(1) 学研災（普通保険・通学特約・接触感染特約）・付帯賠償共通事項	111
問43 障害を持つ学生の支援の一環で、ノートテイクや教室移動の介助等を行う場合、自分自身の授業ではないが学研災および付帯賠償は適用されるのか。	
問44 個人的に行くインターンシップでも、例えば「教務課に届け出をしたものについては学校行事とする」ということをP.49に基づいて包括承認方式で認めれば、学校が詳細を把握しなくても学研災および付帯賠償の補償対象となるか。	
問45 留学生が海外で日本の学校の授業を受ける場合、学研災で補償されるのか。同様に、日本で海外の留学先の授業を受ける場合、学研災で補償されるのか。	
(2) 学研災（普通保険）	111
傷害とは	111
問46 「傷害」とはどのようなものか。	
問47 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味か。	
問48 はり、灸、マッサージ等の施術を受けた場合、医療保険金支払いの対象となるか。	
問49 くせになった脱臼や椎間板ヘルニアの治療は対象となるか。	
問50 病院実習中の院内感染は対象となるか。	
問51 けがが原因で病気になった場合も対象となるか。	
問52 気胸は対象となるか。	
問53 アレルギーは学研災の対象か。	
問54 熱中症や日射病も学研災の補償対象となるとのことだが、補償対象となる活動範囲について詳しく知りたい。	
問55 本人に過失があつてけがをした場合も学研災の補償対象となるか。	
問56 けんかによるけがは学研災の補償対象となるか。	
問57 食中毒は対象となるか。	
問58 正課の合宿中の食事が原因で食中毒になった場合、同じものを食べても、食中毒になる人とならない人がいるはずである。例えば、合宿をした20人のうち1人だけに症状が出た場合でも学研災の対象になるか。その場合に必要な書類はどのようなものか。	
問59 正課での海外演習中の食中毒に対して学研災が適用されたとのことだが、食事中も補償対象なのか。食事中は私的活動中のため、対象外ではないのか。	
問60 健康診断での採血で腕が腫れたための通院は対象となるか。	
問61 後遺障害等級表に記載されていない後遺障害はどうなるか。	
問62 急激にガスを吸い込みガス中毒になった場合はどうなるか。	
問63 学研災と付帯学総の両方に加入しているが、付帯学総でけがの治療費用が払われた場合でも、学研災からの支払いは行われるのか。	
保険金が支払われない場合	114
問64 保険金が支払われない場合は。	
問65 突然死の場合はこの保険の対象となるか。	
正課中（その1－授業）	115
問66 遠方での実習等でやむを得ず車を使用する際、他人が運転していた車の助手席に乗っていた学生がけがをした。学研災の補償対象となるか。	
問67 ゼミ旅行は正課の対象となるか。	
問68 正課中に火災が発生し、逃げる途中で転倒してけがをした場合、対象となるか。	

問69	授業時間を超えて実験を続けていたところ、爆発してけがをした。この場合、対象となるか。	
問70	獣医学部で動物に触れウイルスに感染した場合、対象となるか。	
問71	教育実習については、実習校にいる間の活動は全て対象となるか。	
問72	教育実習中に部活動を指導している間も対象となるか。また、遠征に同行した場合は対象となるか。	
問73	教員資格取得のための水泳練習等も対象となるか。	
問74	学校Aの正規学生が学校Bで科目等履修生として授業を受ける場合、学校Aで加入していれば対象となるか。	
問75	学生を教授とともに会議等に参加させる場合、補償対象となるか。	
正課中 (その2ー海外)	116
問76	①海外の事故でも学研災の補償対象か。 ②留学先との往復で飛行機に搭乗中の事故は対象となるか。	
問77	単位互換の提携をしているコミュニティカレッジに留学する場合、対象となるか。	
問78	海外(海外研修・留学)における学研災の補償範囲はどのようになっているのか。	
問79	海外研修における私的活動中の事故は。	
問80	正課・学校行事のプログラムの一環として、自由時間を設定し現地との交流活動を学生に求める場合、補償対象となるか。	
正課中 (その3ー卒論研究など)	117
問81	教員の指示とはどの程度のものをいうのか。	
問82	研究に従事している間の事故証明の基準は何か。	
問83	卒業演奏会、卒業制作中の事故は対象となるか。	
正課中 (その4ー授業の準備等)	118
問84	授業の準備または後始末を行うために教室を離れている間は含まれるか。	
問85	学校の図書館でけがをした場合、対象となるか。	
問86	正課や学校行事のための移動中は補償対象となるか。	
問87	農場実習のためキャンパスから農場まで学校所有のバスを利用しているが、そのバスに乗車中の事故は対象となるか。	
問88	休み時間中の事故は補償対象となるか。	
学校行事中	119
問89	本保険にいう学校の主催する学校行事の概念とは。	
問90	例示されている入学式、オリエンテーション、卒業式の他に具体的には、どのようなものが学校行事に含まれるのか。	
問91	学園祭や体育祭などの場合、準備や後片づけも学校行事として扱われるのか。	
問92	学園祭や体育祭の準備等で休日に学校施設内でけがを負った場合、学研災の対象となるか。	
問93	学校行事としての位置づけについて個別承認方式をとっているが、インターンシップ受入決定時期により、委員会での承認が事後になることがある。その場合どのように事前手続きを行えばよいか。	
問94	学校が学校行事として承認している冬休みのスキー教室での事故は対象となるか。	
問95	消防署の指示および指定で寮監の指導の下に寮の火災訓練を行った場合の事故は対象となるか。	
問96	オリエンテーション等の学校が主催する行事において、講師として登壇している学生がその最中に事故に遭った場合、対象となるか。	
問97	工場見学、美術館見学は対象となるか。また、これら見学が任意参加の場合でも対象となるか。	
問98	普段は自動車通学を禁止しているが、学園祭の時などレンタカーなどを使用する場合がある。	

そういった状況でも対象となるか。

学校施設内にいる間…………… 120

- 問99 休日、祝日または休校中（夏期休暇中等）における学校施設内の事故は対象となるか。
 問100 学校施設内に公共交通機関が乗り入れている場合で、学校施設内における公共交通機関内での事故は対象となるか。

課外活動（クラブ活動）中…………… 121

- 問101 課外活動（クラブ活動）中のけがが補償対象となる治療日数を14日とした理由が知りたい。
 問102 学研災と付帯賠償で「課外活動」の定義はどう異なるのか。
 問103 課外活動（クラブ活動）における「団体管理下の活動」とは。
 問104 グラウンドでクラブ活動を行うために学校へ向かい、校門を入った後にけがをした場合、クラブ活動中の事故となるか、学校施設内の事故となるか。
 問105 クラブ活動のために着替えに行く際、部室のドアを開けたところで転倒し打撲した。この場合は、「課外活動（クラブ活動）中」となり、14日以上の治療からの支払いになるのか。
 問106 練習場所に集合時間より早く着いたので準備運動を行っている間の事故は対象となるか。
 問107 クラブ活動終了後、部室で部員同士が遊びで腕相撲をしたところ、腕の関節を捻挫した。この場合、クラブ活動は終了しているので、「学校施設内」にいる間として、治療日数4日以上から支払い可能か。それとも、部室内でのけがのため、「課外活動（クラブ活動）中」となり治療日数14日以上からの支払いになるのか。
 問108 トレーニング中のけがは対象となるか。
 問109 試合終了後に反省会を行っている間の事故は対象となるか。
 問110 近所に住む同じ学校のテニス部員と市民テニス大会に出場した時の事故は対象となるか。
 問111 合宿のため集合場所から合宿所へ向かう途中の事故は対象となるか。
 問112 海外遠征は対象となるか。
 問113 本学では、教授に同行して活動するものについても課外活動と呼んでいる。学研災の課外活動の定義とは異なるが、補償対象となるか。

その他の活動…………… 123

- 問114 インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習およびボランティア活動に対する学研災の適用についてはどうなるか。
 問115 学校間連携事業の研修プログラム等で、他校の学生とともに活動をする場合は補償対象となるか。
 問116 震災に係る教育研究活動中は補償対象となるか。
 問117 観測活動とは何を指すのか。
 問118 ①観測活動に従事している間とは何を指すのか。
 ②観測活動中の私的活動とは何を指すのか。
 問119 被災地でのボランティア活動に参加する場合は学研災の対象となるか。
 問120 被災地におけるボランティア活動中に地震等でけがをした場合は、対象となるか。
 問121 学生をアルバイトとして雇用する場合、学研災の補償対象となるか。（例：ティーチングアシスタント、イベントの案内係、試験監督等）
 問122 休学中の学生は学研災の補償対象となるか。
 問123 卒業後でも保険金請求ができるのか。
 問124 宿泊を要する実習や、課外活動（クラブ活動）参加のためホテル等に一時宿泊する場合はどうなるか。

(3) 通学特約	125
通学中	125
問125 学生の住居のどこから学校のどこまでが通学特約の補償範囲となるか。	
問126 学校行事として学生がOBの勤めている企業に見学へ行くこととなった。以下の①②の場合、通学特約の対象となるか。	
① 学校からバスで出発して企業へ移動中	
② 訪問先が実家近辺に所在しているため、学生が実家から直接企業へ移動中	
問127 通学途中に友人宅に行ったり、映画館に入った場合はどうなるか。	
問128 友人宅に宿泊し、そこから学校に向かう場合は補償対象となるか。	
問129 実家や旅行先等と学校との往復途中に事故にあった場合でも通学特約の補償対象となるか。	
問130 下宿生が夏休み等、長期休暇前の学校の最後の授業が終わった後、そこから直接実家に帰省する場合はどうなるか。	
問131 夜間部の学生はほとんどが社会人だが、勤務先との往復も通学特約の補償対象となるか。	
問132 授業後に帰宅中、自宅生の学生が夕食に寄った後で交通事故に遭った場合は、通学特約の補償対象となるか。	
問133 企業実習の場合の会社施設や、他校のグラウンドも学校施設に含まれるのか。また、その範囲は。	
問134 友人から授業のノートを借りるため、もしくは図書館で自習するためにキャンパスへ向かう途中で交通事故に遭った場合は補償対象となるか。	
問135 自動車やバイクでの通学を禁止している学校で、それに違反した学生の通学中の事故は補償対象となるか。	
問136 家族が運転する自動車での通学中、交通事故に遭った場合は補償対象となるか。	
問137 自動車で通学する時、友人を送迎するため遠回りした場合の事故は補償対象となるか。	
学校施設等相互間の移動中	127
問138 朝、講義へ向かう途中に転倒し、足にけがを負った学生がいる。キャンパス内を移動している間の事故なので、学校施設等相互間の移動中といえるのか。	
問139 キャンパスが離れた場所にある場合、キャンパス間の移動中の事故は対象となるか。	
問140 授業終了後、バレーボール部の対外試合に参加するため、個別に他校の体育館に移動する場合はどうなるか。	
問141 授業終了後、離れたキャンパスにある図書館に自習のため、移動する場合はどうなるか。	
(4) 接触感染特約	128
接触感染	128
問142 接触感染特約の補償対象が知りたい。	
問143 接触感染とは。	
問144 接触感染以外の院内感染（空気感染等）も対象となるか。	
問145 新型コロナウイルス感染症のPCR検査は接触感染特約の補償対象となるか。	
問146 臨床実習の範囲はどこまでか。	
問147 学生が行う介護体験実習・保育実習の場所が社会福祉施設等の場合も、病院または診療所等で行う実習とみなせるか。	
問148 感染症に関する法律 ^(*) 第6条第1項の感染症のうち、接触感染特約の対象と想定されるものが知りたい。	
問149 実習と実験の違いは。	
問150 医療関連学部ではないが、接触感染特約に加入できるのか。	
問151 接触感染特約に加入していなくても、C型肝炎の疑いで検査のため1日通院したら医療保険金の	

対象になるか。

- 問152 学研災と付帯学総の両方に加入している学生が感染症予防措置を受けた場合、両方から支払われるのか。
- 問153 結核患者のいる病棟実習を行った後に結核に感染しているかどうかを調べる「検査」は、接触感染特約の補償対象となるか。
- 問154 学校で血糖値測定など注射器を使用しての実習は補償対象となるか。
- 問155 獣医学部の学生が、実習中に感染症の疑いのある動物にかまれた際に、その動物の感染症について特定できない場合でも、学生がどのような病気（感染症）にかかっているか、また、病原体を特定するために調べる「検査」は、接触感染特約の補償対象となるか。
- 問156 針刺し事故が発生した際、被保険者（被害者）本人を検査する方法と針に付着していた体液の当人を検査する方法がある。どちらも補償対象となるか。
- 問157 病院での実験は、接触感染特約の補償対象となるか。
- 問158 鍼灸学部において学生がお互いに鍼を刺しあう実習は、接触感染特約の補償対象となるか。

(5) 学研災（普通保険・通学特約・接触感染特約）共通事項 130

支払保険金・保険金請求手続..... 130

- 問159 医療保険金はなぜ実費払いとしなかったのか。
- 問160 死亡保険金および後遺障害保険金の支払いは。
- 問161 医療保険金の支払いにおける「治療日数」とはどういう意味か。
- 問162 入院の日数も治療日数に含めてよいか。例えば、クラブ活動中の事故（治療日数14日から対象）で、入院を2日間、通院を12回した場合、いくら請求できるのか。
- 問163 一度請求が終了した事故について、一旦治癒したけがが再発した。再度、病院に通った場合も対象となるか。
- 問164 骨折で入院加療を受け、その分については既に保険金の支払いを受けたが、その後手術の際に骨の固定のため埋め込んだボルトの除去手術とリハビリが必要になった。改めて保険金を請求したいが、手続きはどうしたらよいか。
- 問165 学研災以外の傷害保険に加入している場合、重複して学研災の保険金は支払われるか。
- 問166 通学中の事故の場合、通学中事故証明書の提出は保険金請求時でよいか。
- 問167 診断書はどの医師が発行するものでもよいか。
- 問168 保険金請求の際に医師の診断書を要することになっているが、柔道整復師の施術証明書でこれに代えることはできるか。
- 問169 領収書は必ず添付が必要か。
- 問170 治療の途中でも保険金請求できるか。
- 問171 卒業後も治療が続くが、完治後の保険金請求は学校から行うという理解でよいか。
- 問172 保険金を請求するに当たって、転院して治療した場合や複数の病院に通った場合、診断書はそれぞれの病院からもらわなければならないのか。
- 問173 松葉杖などの治療用装具および治療用装具の作成に係る費用を請求することは可能か。
- 問174 学研災および付帯学総の両方で補償対象となる事故は、どのように保険金請求するのか。

(6) 付帯賠償 133

正課・学校行事・課外活動..... 133

- 問175 学外の実習やインターンシップ等で学生が賠償事故を起こしてしまった場合、学校は賠償責任を負うか。
- 問176 付帯賠償以外の賠償責任保険にも重複して加入している場合、付帯賠償から保険金は支払われるのか。

- 問177 付帯賠償と付帯学総の両方に加入している学生の賠償の事故は、どちらが適用されるのか。
- 問178 賠償額は相手が複数であっても全て1事故あたり1億円限度か。
- 問179 ゼミの発表のため農家に聞き取り調査を行った際、その家の窓ガラスを誤って割ってしまった。付帯賠償の対象となるか。
- 問180 体育の授業中、自分のメガネを落としてメガネが破損した場合、対象となるか。また、他人のメガネを破損した場合はどうか。
- 問181 卒業研究のため、学校が所有していない設備を有する企業へ指導教員があらかじめ連絡を取り学生がその設備を使って実験を行っていたところ、使用方法を誤ってその設備を壊してしまった。付帯賠償の対象となるか。
- 問182 介護福祉士資格の取得や、社会福祉士資格取得試験の受験資格取得のために必要な養護実習中の事故は付帯賠償の対象となるか。
- 問183 薬学部での実習中、病院等で調剤ミスを起こしてしまった場合、補償対象となるか。
- 問184 実験中、アルコールランプの炎がついたまま動かしたところ、カーテンに燃え移ってしまい「ぼや」を起こしてしまった。付帯賠償の補償対象となるか。
- 問185 実習で動物を治療中に動物を傷つけてしまった場合、付帯賠償の対象となるか。また、管理していた動物が第三者に損害を与えた場合はどうか。
- 問186 教員が実験装置の使用方法を指導し、学生が理解していたにもかかわらず、実験中に実験装置を壊して修理不能となった。新しい実験装置の買替費用は補償対象となるか。
- 問187 単位互換で海外留学している学校で、正課中に研究室の実験器具を誤って床に落とし破損させた。付帯賠償の対象となるか。
- 問188 学園祭に出店していた模擬店から食中毒が発生し、数人が入院した。付帯賠償の対象となるか。また、その責任を負うのは誰になるのか。
- 問189 学園祭の始まる1週間前に、実行委員の学生がPRの垂れ幕を屋上から取り付けようとしたところ、誤って落としてしまい、下を歩いていた学生に垂れ幕の軸が当たってけがをさせてしまった。付帯賠償の対象となるか。
- 問190 車の使用、所有、管理における事故は学研災では対象になるが、付帯賠償ではどうか。
- 問191 ① 介護体験活動を行うため、自宅から受入機関へ自転車で向かう途中に事故を起こし、相手にけがを負わせ自分も負傷した。学研災および付帯賠償の対象となるか。
② 同じ条件で、自宅から受入機関へ自動車に向かう途中の事故の場合はどうか。
- 問192 学校への通学中、学校の最寄りの駅の階段を降りていたところ、つまずいてバランスを崩した拍子に隣にいた人にぶつかってしまい、その人は階段を転げ落ちて大けがをした。付帯賠償の対象となるか。
- 問193 学校行事としてのソフトボール大会中、走者と内野手が衝突し、内野手がけがをした。このように、スポーツ中にけがを負わせた場合は付帯賠償の対象となるか。
- 問194 臨床実習等で学生が患者に精神的ストレスを与えた場合、補償対象となるか。
- 問195 新型コロナウイルス感染症に感染した学生が、他人へ損害^(*)を与えた場合、付帯賠償で補償されるのか。
- インターンシップ**..... 137
- 問196 インターンシップ先で得た個人情報を漏らしてしまったような場合、賠償の補償対象となるか。
- 問197 所属する学部の教育指導方針で、現場実務を経験するために工事事務所でインターンシップを行った。この場合に付帯賠償は適用されるのか。
- 問198 企業が主催するインターンシップに学生個人が申込みをして参加した。この場合に付帯賠償は適用されるのか。
- 問199 県庁が県内の企業に呼びかけてインターンシップを実施することになり、県内の各大学あてに参加希望者を推薦してほしいという通知が届いた。県庁が学長の推薦（学長個人の判断ではな

い)に基づき参加者を決定することになるが、大学としてはこのインターンシップを正課または学校行事として位置づけているわけではない。このインターンシップは付帯賠償の対象となるか。

問200 正課としてのインターンシップに参加した学生が、企業からアルバイト代相当の賃金と食費、交通費の支給を受けていても、付帯賠償の対象となるか。

問201 インターンシップ中、学生が誤って企業のコンピュータプログラムを壊し、データを消去してしまった。付帯賠償の対象となるか。

問202 インターンシップ先で実験等に使う犬を散歩させていたところ、その犬が他人に危害を加えてしまった。付帯賠償の対象となるか。

介護体験活動…………… 138

問203 学校が単位取得の有無にかかわらず授業の一環として位置づけた介護体験活動を、小・中学校の教員免許取得希望者が行った。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

問204 既に教員免許を取得済みで介護体験活動を行う必要のない学生が、自分の意思で介護体験活動に申し込み、受入施設で介護体験活動に従事していたところ、相手にけがをさせた。付帯賠償の対象となるか。

教育実習…………… 138

問205 小学校の教育実習に行き、子どもたちから鉄棒の逆上りを教えてほしいと言われたので放課後練習に付き合い、1人の子どもに教えていたところ、一緒に練習に参加した別の子どもが鉄棒から落ちて大けがをした。付帯賠償の対象となるか。

問206 養護学校の教諭の免許取得を希望する学生が病院での養護に関する医学実習を行った場合、付帯賠償の補償範囲に含まれるか。

保育実習…………… 139

問207 児童養護施設で保育実習中、幼児をなだめるため「高い高い」をしていたところ、幼児の頭を教室の鴨居にぶつけてしまい幼児は裂傷を負った。付帯賠償の対象となるか。

問208 保育所で保育実習中、目を離した隙に担当していたクラスの子ども同士が喧嘩して、一人の子どもの投げたおもちゃがもう一人の子どもの顔に当たり、その子どもは眼に大けがを負った。その後、けがをした子どもの父兄が「子どもが大けがをしたのは実習生がしっかりと子どもたちを見ていなかったからだ」と抗議してきた。付帯賠償の対象となるか。

ボランティア活動…………… 139

問209 学校行事としてのボランティア活動に参加した学生が、主催者側から謝礼と交通費を受け取った。謝礼を受け取った場合でも補償対象となるか。

問210 大雨により、近郊で大規模な土砂崩れが発生し、多くの被災者が発生した。学校は、これらの被災者に対する救済ボランティア活動へ一定期間参加する旨を決定し、学生の参加者を募ったが、付帯賠償の適用範囲か。

問211 サッカー部がボランティア活動として近隣の少年サッカーチームの指導を行っている。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

問212 正課の授業としてボランティア実習を義務づけているが、付帯賠償の対象となるか。

問213 学校公認の学生ボランティアサークルが部員のレクリエーションでバレーボールをしていたところ、ボールがコートから出て施設の窓ガラスを割ってしまった。付帯賠償の対象となるか。

往復中…………… 140

問214 授業に出席するために自転車で学校へ向かう途中、駐車していた自動車にペダル部分が接触し、車体のドアにキズをつけてしまった。付帯賠償の対象となるか。

問215 自宅からインターンシップ先の企業へ向かう途中、貸与されていたカメラを電車の中の網棚に

置き忘れて下車し、紛失してしまった。付帯賠償の対象となるか。

問216 活動場所となる施設とは。

問217 学校施設間の移動中とは。

問218 ボランティアクラブの活動のため学校から自転車で保育所へ向かう途中、人とぶつかってけがを負わせてしまった。付帯賠償の対象となるか。

問219 授業終了後、クラブ活動のため異なるキャンパスのグラウンドへ行く途中、学校から借りていたパソコンを誤って落とし壊してしまった。付帯賠償の対象となるか。

1. 本制度創設の趣旨等

本保険制度共通事項

問1 本制度の関係者の役割と立場は。

答 **本協会**：保険契約者であり、学生の加入を取りまとめて保険の申込みを行うほか、契約内容変更手続等の事務を行います。

学校：本協会が運営する本制度の賛助会員として、学校における加入希望学生を取りまとめ、本協会への保険料の送金、加入者名簿の提出や保険金請求の際の事故証明等を行います。

学生：被保険者として、保険の効用を受ける人です。

引受保険会社：保険者であり、学研災および付帯賠償（A、B、Cコース）については本協会からの保険申込を国内の損害保険会社4社で引き受け、事故の場合に保険金を支払います。幹事会社は東京海上日動火災保険株式会社であり、他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、この保険契約は4社による共同保険契約であって、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、付帯賠償（Lコース）については、これとは異なります。引受保険会社等の詳細はP.17をご参照ください。

問2 本制度はどのように見直し、改善しているのか。

答 本協会は、学校関係者、学識経験者等を委員とする「学生教育研究災害傷害保険運営委員会」を設置し、本制度の運営および実施に関する事項を審議し、必要に応じて見直し、改善するなど円滑な運営に役立っています。

問3 学生健康保険互助組合（学生健保）との関係は。

答 学生健康保険互助組合（学生健保）は、学生の医療費の負担軽減等を目的として学校において任意で設置・運営されている学生間の互助会組織です。

学研災と学生健保を併用することは可能です。治療費が学生健保から給付された場合にも、学研災は医療保険金が定額で支払われますので、治療費以外の諸経費に充当することができます。

問4 学校賠償責任保険との関係は。

答 学校賠償責任保険（正式には施設所有者または施設管理者賠償責任保険）は、学生が何らかの事由によって傷害を被り、その事由が学校の責任に帰する場合、すなわち、その学生の傷害について学校に法律上の賠償責任が発生した場合にのみ、学校（被保険者）が負担する損害賠償を保険金として支払うものですが、学研災は、学校の責任の有無を問わず学生が教育研究活動中に被った傷害に対して保険金が支払われるものです。

問5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付との違いは。

答 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付は、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園および保育所の管理下における児童および生徒の負傷、疾病、障害または死亡について医療費、障害見舞金または死亡見舞金を給付するものです。

問6 スポーツ安全保険との違いは。

答 学研災は、正課中、学校行事中、これら以外で学校施設内にいる間および学校施設外で学校の規則にのっとった所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動

(クラブ活動)を行っている間が補償対象となっています。

公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険は、個別の団体で加入するもので、学校の公認を受けたものであるかは問いません(詳細はスポーツ安全協会にお問い合わせください)。

2. 加入および加入手続

共 通

問7 被保険者の資格として「本協会の賛助会員校に在籍する学生に限ります。」とあるが、「在籍」の定義を教えてください。

答 在籍の定義は各学校のご判断に委ねています。学籍番号の有無は問いません。各学校にて在籍していると認めいただいた学生であれば、学研災に加入することができます。

問8 「全員加入」だが、科目等履修生や研究生も学研災や付帯賠償に加入できるのか。

答 原則、科目等履修生や研究生も含めて「全員加入」としていただきます。これらの学生のみ「任意加入」とする場合につきましては、その旨の登録が必要となります。

問9 保険期間開始種別(保険開始月)は4月、9月、10月の3種類しかないが、例えば留学生を7月や2月などに受け入れる場合、どれを選択するべきか。また、保険期間は何年間とすればよいのか。

答 原則として、保険期間開始種別は入学月に合わせていただきますが、どれにも該当しない場合、以下の例のように、滞在期間中の補償が切れることのないようご加入ください。なお、保険の適用開始および終了日は、保険期間にかかわらず学校での在籍期間が基準となります。また任意加入の場合、保険の適用開始日は学生が学校へ保険料を支払った日の翌日からとなります。

例1 2018年7月から2018年9月まで在籍の留学生の場合

保険期間開始種別は【2018年4月】→保険期間は【1年間】(2018年4月1日から2019年3月31日)

例2 2018年2月から2019年8月まで在籍の留学生の場合

保険期間開始種別は【2017年10月】→保険期間は【2年間】(2017年10月1日から2019年9月30日)

問10 10月から保険に加入する学生がいる。4月に入学をしているが、保険の開始月(保険期間開始種別)は10月で報告してよいのか。

答 保険の開始月(保険期間開始種別)は、必ず加入者の入学月と一致させてください。従って、4月入学生が10月から本保険に加入する場合でも、必ず4月開始として報告してください。

問11 4月入学の学生が休学をしている間に補償期間が切れた。10月に復学したが、この場合4月入学と10月入学のどちらで集計報告を提出したらよいか。

答 4月入学であれば4月開始の保険にご加入ください。

問12 学研災に1年間任意加入する場合、例えば5月31日に学生から保険料を受領したとすると、学研災の補償期間は6月1日から翌年5月31日の1年間となるのか。

答 この場合、保険の適用期間は6月1日(各学生が学校へ保険料を支払った日の翌日)から翌年3月31日までとなります。5月31日までではありません。詳細はP.11 5. 保険期間をご参照ください。

学研災（普通保険）

問13 学研災と付帯学総の違いがよく分からない。

答 付帯学総は学研災と違い、病気や学校管理下以外の活動も補償対象となります。

問14 インターンシップ中の補償が必要な場合、付帯学総に加入していれば付帯賠償に加入する必要はないのか。

答 インターンシップについては付帯賠償に加入されなくても付帯学総で補償されます。

問15 学研災において、個々の学生がタイプ（Aタイプ:死亡保険金最高2,000万円、Bタイプ:同1,200万円）を選択することはできるのか。

答 学研災のタイプは、任意加入であっても、個々の学生が自由に選択することはできません。原則として、学校単位でAタイプかBタイプのどちらかを選択してください。

問16 所定の修業年限と保険期間および保険料との関係は。

答 新入学生の場合は、原則所定の修業年限をそのまま保険期間とします。在学生の場合は、当該年度を含めて残りの修業年限が保険期間となります。

例1 新入学生の場合

4年制で昼間部に入学した学生が学研災に加入した場合

「Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）」を例にとると、保険期間は4年間、保険料は2,300円（加入時に4年間分を支払います。）

例2 在学生の場合

4年制で昼間部の2年時に学研災へ加入した場合

「Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）」を例にとると、保険期間は3年間、保険料は1,800円（加入時に残りの3年間分を支払います。）

問17 通信教育生の保険期間は。

答 通信教育生は所定の修業年限が特に定められていませんので、学研災では、最長保険期間である6年間のみの扱いとなります。また、6年以内で卒業または退学した場合の返金はありません。

問18 昼間部の授業と夜間部の授業が混在する場合、どちらで加入するのか。

答 例えば月～金曜日は夜間部、土曜日のみ昼間部という場合は夜間部が主であると考えられるため、夜間部で加入します。開講している授業数（科目数）が多い方でご加入ください。

問19 エクステンションセンターをはじめとするオープンカレッジ（公開講座）に属する学生は加入対象となるか。

答 学校に在籍する学生であれば加入対象となります（在籍していない場合は、学研災に加入することはできません）。保険期間はP.11のとおりですが、保険期間中にオープンカレッジが終了する場合には、その終了日をもって保険期間が終了するものとします。

問20 学生の入学時期が9月中旬であり、卒業日も4年後の9月中旬である。9月始期で申し込んだ場合、保険期間は4年後の8月末日までとなるのか。

答 9月入学生向け保険始期は9月1日、保険終期は所定の卒業年次の8月31日となっていますので、4年間で加入した場合、最終学年の9月1日以降が補償されません。

そのため、無保険期間が生じることのないよう、最終学年の9月以降も補償の範囲とするために、通算5年間でお申込みいただくのが望ましいと考えます。

問21 外国の学校との協定に基づく交換留学生を特別学部学生等の身分で受け入れる場合、学研災への加入は可能か。また、協定に基づかない留学生の加入は可能か。

答 身分や名称にかかわらず、学校に在籍していれば加入できます。

問22 日本学術振興会特別研究員であるPDに対する学研災の適用についてはどうなるのか。

答 以下の条件を満たす場合は対象とします。

- ① 賛助会員校に受け入れられる特別研究員であること
なお、大学以外の研究機関等に受け入れられる特別研究員は含みません。
- ② 受入先の大学の学長の承諾を得て、それぞれの研究指導者の指導の下に行われる研究活動であること
- ③ 受入先の大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間
ただし、その大学が禁じた時間、もしくは場所にいる間、またはその大学が禁じた行為を行っている間は除きます。

上記①～③以外の取扱いについては、学生に準じます。なお、日本学術振興会特別研究員以外のPD（ポストドクター）は学研災に加入できません。

問23 学研災は全員加入だが、編入学生や記載漏れであとから追加で数名分申し込む場合も全員加入とするのか。

答 ご登録の加入形態が全員加入であれば、後から数名追加する場合も全員加入扱いとなります。名簿の送信は必要ありませんので、追加分のみご提出ください。

問24 全員加入の場合、休学中の学生の扱いは。

答 全員加入の要件は学籍のある学生全員が加入することとなっていますので、休学者も加入者に計上いただくこととなります。保険期間中に通算して1年以上休学した場合は、その休学期間に応じて保険料を返還します。詳しくはP.54をご参照ください。

問25 集計報告提出時に日本人と留学生の内訳を記入する場合、外国人留学生のカウント方法の基準はなにか。

答 集計報告に入力する留学生の数は、「留学ビザ」の資格を持つ学生となります。したがって、それ以外の留学生や在日外国人は日本人としてカウントしてください。

問26 学研災（普通保険）、通学特約、接触感染特約および付帯賠償の保険料は、年末調整または確定申告における所得控除の対象となるか。

答 学研災（通学特約・接触感染特約を含む）、付帯賠償、付帯海学は保険料控除の対象とはなりません。なお、付帯学総は保険料控除の対象となる場合もございますので、引受保険会社へお問い合わせください。

通学特約

問27 通学特約への加入方法は。

答 通学特約への加入は学校による選択制ですが、学研災（普通保険）への加入が必須です。学研災同様、通学特約も基本的には学校単位での加入となりますが、学部ごとに選択して加入させることもできます。なお、ご加入の普通保険（Aタイプ：死亡保険金最高2,000万円、Bタイプ：同1,200万円）によって、通学特約の保険料と補償内容（死亡・後遺障害のみ）も変わります。詳細は、P.31をご参照ください。通学特約の保険期間開始月は、必ず普通保険と一致させてください。年度途中で加入する場合も、各学生の入学月（4月、9月、10月のいずれか）に合わせて加入させることになります。

付帯賠償

問28 Aコース（学研賠）とBコース（インターン賠）の大きな違いを教えてください。

答 Bコース（インターン賠）の補償範囲となる活動は、学校が正課、学校行事または課外活動（学研災とは課外活動の範囲が異なります）として認めたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習およびボランティア活動に限られており、これら以外の実習については補償対象外となります。Aコース（学研賠）については、Bコースの範囲に加えて、Bコースの補償範囲外となる正課（博物館実習や校外実習などの実習を含む）や学校行事中の事故も対象となります。詳細はP.36をご参照ください。

問29 薬学部の実習や社会福祉士の実習、管理栄養士の病院実習は、賠償ではどのコースに入ればよいか。

答 医療関連学部による実習でない限りは、上記の実習は全てAコース（学研賠）の対象となります。Bコースでは対象になりませんのでご注意ください。

問30 薬局でインターンシップをする際に薬の販売なども伴う場合が多くなった。Bコース（インターン賠）では対象外か。

答 調剤や販売の行為が伴う場合は薬学教育実務実習となり、Bコース（インターン賠）では補償対象外となります。調剤や販売を伴う場合はAコース（学研賠）にご加入ください。

問31 医学部などの医療系学部であってもインターンシップに参加するだけの場合、Cコース（医学賠）ではなくBコース（インターン賠）への加入で問題ないか。

答 医療行為を伴わないインターンシップであればBコース（インターン賠）で問題ありません。ただし、正課の実習等は対象外となります。実習を行う可能性がある場合には、Cコース（医学賠）にご加入いただいた方がより補償範囲が広がります。

問32 歯学部はAコース（学研賠）に加入しているが、実習は補償対象外か。

答 座学のみで実習を伴わなければAコース（学研賠）で補償されますが、実習中の事故についてはCコース（医学賠）に加入していなければ補償対象外です。実習のない学年ではAコース（学研賠）に加入し、実習のある学年はCコース（医学賠）に加入することもできます。また単年度で加入する方法もありますので、P.38をご参照の上ご検討ください。

問33 医療実習がある1年間だけCコース（医学賠）に加入できるのか。

答 加入できます。実習のない年はAコース（学研賠）の加入で構いません。

問34 外国の学校との協定に基づく交換留学生を特別学部学生等の身分で受け入れる場合、付帯賠償への加入は可能か。また、協定に基づかない留学生の加入は可能か。

答 身分や名称にかかわらず、学校に在籍していれば加入できます。ただし、学研災に加入していることが前提となります（学研災との同時加入もできます）。

問35 Lコース（法科賠）に在籍学生全員を加入させるのはなぜか。

答 法科大学院協会からの要望に基づき、法科大学院の在籍学生全員の加入をお願いしています。同協会は、2005年3月の総会において、法科大学院に在籍する全ての学生が法科賠に加入するべきものとして同協会員に説明していますが、その趣旨は以下のとおりです。

- (1) 法科大学院の学生は、講義等を含めると1年次から外部の個人情報に接する機会がありうること
- (2) 本保険の認識を通じ、学生に秘密保持に係る自覚を促すという教育的効用があると考えられること

問36 Lコース（法科賠）に在籍学生全員という範囲はどこまでか。

答 Lコース（法科賠）は、正規生はもちろんですが、非正規生も含めます。よって、科目等履修生、研修生等も含めて全員加入していただきます。

3. 契約内容変更

学研災（普通保険）

問37 保険期間中に休学、または留年となる場合はどのように処理すればよいか。

答 **休学**：

休学期間終了後、休学期間に応じて保険料を返還します。1年未満の端日数がある場合には、これを切り捨てます。

この場合、加入申込時の保険期間は延長されません。その後の保険適用を受けるためには、加入申込時の保険期間終了後に新たに加入手続を行うことが必要です。

留年：

所定の修業年限が終了する際、自動的に保険期間は終了します。保険を延長する場合は、新たに加入手続を行うことが必要です。

問38 休学に係る返金申請はどのタイミングで行うのがよいか。

答 休学期間が通算1年を超え、復学したタイミングでご申請ください。

問39 休学期間が通算して1年以上（普通保険約款第20条第1項第3号）とは。

答 ここでいう「1年」とは、365日（閏年366日）をいいます。ただし、ある年度の授業等が開始される最初の日から、その年度の最後の日まで休学した場合で、かつ、その年度において本保険でいう「正課中」が全くなかったことが明白な場合については、1年（365日）休学したこととして取り扱うことができます。

問40 休学期間は半期+半期で1年間ということでも返金されるのか。

答 合計で1年間であれば返金いたします。なお、複数の保険期間をまたぐ休学は合算できません。

問41 半年休学し、そのまま退学した場合は返金されるのか。

答 1年に満たない休学期間は切り捨てとなります。年度途中で退学した場合には当該年度に係る保険料の返還を行わないため、半年休学し、そのまま退学した場合は返金対象外となります。ただし、1年以上の保険期間を残して退学する場合は、その期間分の保険料の返還が可能です。

問42 帰国してしまった留学生に返金ができない場合等で、被保険者以外の口座に返金することは可能か。

答 可能です。被保険者の友人や学校の口座でも構いません。ご指定いただいた口座に返金します。なお、海外送金は行っておりません。

4. 保険金請求

(1) 学研災（普通保険・通学特約・接触感染特約）・付帯賠償共通事項

問43 障害を持つ学生の支援の一環で、ノートテイクや教室移動の介助等を行う場合、自分自身の授業ではないが学研災および付帯賠償は適用されるのか。

答 障害を持つ学生への支援活動についても、学校で正課または学校行事扱いとしていただければ、学研災および付帯賠償（Bコースを除く）の対象となります。なお、正課とする場合、単位や報酬の有無は関係ありません。学校行事として位置づける場合はP.49をご参照ください。

問44 個人的に行くインターンシップでも、例えば「教務課に届け出をしたものについては学校行事とする」ということをP.49に基づいて包括承認方式で認めれば、学校が詳細を把握しなくても学研災および付帯賠償の補償対象となるか。

答 補償対象とすることは可能です。ただし、学校行事として学校が承認した場合、事故が起きた際に学校の責任を問われることも考えられますのでご判断は慎重をお願いします。

問45 留学生が海外で日本の学校の授業を受ける場合、学研災で補償されるのか。同様に、日本で海外の留学先の授業を受ける場合、学研災で補償されるのか。

答 当該学生が日本の学校に在籍している場合で、かつ、当該授業がP.9の条件を満たす場合には学研災の補償対象となります。また、日本で海外の留学先の授業を受ける場合も、留学先の学校でP.9の条件を満たしていれば補償対象となります。海外留学中の補償範囲については問78もご参照ください。

(2) 学研災（普通保険）

傷害とは

問46 「傷害」とはどのようなものか。

答 P.26 (③「傷害」とは…) をご覧ください。

問47 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味か。

答 **急激**：

原因から結果に至る過程において、結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

偶然：

原因または結果の発生が、被保険者にとって予知できない状態または非日常的な状態をいいます。

外来：

原因の発生が、被保険者の身体に内在するものではなく、身体の外からの作用であることをいいます。急激、偶然、外来の条件を欠く傷害としては、次のようなものが考えられます。

①靴ずれ、②しもやけ、③心臓が弱く注意を要する者が水に飛び込んで心臓麻痺を起こした、④野球のピッチャーが長年に渡る投球により肩を痛めた。

問48 はり、灸、マッサージ等の施術を受けた場合、医療保険金支払いの対象となるか。

答 入院加算金および医療保険金の支払い条件である「医師の治療」でいう医師とは、医師法にいう医師を指しますが、脱臼、骨折、打撲および捻挫の場合は、柔道整復師の施術（整骨院や接骨院）も特に医師と同様に取り扱います。しかし、医師の管理下における治療以外の目的で、はり、灸、マッサージ等の施術を受けた場合は基本的には、保険金支払いの対象とはなりません。（問168も併せてご参照ください。）

問49 くせになった脱臼や椎間板ヘルニアの治療は対象となるか。

答 傷害保険は急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（一回の外力によって被ったけが）が対象となっています。

したがって、繰り返し発生した（くせになった）脱臼（「反復性脱臼」「習慣性脱臼」）や「椎間板ヘルニア」、その他スポーツ障害^(*)については急激性・偶然性がないため支払い対象とはなりません。なお、「脱臼」「椎間板ヘルニア」「スポーツ障害」が、急激かつ偶然の外来の事故の結果によって発症した場合、事故時の状況や症状等により個別具体的に判断いたしますので、東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）へご相談ください。

(*) スポーツ障害とは、身体の特定位が繰り返し酷使された結果による損傷をいいます。

問50 病院実習中の院内感染は対象となるか。

答 本保険で対象となるのは傷害事故のみで、疾病は対象となりません。したがって、病院の実習中に伝染病などに感染した場合や学校のプールで結膜炎になった場合などは、「傷害」に該当しないので本保険の対象とはなりません。なお、2011年4月1日から、臨床実習中に接触感染による感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われる接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）を設けています。詳細はP.28をご参照ください。

問51 けがが原因で病気になった場合も対象となるか。

答 けがと直接因果関係がある病気（例えば破傷風、敗血症などの創傷伝染病）の場合には、その病気もけがそのものと同様に補償対象となります。

なお、けがの治療中にけがの治療と因果関係のない病気にかかった場合、例えば骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気のためのみの治療期間については補償対象とはなりません。

問52 気胸は対象となるか。

答 学研災の補償範囲で気胸になった場合は「急激かつ偶然な外来の事故」であれば学研災の対象となることがありますが、持病などの場合は対象にはなりません。発生都度個別に判断しますので、詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問53 アレルギーは学研災の対象か。

答 食品や花粉などによるアレルギーは日常的なものであり、本人にとって有害であったとしても偶然性がないため対象外となります。
一方で、日常を超える状況で発症した場合には対象となる可能性がありますので、学校保険コーナー（0120-868-066）までご確認ください。

問54 熱中症や日射病も学研災の補償対象となるとのことだが、補償対象となる活動範囲について詳しく知りたい。

答 熱中症や日射病もけがと同様に、正課中・学校行事中であれば通院1日目から、学校施設内にいる間（課外活動中を除く）であれば通院4日から（2018年4月1日以降の事故）、課外活動中であれば通院14日以上が補償対象となります。また、活動の形態を問わず、入院は1日から補償対象となります。

問55 本人に過失があつてけがをした場合も学研災の補償対象となるか。

答 単なる「過失」であれば対象となりますが、「重大な過失」の場合には対象外となります。
一般的に「過失」とは、「ある事実を認識・予見することができたにもかかわらず、注意を怠って認識・予見しなかった心理状態、あるいは結果の回避が可能だったにもかかわらず、回避するための行為を怠ったこと」を指します。
これに対し「重大な過失」とは、判例上、「通常人に対して要求される程度の相当の注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく違法有害な結果を予見することができたのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」と判示しています。
「重大な過失」に該当するかどうかの判定は個別性が高いため、実際には個々の事故内容で判断することになります。

問56 けんかによるけがは学研災の補償対象となるか。

答 一方的に暴行を受けた場合は学研災の対象となりますが、けんかの場合は免責となり対象となりません。

問57 食中毒は対象となるか。

答 本保険で対象となる中毒症状は、教育研究活動中に身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状に限られます。（普通保険約款第2条第2項第1号）
したがって、急性食中毒（細菌性の食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。）であれば対象となりますが、継続的に有毒物質を摂取し身体内に蓄積することによって慢性ないし遅発性経過をとるものは対象とはなりません。

問58 正課の合宿中の食事が原因で食中毒になった場合、同じものを食べても、食中毒になる人とならない人がいるはずである。例えば、合宿をした20人のうち1人だけに症状が出た場合でも学研災の対象になるか。その場合に必要な書類はどのようなものか。

答 食中毒は1人であっても学研災の対象ですが、個別に判断しますので、詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問59 正課での海外演習中の食中毒に対して学研災が適用されたとのことだが、食事中も補償対象なのか。食事中は私的活動中のため、対象外ではないのか。

答 国内外を問わず、学校が食事中も含め正課の一環と認めているのであれば問題ありません。

問60 健康診断での採血で腕が腫れたための通院は対象となるか。

答 外科的手術、その他の医療行為は保険金のお支払い対象外となります。

問61 後遺障害等級表に記載されていない後遺障害はどうか。

答 身体の障害の程度に応じて、等級表の区分に準じて保険金の支払い額を決定します。詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問62 急激にガスを吸い込みガス中毒になった場合はどうか。

答 有毒ガスを偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒は対象となります。

問63 学研災と付帯学総の両方に加入しているが、付帯学総でけがの治療費用が払われた場合でも、学研災からの支払いは行われるのか。

答 けがの治療費用は、学研災は治療日数に応じて、付帯学総は健康保険等の自己負担分についてそれぞれ保険金が支払われます。

保険金が支払われない場合

問64 保険金が支払われない場合は。

答 「教育研究活動中」の「傷害」事故以外は保険の対象となりませんので、その場合は当然ながら保険金は支払われません。また、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）は本保険の免責事由であり、これに該当する事由によって生じた傷害（例えば故意、闘争行為、疾病、学校施設外での課外活動（クラブ活動）中で特に危険度の高い運動等（山岳登山、スカイダイビング等）を行っている間の傷害）に対しては保険金は支払われません。なお、地震噴火またはこれらによる津波による傷害、核燃料物質などによる傷害、放射線などによる傷害は、いずれも原則として本保険の対象となりませんが、次の傷害は特に本保険の対象となります。

- ① 地震、噴火またはこれらによる津波およびその影響により表面に現れた事柄（地割れ、地盤沈下液状化等）の観測活動に従事している間に被った傷害
- ② 核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、これらを使用する装置を用いて行う研究活動または実験活動に従事している間に被った傷害
- ③ 放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究活動または実験活動に従事している間に被った傷害

（※）本保険の対象となるものは「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害であり、核燃料物質や放射線発生装置等を継続的に使用する学生がそれによって身体に慢性障害を被った場合には、本保険の対象とはなりませんのでご注意ください。

問65 突然死の場合はこの保険の対象となるか。

答 傷害保険の対象条件となる「急激、偶然、外来」を満たす溺死等が対象になります。

したがって、走っている最中に突然心臓マヒになり死亡するなどの「急激、偶然、外来」の条件を満たさない心臓マヒ、急性心不全、クモ膜下出血等の突然死等はこの保険の対象になりません。

正課中（その1－授業）

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間

問66 遠方での実習等でやむを得ず車を使用する際、他人が運転していた車の助手席に乗っていた学生がけがをした。学研災の補償対象となるか。

答 同乗していた学生が学研災に加入しており、かつ演習が、正課または学校行事の位置づけであれば補償対象となります。

問67 ゼミ旅行は正課の対象となるか。

答 研究、調査等を目的として、担当教員の引率または指導の下に行われるものであれば、正課として対象となります。ただし、私的な活動については対象となりません。

問68 正課中に火災が発生し、逃げる途中で転倒してけがをした場合、対象となるか。

答 対象となります。

問69 授業時間を超えて実験を続けていたところ、爆発してけがをした。この場合、対象となるか。

答 正課と一体とみなすことができると学校が判断した場合は対象となります。

問70 獣医学部で動物に触れウイルスに感染した場合、対象となるか。

答 学研災は傷害保険のため、動物に引っ掛かれたり咬まれたりした上で、その傷口から細菌が侵入し、病気を発症した場合は補償対象となります。

問71 教育実習については、実習校にいる間の活動は全て対象となるか。

答 実習に直接関連する活動中は全て対象となりますが、私的な活動と考えられるものは除きます。

問72 教育実習中に部活動を指導している間も対象となるか。また、遠征に同行した場合は対象となるか。

答 部活動の指導が学校と当該実習校との間における実習契約等の内容に沿ったものであれば補償対象となりますが、実習生が個人的に（例えば同好の士として、先輩として）クラブ活動に参加している場合の事故は私的な活動として対象となりません。なお、教育実習先で部活動の遠征に参加した際にけがをした場合は、当該教育実習について、学校で教育実習先での遠征を含む部活動への参加も含めて「正課」または「学校行事」と位置づけていただければ、補償対象となります。

問73 教員資格取得のための水泳練習等も対象となるか。

答 体育実技時間以外であっても教員資格取得のために担当教員の指導の下に行われているものであれば、対象となります。個人的に練習している場合は、学校のプールであれば学校施設内の事故として支払われます。

問74 学校Aの正規学生が学校Bで科目等履修生として授業を受ける場合、学校Aで加入していれば対象となるか。

答 学校Aが学校Bでの該当の授業を「正課」または「学校行事」と位置づけることができれば対象となります。なお、学校Aで加入していない場合は、学校Bで加入することも可能です。

問75 学生を教授とともに会議等に出席させる場合、補償対象となるか。

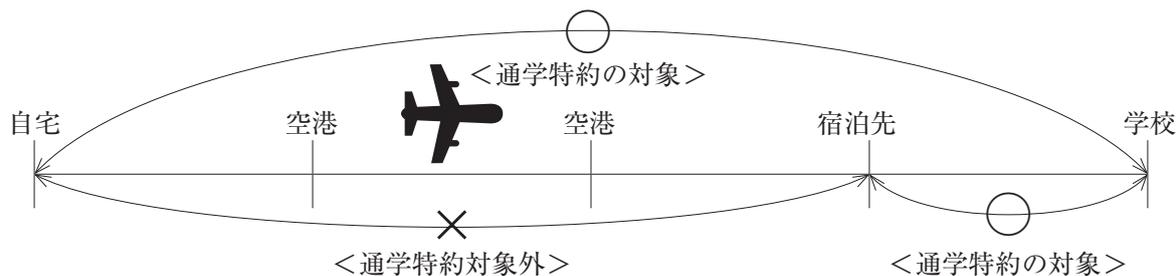
答 当該の会議等を正課または学校行事として位置づけていただければ補償対象となります。学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

正課中（その2－海外）

問76 ① 海外の事故でも学研災の補償対象か。
② 留学先との往復で飛行機に搭乗中の事故は対象となるか。

答 ① 海外における事故でも国内と同様の条件で補償されます。
② 飛行機での事故は、カリキュラムやプログラム等の中で正課や学校行事の範囲を明確にし、短期留学・海外研修の場合には、積極的かつ恣意的な私的活動を除き、日本の自宅を出てから日本の自宅に戻るまでの行程全体が補償対象となりますので、飛行機での移動中の事故も対象となります。それ以外の場合で通学特約に加入している場合（下図参照）、通学特約の対象は留学先の生活の拠点（宿泊先）から留学先の学校までを想定しておりますので、飛行機での移動中は対象外となります。ただし、日本の自宅から海外の宿泊先を経由せず、直接、留学先の学校へ向う場合には通学特約の対象となります。

<短期留学・海外研修以外の留学における通学特約の対象>



海外における学研災の補償範囲は、留学の形態により異なります。（詳細は問78をご参照ください。）

問77 単位互換の提携をしているコミュニティカレッジに留学する場合、対象となるか。

答 単位互換の留学先が日本の大学・短大に相当する学校であれば対象となります。

問78 海外（海外研修・留学）における学研災の補償範囲はどのようになっているのか。

答 日本の加入大学で正課・学校行事・課外活動として位置づけされる活動中の事故に関しては、日本国内と同様に補償対象となります。^(*)

ただし、日本の加入大学で正課・学校行事・課外活動として位置づけされていない活動中に起きた事故に関しては、留学の形態（以下①～③）により補償範囲が異なります。

(*) 飛行機搭乗中の事故等、通学特約の適用については問76をご参照ください。

① 大学設置基準第28条および大学院設置基準第15条の規定に基づく留学先大学への留学の場合（交換留学等）

留学先大学に在籍している場合は、日本国内の補償対象範囲と同様です。留学先大学に在籍していない場合は、正課中のみが補償対象となります。

② 上記以外で留学先大学の授業を受ける場合（単位交換のないプログラムや、個人で申し込んだ私的な留学等）

留学先大学に在籍している場合は、日本国内の補償対象範囲と同様です。留学先大学に在籍して

いない場合は、補償対象となりません。

③ 留学先が大学ではない場合補償対象とはなりません。

	留学先大学での学籍	正課中	学校行事	学校施設内	課外活動中	通学中 (通学特約 加入時のみ)	
① 大学設置基準第28条に基づいて留学先大学の授業を受ける場合(交換留学等)	あり	○	○	○	○	○	
	なし	○	×	×	×	正課 への通学 ○	正課以外 への通学 ×
② 上記以外で留学先大学の授業を受ける場合(私的留学等)	あり	○	○	○	○	○	
	なし	×	×	×	×	×	
③ 留学先が大学ではない場合	—	×	×	×	×	×	

問79 海外研修における私的活動中の事故は。

答 私的活動中に生じた事故は、原則として対象となりません。

ただし、加入学校の教育研究活動の一環として実施され、カリキュラムやプログラム等の中で、正課や学校行事の範囲を明確にすれば、短期留学・海外研修である場合には、積極的かつ恣意的な私的活動中を除き、自宅を出てから自宅に戻るまでの行程全体が補償対象となります。なお、積極的かつ恣意的な私的活動中とは、空き時間で観光に行った、街に出たの飲酒の結果けがをした等が該当します。

問80 正課・学校行事のプログラムの一環として、自由時間を設定し現地との交流活動を学生に求める場合、補償対象となるか。

答 下記のような教育研究活動目的がカリキュラムやプログラム等で予め設定されている場合には、対象となります。

【目的例】語学研修である本プログラムの一環として、買い物・観光等を通じ、現地との交流活動を積極的に行う。

正課中（その3－卒論研究など）

指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間

ただし、専ら被保険者の私的生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。

問81 教員の指示とはどの程度のものをいうのか。

答 卒業論文研究または学位論文研究に従事している間の指導教員の指示については、一般的指示で結構です。

問82 研究に従事している間の事故証明の基準は何か。

答 指導教員が当該研究に通常必要と思われる活動中であつたかどうかを判断して事故の証明をしてください。

問83 卒業演奏会、卒業制作中の事故は対象となるか。

答 卒業要件の一つであれば対象となります。ただし、自宅において卒業制作を行っている間など専ら被保険者の私的生活に係る場所における事故は対象となりません。

正課中（その4－授業の準備等）

指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、または授業の行われる場所、学校の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間

問84 授業の準備または後始末を行うために教室を離れている間は含まれるか。

答 教員の指示によって実験器具の準備や後始末を行っている場合は正課中として対象となります。

問85 学校の図書館でけがをした場合、対象となるか。

答 指導教員の指示に基づく研究活動中であれば正課中として対象となります。また、上記以外の場合については学校施設内の事故として対象となります。

問86 正課や学校行事のための移動中は補償対象となるか。

答 正課を受けるために必要な移動であっても、単なる移動（授業が始まる前・自宅から教室までの移動中など）は正課中とはいえ対象とはなりません。キャンパス内であれば「学校施設内」の事故として対象となりますが、キャンパス外であれば対象外です。

しかし、移動中であっても次の2つの要件が満たされている場合は、正課が始まっていると考えられますので、対象となります。

- ① 担当教員が出欠を確認していること
- ② 担当教員の指導を受け移動している場合で、教育研究活動の一環と見られること

なお、現地へ到着後、A地からB地にバス等で移動する場合など当該調査研究活動の開始から終了までの間において、その調査研究に通常必要と思われる移動中または担当教員の特別の指示による移動中の事故については、対象となります。

それ以外の移動の場合は、通学特約に加入していれば対象となります。

問87 農場実習のためキャンパスから農場まで学校所有のバスを利用しているが、そのバスに乗車中の事故は対象となるか。

答 農場実習等の授業のために学校が手配した専用のバスで実習場へ向かう間の事故は、集合場所で点呼をとった時点から実習が開始されるとみなし、正課中として対象となります。

問88 休み時間中の事故は補償対象となるか。

答 休み時間中の事故は、一般的には学校施設内の事故として対象となります。ただし、休み時間中の事故であっても正課と一体とみられる場合には正課中の事故として対象となります。

また、授業を受けた後、その授業に接続する授業^(*1)を受けるため、キャンパス内^(*2)を通常の経路^(*3)および方法^(*4)により移動中^(*5)の場合も、事実上正課と一体であるとみられるため、特に正課中の事故として対象となります。

ただし、通常の経路を逸脱^(*6)し、または移動を中断^(*7)した場合は、逸脱または中断の間は正課中の事故としては対象となりませんが、学校施設内の事故として対象となります。

(*1) 接続する授業とは、例えば1時限と2時限を通して行われる授業のように短時間の休憩をはさんで行われる授業をいいます。ただし、両方の授業の間に昼休みがある場合には、これらの授業は接続する授業に該当しません。なお、この授業には普通保険約款第1条による正課中の範囲に該当する研究および学校行事を含みます。

(*2) キャンパス内とは、当該学生が所属する学校（学生が他の学校の授業科目を履修する場合はその学校）が管理する区域内をいいます。したがって、たとえ授業を行っていてもその場所が学校の管理する区域外であれば、ここにいうキャンパス内には該当しません。

また、道路をはさんで同一学校のキャンパスがある場合や、キャンパス内に道路が通っている場合に、その道路の管理者が学校でなければ、その道路上はキャンパス内には該当しません。通学特約で対応します。

- (＊3) 通常の経路とは、授業終了後、その授業に接続する授業を受けるために移動する場合に通常用いられる経路をいいます。
- (＊4) 通常の方法とは、それぞれの学校で接続する授業間に通常用いられる方法（徒歩、自転車、自動車等）をいいます。したがって、遊戯具の使用や運転免許を有しない者が自動車を自ら運転する場合等はこれらに該当しません。
- (＊5) 移動中とは、ここでは授業を受ける態勢で待機している場合を含みます。
- (＊6) 逸脱とは、接続する授業を受けるために移動する場合に通常用いられる経路からそれることをいいます。したがって、売店、食堂、サークル室、図書館、体育館、学生寮等に立ち寄った場合、および研究室や事務室に立ち寄った場合等については、ここにいう逸脱に該当します。
- (＊7) 中断とは、通常用いられる経路上において移動とは関係のない行為をすることをいいます。したがって、通常用いられる経路上でキャッチボール等の運動をするなどの行為は、ここにいう中断に該当します。

学校行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間

問89 本保険にいう学校の主催する学校行事の概念とは。

答 ここにいう学校における学校行事とは、上記のように学校が主体となり、学校の責任の下、一定の計画に基づき、日時、場所を定めて行われる教育活動をいいます（ただ単に学校が協力または後援するものは、学校行事としては取り扱いません）。

ただし、学校が主催しない行事（自治会主催の体育祭、学園祭等）であっても、学校を休校（学校は学部単位以上、短大および高専は学科単位以上）とし、学生が全員参加できるように学校が特別の便宜を図った場合は学校の主催する行事とみなし、対象となります。

なお、これらに該当する場合は学校行事としての事前手続きは必要ありませんが、その他の教育活動を学校行事と位置づける場合には事前手続きが必要となります。詳細はP.49をご参照ください。

問90 例示されている入学式、オリエンテーション、卒業式の他に具体的には、どのようなものが学校行事に含まれるのか。

答 具体例としては健康診断、スポーツ大会、問114のように教授会等で承認されたボランティア活動やセミナー等が考えられますが、問89の回答の条件を満たす行事であれば学校行事に含まれます。問89の回答の条件を満たしていない場合でも、P.49をご参照の上、事前に学校行事として位置づけていただければ対象となります。

問91 学園祭や体育祭などの場合、準備や後片づけも学校行事として扱われるのか。

答 学校行事中とは、以下のものをいいます。

- ① 学校行事そのものの挙行中
- ② 学校行事の準備等で会場を設営、撤去する等の行為
ただし、学校行事そのものを挙行する前日および翌日のみ。
- ③ 学校行事を実施するため、P.49の事前手続きによって学校行事と位置づけをした活動等を行っている間（例えば式典のリハーサルなど学校が主催しているもの）

問92 学園祭や体育祭の準備等で休日に学校施設内でけがを負った場合、学研災の対象となるか。

答 休日に準備をしていた場合でも、学校施設内の事故として対象となります。なお、学園祭の前日および翌日に起こった事故であれば学園祭に準じて学校行事とみなし、治療日数1日から対象となります。

問93 学校行事としての位置づけについて個別承認方式をとっているが、インターンシップ受入決定時期により、委員会での承認が事後になることがある。その場合どのように事前手続きを行えばよいか。

答 学校行事の位置づけには事前の手続きをお願いしております。P.49（2）にある「包括承認方式」をとり「所定の様式により就職課に申請したインターンシップは全て学校行事扱いとする」と決議の上、議事録を保管していただければ、今後、都度の事務処理は必要ありません。

問94 学校が学校行事として承認している冬休みのスキー教室での事故は対象となるか。

答 学校が主催する行事であれば対象となります。その場合、単位になるか否か、全員参加か任意参加かは問いません。ただし、プログラム等に含まれていない私的活動中の事故は対象なりません。

問95 消防署の指示および指定で寮監の指導の下に寮の火災訓練を行った場合の事故は対象となるか。

答 学校側の責任において実施されるものであれば、学校行事として対象となります。

問96 オリエンテーション等の学校が主催する行事において、講師として登壇している学生がその最中に事故に遭った場合、対象となるか。

答 対象となります。

問97 工場見学、美術館見学は対象となるか。また、これら見学が任意参加の場合でも対象となるか。

答 任意参加であっても、学校が教育活動の一環として主催する場合は対象となります。

問98 普段は自動車通学を禁止しているが、学園祭の時などレンタカーなどを使用する場合がある。そういう状況でも対象となるか。

答 学校が一時的にであれ自動車の使用を認めれば、その期間に起こった事故は対象となります。なお、学研災では自動車事故は対象ですが、付賠賠償では対象外です。

学校施設内にいる間

正課中または学校行事中以外で、学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間

ただし、寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

問99 休日、祝日または休校中（夏期休暇中等）における学校施設内の事故は対象となるか。

答 対象となります。

問100 学校施設内に公共交通機関が乗り入れている場合で、学校施設内における公共交通機関内での事故は対象となるか。

答 対象となります。

課外活動（クラブ活動）中

学校の規則に即した所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で、文化活動または体育活動を行っている間

問101 課外活動（クラブ活動）中のけがが補償対象となる治療日数を14日とした理由が知りたい。

答 正課・学校行事でけがをした場合を想定して創設された保険であり、学校のご要望に応じてクラブ活動も補償対象に加えた経緯がございます。従いまして、2週間以上通院しなければ完治しない重い傷害を補償しようという趣旨で治療日数が決定されました。

問102 学研災と付帯賠償で「課外活動」の定義はどう異なるのか。

答 学研災の「課外活動」（クラブ活動）とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間をいいます。

付帯賠償の「課外活動」とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動のことをいいます。

問103 課外活動（クラブ活動）における「団体管理下の活動」とは。

答 「団体の管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。具体的には次の場合をいいます。

- ① 所定の場所および時間に集合し待機している間
- ② 団体の活動実施中、移動中および休憩中
- ③ 所定の場所および時間に解散のため待機している間

したがって、団体で行う運動競技種目等と同じ活動を行っていても、所属団体の管理下から離れてその活動を行う場合は対象となりません。

問104 グラウンドでクラブ活動を行うために学校へ向かい、校門を入った後にけがをした場合、クラブ活動中の事故となるか、学校施設内の事故となるか。

答 校門を入ってから、グラウンド（あるいは部室等）に到着するまでの間であれば、学校施設内の事故として治療日数4日目から学研災の対象となります。

一方で、目的地（グラウンド）に到着してからは、クラブ活動を行っている間（学内学生団体の管理下）とみなし、治療日数14日目以降から対象となります。

問105 クラブ活動のために着替えに行く際、部室のドアを開けたところで転倒し打撲した。この場合は、「課外活動（クラブ活動）中」となり、14日以上の治療からの支払いになるのか。

答 原則、クラブ活動の準備運動・準備活動についても「課外活動（クラブ活動）中」とみなされますので、14日以上の治療から支払い可能となります。

問106 練習場所に集合時間より早く着いたので準備運動を行っている間の事故は対象となるか。

答 場所的・時間的に部活動と一体とみられる場合はクラブ活動中として対象となります。

問107 クラブ活動終了後、部室で部員同士が遊びで腕相撲をしたところ、腕の関節を捻挫した。この場合、クラブ活動は終了しているのに、「学校施設内」にいる間として、治療日数4日以上から支払い可能か。それとも、部室内でのけがのため、「課外活動（クラブ活動）中」となり治療日数14日以上からの支払いになるのか。

答 解散の掛け声、着替え、道具の片づけ等の前（合間）の遊びであれば「課外活動（クラブ活動）中」となり14日以上の治療からのお支払いとなります。解散の掛け声、着替え、道具の片づけ等のクラブ活動終了後の遊びであれば「学校施設内」にいる間として、4日以上の治療からお支払いとなります。

問108 トレーニング中のけがは対象となるか。

答 「トレーニングの活動内容」と「トレーニング場所」により異なります。詳細は下表をご参照ください。

活動内容	施設内	施設外	寄宿舍・寮内 (約款第1条より学校施設から除かれる)
団体管理下(課外活動) ^(*1)	14日～○	14日～○	14日～○
自主トレーニング	4日～○ (施設内事故の扱い)	×	×

(*1) 「団体の管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間をいい、具体的には次の場合を指します。

- ① 所定の場所、時間に集合し待機している間
- ② 団体の活動実施中、移動中および休憩中
- ③ 所定の場所、時間に解散のため待機している間

問109 試合終了後に反省会を行っている間の事故は対象となるか。

答 団体としての活動であれば対象となります。例えば、野球部として野球を行っている間だけが対象となるのではなく、懇親会やレクリエーションを行っている場合でも野球部として団体活動を行っている間はクラブ活動中として対象となります。

問110 近所に住む同じ学校のテニス部員と市民テニス大会に出場した時の事故は対象となるか。

答 市民として参加しており、学校のテニス部として参加しているのではないので対象となりません。課外活動（クラブ活動）で行う活動と同じ活動を行っていても、その団体から離れてその活動を行う場合には対象となりません。したがって、自主トレーニングとして毎日自宅の周りをランニングしている間の事故などは対象となりません。

問111 合宿のため集合場所から合宿所へ向かう途中の事故は対象となるか。

答 集合場所に集合した時点から団体活動が始まっているので対象となります。合宿中も団体活動を行っている間の事故は対象となりますが、自由時間に買い物に出掛けた場合など私的活動中は対象となりません。

問112 海外遠征は対象となるか。

答 対象となります。

問113 本学では、教授に同行して活動するものについても課外活動と呼んでいる。学研災の課外活動の定義とは異なるが、補償対象となるか。

答 当該活動については、本保険の課外活動（クラブ活動）の定義には該当しませんが、正課・学校行事

としての位置づけがあれば対象となります。

学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

その他の活動

問114 インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習およびボランティア活動に対する学研災の適用についてはどうなるか。

答 学校が、上記活動を正課、学校行事または課外活動（クラブ活動）と位置づける場合には、保険金支払いの対象とします。なお、当該学校の教職員が当該活動の場所にいることを問いません。

(1) 正課と位置づける場合

学校および指導教員が、上記活動を講義、実験、実習、演習または実技による授業として取り扱うこと。

(2) 学校行事（＝学校管理下の行事）と位置づける場合

学校の主催する行事で教育活動の一環として実施すること。

(3) 課外活動（クラブ活動）と位置づける場合

学校の規則に即した所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行うこと。

問115 学校間連携事業の研修プログラム等で、他校の学生とともに活動をする場合は補償対象となるか。

答 各学校で該当活動を正課または学校行事として位置づけていれば補償対象となります。
 なお、他校のプログラムを受ける場合、在籍の学校で正課または学校行事扱いではなくとも、研修先の学校で正課または学校行事扱いであれば、研修先の学校で学研災に加入すれば補償対象となります。

問116 震災に係る教育研究活動中は補償対象となるか。

答 学研災普通保険約款第3条（1）に以下の通り記載されています。
 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの自然事象^(*)の観測活動に従事している間については保険金を支払います。
 (*）これらの自然事象とは、地震、噴火またはこれらによる津波自体、およびその影響により表面に現れた事柄（地割れ、地盤沈下、液状化等）を指します。

問117 観測活動とは何を指すのか。

答 観測活動とは、観測対象を注意深く見て、その変化や推移の状況を調べることを指します。必ずしも機器を用いる必要はありませんが、学校の正課・学校行事に位置づけられる一定水準以上の教育研究活動である必要があります。詳細はP.16をご参照ください。

**問118 ① 観測活動に従事している間とは何を指すのか。
 ② 観測活動中の私的活動とは何を指すのか。**

答 ① 観測活動の目的を持って、学校および担当教員の指導の下にある状態を指します。よって、観測行為を行っている時点だけを指すものではなく、一連の活動関連時間が対象となります。
 ② 遠隔地への派遣等、居住の本拠地を離れた正課または学校行事（出張形態）の場合、自宅を出てから自宅に戻るまでが、学校および担当教員の指導の下にある状態となります。従って、昼食をとる、テレビを見る、風呂に入る、就寝する等の一般的な私的活動は対象となります。しかし、空き時間で観光に行った、街に出た飲酒の結果けがをした等の積極的かつ恣意的な私的活動中

は対象となりませんのでご注意ください。

問119 被災地でのボランティア活動に参加する場合は学研災の対象となるか。

答 学生が参加するボランティア活動自体を正課または学校行事として位置づけていただければ、学研災の対象となります。位置づけ方法については、P.49をご参照ください。

ただし、被災地での二次災害は対象とならない可能性もあります。詳細については、P.30をご参照ください。

問120 被災地におけるボランティア活動中に地震等でけがをした場合は、対象となるか。

答 ボランティア目的だけの活動中の地震、噴火、津波等によるけがは対象とはなりません。ただし、被災地ボランティア活動が、正課または学校行事として観測活動・それに準じた教育研究活動を併せ持つ場合には対象となりますので、個別にご相談ください。詳細はP.30をご参照ください。

【目的例】津波の軌跡・建築物の損傷状況等の観測活動を通じて地震の規模、津波の強さを理解することに努め、震災の与えた影響の大きさやボランティア活動の意義について考える。

問121 学生をアルバイトとして雇用する場合、学研災の補償対象となるか。（例：ティーチングアシスタント、イベントの案内係、試験監督等）

答 当該アルバイトを、正課または学校行事と位置づけることができれば対象となります。位置づけができない場合でも、学校施設内にいる間の事故であれば補償対象となります。なお、報酬の有無は問いません。

問122 休学中の学生は学研災の補償対象となるか。

答 休学中でも学研災の補償対象となります。ただし、当該休学中の学生が事故時点で学研災に加入していること、保険金請求される傷害等を学校が証明できることが必要となります。

問123 卒業後でも保険金請求ができるのか。

答 在学中の事故によるけがであれば補償されます。

問124 宿泊を要する実習や、課外活動（クラブ活動）参加のためホテル等に一時宿泊する場合はどうなるか。

答 教育研究活動（正課やクラブ活動）のためにやむを得ず自宅以外への一時宿泊を伴う場合、一時宿泊の拠点から教育研究活動場所へは通学特約の対象となる場合があります（自宅から一時宿泊の拠点への往復は対象になりません）。自宅から教育研究活動場所へ直行する場合は通学特約の対象となります。ただし、自宅を出てから自宅に戻るまでの行程全体を教育研究活動（正課やクラブ活動）とする旨を大学が承認した場合、積極的かつ恣意的な私的活動を除き、その間の活動を補償範囲とすることが可能です。

なお、積極的かつ恣意的な私的活動とは、空き時間で観光に行った、街に出て飲酒の結果けがをした等が該当します。

(3) 通学特約

通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間

問125 学生の住居のどこから学校のどこまでが通学特約の補償範囲となるか。

答 具体的には次のようになります。

(1) アパート、マンション等の場合

玄関ドア		学校施設等の構内（敷地内）に入るまで	
居室	アパートの共用廊下・階段等	公道	
居室		通学特約補償範囲： 学生が居住する当該居室外から学校施設等の構内（敷地内）に入るまで。ただし、専用使用権を有する庭・物置は対象外。	

(2) 一般的な学生寮（食住の空間を共有している）の場合

居室ドア		寮の玄関ドア		学校施設等の構内（敷地内）に入るまで	
居室	共同の廊下等	寮の庭等	公道		
居室		寮の玄関ドア		通学特約補償範囲： 寮建物の外から学校施設等の構内（敷地内）に入るまで。	

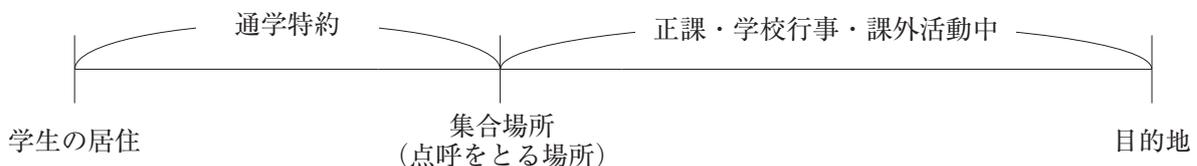
(3) 一戸建の場合

玄関ドア		門・塀		学校施設等の構内（敷地内）に入るまで	
居室	自宅の庭等	公道			
居室		門・塀		通学特約補償範囲： 敷地（門・塀）の外から学校施設等の構内（敷地内）に入るまで。	

問126 学校行事として学生がOBの勤めている企業に見学へ行くこととなった。以下の①②の場合、通学特約の対象となるか。

- ① 学校からバスで出発して企業へ移動中
- ② 訪問先が実家近辺に所在しているため、学生が実家から直接企業へ移動中

答 ①の場合、学校に集合し点呼等で出欠を確認後から学校行事中の取り扱いとなる（下図参照）ため、バスの移動中も含め学校行事での補償対象となります。また、『学生の住居→学校→学生の住居』における→区間は通学特約に加入していれば補償対象となります。



②の場合、実家から企業への往復中の事故については、通学特約に加入していれば補償対象となる場合もございます。

ただし、『学生の住居→実家→学生の住居』における→区間は補償対象外です。

問127 通学途中に友人宅に行ったり、映画館に入った場合はどうなるか。

答 通学とは無関係な目的で合理的な経路をそれたり、通学の経路上で通学とは無関係な行為を行う場合、通学は「逸脱または中断」したと判断され、「逸脱または中断」の間およびその後は通学中と認定されません。したがって、友人宅にいる間やその後の通学中は対象となりません。

ただし、コンビニエンスストアで夕食を買ったり、診察を受ける場合のように、日常生活上必要な行為などは、その行為中は対象となりませんが、その後合理的経路に復した場合に被った傷害は保険金支払いの対象となります。詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問128 友人宅に宿泊し、そこから学校に向かう場合は補償対象となるか。

答 就学の拠点としての住居とは認められないため対象とはなりません。

問129 実家や旅行先等と学校との往復途中に事故にあった場合でも通学特約の補償対象となるか。

答 通学特約の範囲は被保険者の住居との往復が対象であり、本保険でいう「住居」とは、学生が居住して日常生活をしている場所で、就学の拠点となるところをいいます。

そのため寮などにお住まいの場合、実家は就学の拠点とはならないため、原則的には対象とはなりません。通学特約の範囲は、実際に事故が発生した際に就学の拠点に変更が生じていたような場合には、その理由や生活実態等を確認した上で判断させていただきます。インターンシップや実習などで長期間実家から実習先に通う場合等は、就学の拠点が一時的に移ったものとみなし、対象となる場合もございますので事故発生時に個別にご相談ください。

なお、上記の理由から旅行先から学校へ向かう途中の事故については対象外となります。

問130 下宿生が夏休み等、長期休暇前の学校の最後の授業が終わった後、そこから直接実家に帰省する場合はどうなるか。

答 実家は就学の拠点としての住居ではないため原則として対象となりません。

問131 夜間部の学生はほとんどが社会人だが、勤務先との往復も通学特約の補償対象となるか。

答 「社会人入試」^(*)を経て入学した社会人のみが、勤務先との往復も通学特約の補償対象となります。通学の起点となる勤務先での雇用形態は問いません。しかし、夜間部での通常の入試を経て入学した社会人については勤務先との往復は補償対象外です。学校から自宅への帰路での事故は通学特約に加入していれば補償対象となります。詳細はP.28「(*3)『住居』とは…」をご参照ください。

(*) 一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。具体例としては社会人入試枠、社会人特別選抜、社会人特別入試等の名称で行われる入試をいいます。

問132 授業後に帰宅中、自宅生の学生が夕食に寄った後で交通事故に遭った場合は、通学特約の補償対象となるか。

答 夕食が、日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度の経路の逸脱または中断であり、交通事故に遭ったのが、通常の通学路に復した後であれば補償対象となります。自宅生か

否かは関係ありません。詳細はP.27をご参照ください。

問 133 企業実習の場合の会社施設や、他校のグラウンドも学校施設に含まれるのか。また、その範囲は。

答 通学特約における「学校施設等」とは、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設その他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所をいいます。したがって、質問の会社施設や他校のグラウンドであっても、この条件に合致すれば本特約における「学校施設等」に含まれます。

問 134 友人から授業のノートを借りるため、もしくは図書館で自習するためにキャンパスへ向かう途中で交通事故に遭った場合は補償対象となるか。

答 学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもった通学とはみなされないため、いずれも対象とはなりません。

問 135 自動車やバイクでの通学を禁止している学校で、それに違反した学生の通学中の事故は補償対象となるか。

答 通学が合理的な経路および方法（学校が禁じた方法は除きます。）によることが前提となるため、その行為を「学校が禁じた方法」として判断すれば対象となりません。「学校が禁じた方法」については、個々の学校によりその禁じた趣旨が異なると思われるので、具体的事実が「禁じた方法」に該当するか否かは、その趣旨に即した学校の証明によるものとします。

問 136 家族が運転する自動車での通学中、交通事故に遭った場合は補償対象となるか。

答 通学目的で合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）によるものであれば、運転手が本人でなくとも対象となります。

問 137 自動車通学時、友人を送迎するため遠回りした場合の事故は補償対象となるか。

答 友人を送迎するため、明らかに合理的な経路を逸脱した場合には対象となりませんが、合理的な経路上に友人の家があり、そこで友人を乗せて行くような場合には対象となります。合理的な経路の詳細は、P.27（*2）をご参照ください。

学校施設等相互間の移動中

学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設その他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間

問 138 朝、講義へ向かう途中で転倒し、足にけがを負った学生がいる。キャンパス内を移動している間の事故なので、学校施設等相互間の移動中といえるのか。

答 学校施設内にある間での事故となります。学校施設間等相互間の移動中とは、キャンパスとキャンパスが離れている場合の移動中や、学校が所有する施設や正課・学校行事等が行われる離れた場所への相互間を移動する場合を指します。

問 139 キャンパスが離れた場所にある場合、キャンパス間の移動中の事故は対象となるか。

答 学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加を目的とした移動中で、合理的な経

路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）によるものであれば、対象となります。

問140 授業終了後、バレーボール部の対外試合に参加するため、個別に他校の体育館に移動する場合はどうなるか。

答 合理的な経路および方法によるものであれば、移動中の事故も対象となります。

問141 授業終了後、離れたキャンパスにある図書館に自習のため、移動する場合はどうなるか。

答 学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加目的とした移動とはみなされないの
で、対象とはなりません。

(4) 接触感染特約

接触感染

問142 接触感染特約の補償対象が知りたい。

答 本特約の加入者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、その直接の結果として接触感染を
し、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を
受けた場合に、1事故につき15,000円をお支払いします。ただし、実習前の予防接種は補償されません。

問143 接触感染とは。

答 臨床実習の目的で使用される施設内で、本特約の加入者が直接間接を問わず、感染症^(*1)の病原体
に予期せず接触することをいいます。「血液や体液が飛沫し、目や傷口に触れる事故」（直接）および
いわゆる「針刺し事故」のように器具等を介在させた接触（間接）を想定しています。

(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症（P.28をご参照ください。）
をいいます。

問144 接触感染以外の院内感染（空気感染等）も対象となるか。

答 接触感染以外の院内感染（空気感染等）については対象となりません。

問145 新型コロナウイルス感染症のPCR検査は接触感染特約の補償対象となるか。

答 臨床実習中に唾液等の飛沫感染等が証明でき、かつマスクやゴーグルの着用がなかった場合など、直
接粘膜に飛沫を浴びた際にPCR検査を受けた場合にのみ対象となります。また、PCR検査受診時に
発熱症状等があり、かつPCR検査結果が陽性だった場合はPCR検査は予防措置とは見なせないため、
補償対象外となります。接触感染特約は針刺し事故や血液・体液の飛沫等の事故を想定しておりま
す。新型コロナウイルス感染症のためにご加入いただいても対象となる可能性は低いと考えられます
のでご承知おきください。

事故状況に応じて個別に判断いたします。事故が起きた場合には東京海上日動の学校保険コーナー
(0120-868-066) へお問い合わせください。

問146 臨床実習の範囲はどこまでか。

答 補償対象となる臨床実習の種類と実施場所は以下の通りです。

	実習の種類	場所	補償可否
①	医療実習・介護実習・保育実習	病院・診療所・社会福祉施設・自宅等	○
②	臨床心理学実習（心理カウンセリング実習）	上記①の場所に加えて、カウンセリングルーム等	○
③	上記①、②に該当しない実習（教育実習、栄養学実習等を含む）	病院・診療所・社会福祉施設で実施する場合	○
④	上記①、②に該当しない実習（教育実習、栄養学実習等を含む）	病院・診療所・社会福祉施設以外で実施する場合	×

問147 学生が行う介護体験実習・保育実習の場所が社会福祉施設等の場合も、病院または診療所等で行う実習とみなせるか。

答 学校の指示に基づいて実習を行う場所であれば、基本的には病院または診療所等とみなせます。

問148 感染症に関する法律^(*)第6条第1項の感染症のうち、接触感染特約の対象と想定されるものが知りたい。

答 具体的にはウイルス性肝炎（B型、C型肝炎）、HIV等による接触事故が多いと想定されます。感染症に関する法律^(*)同条同項の感染症にかかるリスクが接触事故により発生し、その検査、投薬等を行った場合のみ本特約の対象となることをご留意ください（ただ接触しただけで検査、投薬等を行わなかった場合は、対象となりません）。

(*) 感染症に関する法律…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

問149 実習と実験の違いは。

答 学校が「実習」と位置づけているものであれば基本的に補償対象となりますが、実験が実習にあたるか否かは、あくまで実習をベースにその実験の内容（実習と異なる点など）を精査した上で個別に対応していくことになります。

問150 医療関連学部ではないが、接触感染特約に加入できるのか。

答 加入できます。

問151 接触感染特約に加入していなくても、C型肝炎の疑いで検査のため1日通院したら医療保険金の対象になるか。

答 C型肝炎への感染または発症を予防することを目的として行う検査のための通院は、けがの治療のための通院ではないため医療保険金の対象外となります。

問152 学研災と付帯学総の両方に加入している学生が感染症予防措置を受けた場合、両方から支払われるのか。

答 両方から支払われます。

問153 結核患者のいる病棟実習を行った後に結核に感染しているかどうかを調べる「検査」は、接触感染特約の補償対象となるか。

答 針刺しや直接体液等の飛沫がかかった等の事故（接触感染特約第1条に規定する事故）がない場合は、対象とはなりません。

問154 学校で血糖値測定など注射器を使用しての実習は補償対象となるか。

答 接触感染特約の補償対象となります。

問155 獣医学部の学生が、実習中に感染症の疑いのある動物にかまれた際に、その動物の感染症について特定できない場合でも、学生がどのような病気（感染症）にかかっているか、また、病原体を特定するために調べる「検査」は、接触感染特約の補償対象となるか。

答 感染症に関する法律^(*)第6条第1項に規定する感染症の疑いがあるという前提であれば、検査、投薬等の感染症予防措置は対象となります。

(*) 感染症に関する法律…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

問156 針刺し事故が発生した際、被保険者（被害者）本人を検査する方法と針に付着していた体液の当人を検査する方法がある。どちらも補償対象となるか。

答 被保険者（被害者）が感染しているかどうかを調べる目的であれば、検査対象者は被保険者（被害者）に限りません。針に付着していた体液の当人を検査した場合でも接触感染特約に規定する「検査」に該当します。どちらの検査をした場合でも保険金が支払われるのは、被保険者（被害者）本人のみとなります。

問157 病院での実験は、接触感染特約の補償対象となるか。

答 実験は接触感染特約の補償対象外です。実習と実験の違いについては問149をご参照ください。

問158 鍼灸学部において学生がお互いに鍼を刺しあう実習は、接触感染特約の補償対象となるか。

答 接触感染特約の補償対象となります。

(5) 学研災（普通保険・通学特約・接触感染特約）共通事項

支払保険金・保険金請求手続

問159 医療保険金はなぜ実費払いとしなかったのか。

答 医療費の実費を正確に把握することは事務的に極めて煩雑であるため、定額払としたものです。金額の決定に当たっては、健康保険制度による本人負担の医療費を補うに足る額を目途としたものです。治療期間と医療費は、必ずしも比例するものではありませんが、おおむね妥当と思われる金額が設定されています。

問160 死亡保険金および後遺障害保険金の支払いは。

答 正課中の事故を例にとれば次のとおりとなります。

- ① 死亡保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）では2,000万円、Bタイプ（同1,200万円）では1,200万円が被保険者の法定相続人に支払われます。
- ② 後遺障害保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、普通保険約款の別表2に定められた割合による金額が被保険者に支払われます。
この場合、死亡保険金2,000万円もしくは1,200万円を超える後遺障害保険金が事故の日を含めて180日以内に確定したときは、確定時に2,000万円もしくは1,200万円が支払われ、2,000万円もし

くは1,200万円を超える部分については事故の日からその日を含めて180日経過後に支払われます。

(※1) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複して支払われませんが、医療保険金と死亡保険金、医療保険金と後遺障害保険金は重複して支払われます。

(※2) 死亡保険金が支払われた場合は、本保険は失効し（普通保険約款第14条）、その翌年度以降の保険料を返還する（普通保険約款第22条第3項）ために「契約内容変更通知書」を本協会へ提出することになりますので、あらかじめご承知おきください。

問161 医療保険金の支払いにおける「治療日数」とはどういう意味か。

答 「治療日数」とは、原則として傷害を被った直接の結果として「医師が必要であると認めた治療が完了した日まで」の間の実治療日数（実際に入院または通院した日数）をいいます。薬剤、診断書、医療器具等の受領等、治療を伴わない通院は含みません。また、同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日になります。

ただし、みなし通院に該当する場合は、実際に通院していなくても「治療日数」に含むことができます。詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問162 入院の日数も治療日数に含めてよいか。例えば、クラブ活動中の事故（治療日数14日から対象）で、入院を2日間、通院を12回した場合、いくら請求できるのか。

答 入院日数も治療日数としてカウントできますので、治療日数は14日となり、医療保険金30,000円と入院加算金8,000円の合計38,000円をご請求いただけます。

なお、クラブ活動中の事故で入院を2日間、通院を10回した場合、合計治療日数は12日となるため医療保険金はお支払いできませんが、入院加算金8,000円はご請求いただけます。

問163 一度請求が終了した事故について、一旦治癒したけがが再発した。再度、病院に通った場合も対象となるか。

答 当該事故と因果関係があると医師が証明するものについては、最初の治療日数と通算した治療日数を適用して医療保険金が支払われます。

例えば最初の治療日数が50日、再発後の治療日数が30日の場合は、通算した治療日数80日間の場合の医療保険金80,000円が支払われます。もし、50日に対する医療保険金50,000円が支払い済みであれば、80,000円－50,000円＝30,000円が追加払いされることになります。

問164 骨折で入院加療を受け、その分については既に保険金の支払いを受けたが、その後手術の際に骨の固定のため埋め込んだボルトの除去手術とリハビリが必要になった。改めて保険金を請求したいが、手続きはどうしたらよいか。

答 最初の請求と同様に、その後の手術とリハビリを終え、治療が終了した時点で請求書など所定書類を提出してください。その際、以前に保険金の支払いを受けた事故の続きの治療であることをご記載ください。また、学校証明欄の記入は不要です。

問165 学研災以外の傷害保険に加入している場合、重複して学研災の保険金は支払われるか。

答 学研災は他に加入している保険とは関係なく支払われます。

問166 通学中の事故の場合、通学中事故証明書の提出は保険金請求時でよいか。

答 通学中事故証明書は、可能であれば事故通知と一緒に東京海上日動へご郵送願います。

施設間移動中の事故の場合も同様に、施設間移動中事故証明書を東京海上日動へご提出ください。

問167 診断書はどの医師が発行するものでもよいか。

答 医師としての資格を有する者であれば、誰が発行する診断書でも結構です。したがって、学内の診療所や保健管理センターで発行されるものでも構いません。

問168 保険金請求の際に医師の診断書を要することになっているが、柔道整復師の施術証明書でこれに代えることはできるか。

答 原則は医師の診断書をご提出ください。なお、整骨院のみの通院もしくは医師の診断書の取付が難しい場合は、柔道整復師の施術（治療）証明書をもって医師の診断書とみなすことも可能です。柔道整復師以外の医療類似行為を行うもの（鍼、灸、マッサージ等）の証明書は医師の診断書とはみなしません。

問169 領収書は必ず添付が必要か。

答 領収書の添付は必要ではありませんが、必要に応じて確認する場合がありますので、必ずお手許に保管をお願いいたします。

なお、保険金請求額^(*1)が30万円を超える場合には診断書が必要となりますが、請求金額がご不明な場合は治療状況報告書でご請求ください。申告内容により保険金請求額が30万円を超える場合は、東京海上日動の学校保険コーナーから診断書が必要となる旨を連絡しますので、その時点で診断書の発行を依頼してください。

(*1) 学研災での保険金請求額に限らず他の傷害保険の保険金請求金額も合算します。

問170 治療の途中でも保険金請求できるか。

答 長期入院・通院の場合は治療の途中でご請求いただくことも可能です。特別に必要な書類はありませんので、保険金請求書・治療日数が分かる証拠書類を学校保険コーナーにご郵送願います。なお、ご郵送いただく書類には、治療継続中である旨の記載をお願いいたします。

問171 卒業後も治療が続くが、完治後の保険金請求は学校から行うという理解でよいか。

答 一度保険金請求されていれば、二回目以降の請求の際には学校証明欄の記入は必要ありませんので、本人から直接保険会社に連絡していただくこともできます。

問172 保険金を請求するに当たって、転院して治療した場合や複数の病院に通った場合、診断書はそれぞれの病院からもらわなければならないのか。

答 診断書は、治療した全ての病院から取り付ける必要はありません。主に治療を受けた病院から1通取り付けてください。入院した場合は入院した病院から、それが難しい場合は現在通っている病院から取り付けてください。

なお、学研災の保険金請求書に付属する診断書でなくてもかまいません。ご不明な点は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）へお問い合わせください。

問173 松葉杖などの治療用装具および治療用装具の作成に係る費用を請求することは可能か。

答 学研災は、入院および通院の日数によって医療保険金が決まるため、治療用装具および治療用装具の作成に係る費用に対する支払いはありません。

問174 学研災および付帯学総の両方で補償対象となる事故は、どのように保険金請求するのか。

答 各学校の付帯学総取扱代理店により異なりますので、代理店に相談してください。代理店もしくは保険会社から必要書類をお送りします。

	学研災（傷害） （解説P.63参照）	学研災（賠償） （解説P.82参照）	付帯学総（治療費用） （解説P.90参照） ^{(*)1}	付帯学総（賠償） （解説P.90参照）
事故連絡	【学生】学校への連絡 【学生】事故通知書類の作成・送付	【学生】【学校】事故発生・連絡・通知	【学生】取扱代理店への連絡	【学生】取扱代理店への連絡
請求書類の交付	【学校】保険金請求書類の交付	【学校】保険金請求書類の交付	【代理店】引受確認・保険会社への連絡・請求書類の交付	【東京海上日動】保険金請求書類の交付
保険金請求書の送付	【学生】【学校】保険金請求書の作成・送付	【学生】【学校】保険金請求書の作成・郵送	【学生】保険金請求書の作成・郵送	【学生】保険金請求書の作成・郵送
保険金支払い【東京海上日動】 ^{(*)2}				

(*)1 東京海上日動で事故連絡を受け付けた場合は付帯学総（治療費用）専用請求書を送付します。傷害事故で学研災と付帯学総の両方で支払い対象となる場合、学生は学校と取扱代理店の両方に報告を行い、学研災については事故通知書類の作成・送付を行います（解説P.90<ポイント>参照）。

(*)2 付帯学総の請求書類にご記載の内容から、学研災の補償対象となる可能性があるかと推察される場合は付帯学総の支払い手続き後に学研災事故連絡方法について学生、または加入者へ連絡しています。

(6) 付帯賠償

正課・学校行事・課外活動

問175 学外の実習やインターンシップ等で学生が賠償事故を起こしてしまった場合、学校は賠償責任を負うか。

答 賠償責任事故については、通常、以下が賠償責任を負うものと考えられます。

①企業側、施設側等	②学校 (国立大学法人、公立大学法人、自治体、学校法人)	③学生個人 (未成年の場合は親権者も含まれることがあります。)
-----------	---------------------------------	------------------------------------

基本的には、①企業側、施設側等および②学校が賠償責任を負うことが多く、③学生個人が単独で賠償責任を負うケースは少ないと思われます。実際に学生がどこまで賠償責任を負うかはケースにより様々であり、裁判に委ねられることも十分考えられます。

学生個人が賠償責任を負うケースとしては、実習受入先の責任者、学校、担当教員等が十分に事前の指導や注意をしたにもかかわらず、学生の過失により賠償責任事故を起こした場合などがこれに該当すると思われます。

具体的には、学生が体調不良の状態にもかかわらず無理に介護体験活動を行い、老人をベッドから落としてしまった場合、インターンシップで企業等の責任者が機械の操作訓練および注意指導を十分実施したにもかかわらず、許可なしに勝手に機械操作をした結果、他人に大けがを負わせてしまった場合などが挙げられます。ただし、これらの場合も学生個人が単独で賠償責任を負うケースは少なく、企業側、施設側等および学校が同時に賠償責任を負うことも考えられます。

(※) 付帯賠償で対象となるのは、学生が損害賠償責任を負担する場合に限りです。

問 176 付帯賠償以外の賠償責任保険にも重複して加入している場合、付帯賠償から保険金は支払われるのか。

答 支払われます。ただし以下の点にご注意ください。

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が損害の額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。(賠償責任保険普通保険約款第27条)

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

本保険の契約内容に基づいて保険金を支払います。

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた金額。

ただし、本保険の支払限度額を上限とします。

保険金を請求する場合は、保険金請求書の「今回の損害を補償する他の保険契約等」欄にご記入をお願いします。

問 177 付帯賠償と付帯学総の両方に加入している学生の賠償の事故は、どちらが適用されるのか。

答 付帯賠償、付帯学総の両方にご加入の場合で、付帯賠償の対象範囲の事故が発生した場合は、付帯学総の加入有無を確認の上、以下の観点から付帯学総でのお手続きをご案内しております。

・付帯学総には示談交渉サービスが付帯されている。

・付帯学総においては学校証明が不要である。

問 178 賠償額は相手が複数であっても全て1事故あたり1億円限度か。

答 賠償額の上限は、被害者の数にかかわらず、一連の事故を「1事故」とみなしますので、1事故で1億円限度となります。

問 179 ゼミの発表のため農家に聞き取り調査を行った際、その家の窓ガラスを誤って割ってしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース(学研賠)、Cコース(医学賠)およびLコース(法科賠)では、当該調査が正課または学校行事として事前に位置づけられていれば対象となります。Bコース(インターン賠)では対象となりません。

学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

問 180 体育の授業中、自分のメガネを落としてメガネが破損した場合、対象となるか。また、他人のメガネを破損した場合はどうか。

答 自分のものについては補償対象外です。他人のメガネを破損させた場合は、学生に法律上の賠償責任が発生した場合にAコース(学研賠)、Cコース(医学賠)およびLコース(法科賠)で補償対象となりますが、スポーツ中の事故については対象とならないこともありますので、問193をご参照の上、詳細は東京海上日動の学校保険コーナー(0120-868-066)にお問い合わせください。

問 181 卒業研究のため、学校が所有していない設備を有する企業へ指導教員があらかじめ連絡を取り学生がその設備を使って実験を行っていたところ、使用方法を誤ってその設備を壊してしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース(学研賠)、Cコース(医学賠)およびLコース(法科賠)については対象となります。

問 182 介護福祉士資格の取得や、社会福祉士資格取得試験の受験資格取得のために必要な養護実習中の事故は付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース（学研賠）およびCコース（医学賠）では、当該実習が正課または学校行事として事前に位置づけられていれば対象となります。

学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

問 183 薬学部での実習中、病院等で調剤ミスを起こしてしまった場合、補償対象となるか。

答 Aコース（学研賠）では、正課での実習中であれば対象となります。

調剤を行う場合、正課・学校行事と位置づけられたインターンシップであってもBコース（インターン賠）では補償対象外ですのでご注意ください（問30も合わせてご参照ください）。

問 184 実験中、アルコールランプの炎がついたまま動かしたところ、カーテンに燃え移ってしまい「ぼや」を起こしてしまった。付帯賠償の補償対象となるか。

答 Aコース（学研賠）およびCコース（医学賠）では、正課での実験中であれば対象となります。なお、自然発火または自然爆発した受託物の損壊は補償対象外となります。

問 185 実習で動物を治療中に動物を傷つけてしまった場合、付帯賠償の対象となるか。また、管理していた動物が第三者に損害を与えた場合はどうか。

答 動物自体の損害は原則として対象外となります（詳細は約款P.189受託者賠償責任保険追加特約条項第2条（保険金を支払わない場合）をご参照ください）。

一方、被保険者の過失により管理していた動物が第三者に損害を与えた場合等は、Bコース（インターン賠）を除き、原則として対象となります。問202もあわせてご参照ください。

いずれの場合も状況に応じて個別に判断させていただきますので、事故時には東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問 186 教員が実験装置の使用方法を指導し、学生が理解していたにもかかわらず、実験中に実験装置を壊して修理不能となった。新しい実験装置の買替費用は補償対象となるか。

答 法律上の賠償範囲である時価額が保険の対象となります。新品の買替費用全額が対象となるわけではありません。

問 187 単位互換で海外留学している学校で、正課中に研究室の実験器具を誤って床に落とし破損させた。付帯賠償の対象となるか。

答 正課中の対物賠償事故であるため、Aコース（学研賠）およびCコース（医学賠）に加入していれば、対象となります。

問 188 学園祭に出店していた模擬店から食中毒が発生し、数人が入院した。付帯賠償の対象となるか。また、その責任を負うのは誰になるのか。

答 Aコース（学研賠）、Cコース（医学賠）およびLコース（法科賠）では、学校行事は補償対象範囲に含まれているため、対象となります。質問の事例の場合、模擬店の出店を認めた学校に責任が生ずることも考えられますが、この他に学園祭の主催団体（実行委員会など）や模擬店を出店した団体の責任者、当日の調理担当者、当該団体のメンバー全員などが責任を問われることも考えられます。複数の学生が責任を問われた場合、各学生が前述のいずれかのコースに加入していれば対象となります。

問189 学園祭の始まる1週間前に、実行委員の学生がPRの垂れ幕を屋上から取り付けようとしたところ、誤って落としてしまい、下を歩いていた学生に垂れ幕の軸が当たってけがをさせてしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 学園祭を含む学校行事の準備などで会場を設営する場合および片づけなどで会場を撤去する場合における賠償事故については、学校行事を挙げる前日および翌日の、それぞれ設営および撤去のために学校が了承した時間帯に起きたものであれば学校行事中とみなして扱います。質問の事例では学校行事の1週間前の事故ということなので、正課・学校行事としての位置づけがない限り、対象となりません。

問190 車の使用、所有、管理における事故は学研災では対象になるが、付帯賠償ではどうか。

答 付帯賠償における補償は状況によります。車の使用、所有、管理における事故は補償対象外となりますが、友人の車に同乗中、飲み物をこぼし、車の内部を汚してしまった場合等は補償される場合もあります。状況によりますが、一般的には、交通事故は補償対象外とお考えください。

問191 ① 介護体験活動を行うため、自宅から受入機関へ自転車で向かう途中で事故を起こし、相手にけがを負わせ自分も負傷した。学研災および付帯賠償の対象となるか。
② 同じ条件で、自宅から受入機関へ自動車に向かう途中の事故の場合はどうか。

答 ① 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」に基づいて、小学校および中学校の教諭の普通免許状取得希望学生が行う介護体験活動に伴い発生した事故による相手のけがの補償については、その往復を含め全コースの対象となります。ただし、その際、学生本人のけがについては、通学特約をつけている場合に限り学研災の対象となります。
② 自動車を運転中の対人・対物事故については、全コースで対象とはなりません。学生本人のけがについては上記回答①と同様となります。

問192 学校への通学中、学校の最寄りの駅の階段を降りていたところ、つまずいてバランスを崩した拍子に隣にいた人にぶつかってしまい、その人は階段を転げ落ちて大けがをした。付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース（学研賠）、Cコース（医学賠）およびLコース（法科賠）については、正課または学校行事に出席するための通学中であることが証明されれば補償対象となります。Bコース（インターン賠）では、対象となりません。

問193 学校行事としてのソフトボール大会中、走者と内野手が衝突し、内野手がけがをした。このように、スポーツ中にけがを負わせた場合は付帯賠償の対象となるか。

答 付帯賠償の対象となるのは、学生が「法律上の損害賠償責任」を負った場合です。学生の行為に違法性がない場合は、法律上、損害賠償責任は発生しないとされています。つまり、学生がスポーツ中に結果として相手にけがを負わせることになったとしても、その原因が競技のルールに照らして社会的に容認される範囲内の行為であれば、それには違法性がないとされ、学生は法律上の損害賠償責任を負いません。従って、スポーツ中の事故では通常、学生は法律上の損害賠償責任を負わないため、付帯賠償の対象にならない事例が多いと考えられます。

なお、この事例は、学校行事中の傷害事故であるため、けがをした本人が学研災に加入していれば、学研災の保険金支払いの対象となります。

問194 臨床実習等で学生が患者に精神的ストレスを与えた場合、補償対象となるか。

答 精神的ストレスにつきましては、学生が行った行為との因果関係が証明でき、学生が法律上の損害賠償責任を負い、心療内科等で治療が行われた場合には補償対象となります。

問195 新型コロナウイルス感染症に感染した学生が、他人へ損害^(*)を与えた場合、付帯賠償で補償されるのか。

(*) 濃厚接触者となりPCR検査費用を負担しなくなかった、感染症をうつしてしまい治療費を支払わざるを得なくなった等

答 当該学生と接触した人物が濃厚接触者となっただけでは学生が損害賠償責任を負ったものとはみなされず、補償対象外となる可能性が高いと考えられます。ただし、状況によってはお支払いできる可能性もありますので、事故が起きた場合には東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）へお問い合わせください。

インターンシップ

問196 インターンシップ先で得た個人情報を漏らしてしまったような場合、賠償の補償対象となるか。

答 Aコース（学研賠）Bコース（インターン賠）およびCコース（医学賠）では対象になりません。Lコース（法科賠）では、臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報漏えい等により、人格権を侵害した場合に補償対象となります。詳細はP.39および問175をご参照ください。

問197 所属する学部の教育指導方針で、現場実務を経験するために工事事務所でインターンシップを行った。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

答 正課または学校の教育活動の一環として事前に位置づけられた学校行事として実施するインターンシップであれば、すべてのコースで対象となります。学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

問198 企業が主催するインターンシップに学生個人が申込みをして参加した。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

答 正課または学校の教育活動の一環として事前に位置づけられた学校行事としてのインターンシップではないため、対象とはなりません。ただし、個人申込みでも該当のインターンシップを学校で正課・学校行事と位置づけていただければ、学研災・付帯賠償の補償対象となります。また、企業説明会など就業体験を伴わないインターンシップは補償対象外となります。詳細はP.7をご参照ください。

問199 県庁が県内の企業に呼びかけてインターンシップを実施することになり、県内の各大学あてに参加希望者を推薦してほしいという通知が届いた。県庁が学長の推薦（学長個人の判断ではない）に基づき参加者を決定することになるが、大学としてはこのインターンシップを正課または学校行事として位置づけているわけではない。このインターンシップは付帯賠償の対象となるか。

答 正課または大学の教育活動の一環として事前に位置づけられた学校行事としてのインターンシップではないため、対象とはなりません。ただし、学長の推薦が学校の総意であり、P.49の手順に基づき事前に学校行事と位置づけていただき、就業体験を伴う場合は、対象となります。

問200 正課としてのインターンシップに参加した学生が、企業からアルバイト代相当の賃金と食費、交通費の支給を受けていても、付帯賠償の対象となるか。

答 正課としてのインターンシップで就業体験を伴うのであれば、全コースで対象となります。また、学研災同様、報酬の有無は問いません。

問201 インターンシップ中、学生が誤って企業のコンピュータプログラムを壊し、データを消去してしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 コンピュータプログラムのデータ、ソフトウェア、プログラム等は、財物ではないため財物損壊に当たらず付帯賠償の対象とはなりません。

問202 インターンシップ先で実験等に使う犬を散歩させていたところ、その犬が他人に危害を加えてしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 正課または学校の教育活動の一環として、P.49の順に基づき事前に位置づけられた学校行事として実施するインターンシップであれば、対象となります。問185もあわせてご参照ください。
ただし、事故が発生した状況にもよるため、詳細については東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）へご相談ください。

介護体験活動

問203 学校が単位取得の有無にかかわらず授業の一環として位置づけた介護体験活動を、小・中学校の教員免許取得希望者が行った。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

答 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」に基づく介護体験活動として対象となります（届出証明者：学部長または授業担当〔指導〕教員）。

問204 既に教員免許を取得済みで介護体験活動を行う必要のない学生が、自分の意思で介護体験活動に申し込み、受入施設で介護体験活動に従事していたところ、相手にけがをさせた。付帯賠償の対象となるか。

答 平成9年11月26日付けの文部事務次官通達では、介護等体験活動を法律上要しないとされた場合でも、学生の希望がある場合には可能な限り本人の意思が尊重されることになっています。よって、この場合は教員免許取得希望学生に準じるものとして全コースで対象となります。

教育実習

問205 小学校の教育実習に行き、子どもたちから鉄棒の逆上りを教えてほしいと言われたので放課後練習に付き合い、1人の子どもに教えていたところ、一緒に練習に参加した別の子どもが鉄棒から落ちて大けがをした。付帯賠償の対象となるか。

答 法律上の賠償責任を負う事故であり、かつ、担当教員に当該活動を事前に報告し教育実習の一環として了承されていれば、全コースで対象となります。

問206 養護学校の教諭の免許取得を希望する学生が病院での養護に関する医学実習を行った場合、付帯賠償の補償範囲に含まれるか。

答 Aコース（学研賠）およびCコース（医学賠）では対象となります（医療行為を伴う場合はCコースとなります）。

なお、質問の「病院での養護に関する医学実習」は教育実習に該当しないため、Bコース（インターン賠）では対象となりません。

Bコース（インターン賠）の対象となる教育実習については、以下のとおり定義されています。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条の別表第一、別表第二及び別表第二の二並びに同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項に定める表の第五欄に規定する「教育実習」に該当する科目において、学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園、小中学校又は高校において行う活動をいい、特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」及び養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。（学研災付帯賠償責任保険共通特約条項第1条）

保育実習

問207 児童養護施設で保育実習中、幼児をなだめるため「高い高い」をしていたところ、幼児の頭を教室の鴨居にぶつけてしまい幼児は裂傷を負った。付帯賠償の対象となるか。

答 厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において起きた事故で法律上の賠償責任を負う事故であれば、対象となります。

問208 保育所で保育実習中、目を離した隙に担当していたクラスの子ども同士が喧嘩して、一人の子どもの投げたおもちゃがもう一人の子どもの顔に当たり、その子どもは眼に大けがを負った。その後、けがをした子どもの父兄が「子どもが大けがをしたのは実習生がしっかりと子どもたちを見ていなかったからだ」と抗議してきた。付帯賠償の対象となるか。

答 厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において起きた事故であり、事故の原因が実習生の過失によると認められるのであれば、対象となります。

ボランティア活動

問209 学校行事としてのボランティア活動に参加した学生が、主催者側から謝礼と交通費を受け取った。謝礼を受け取った場合でも補償対象となるか。

答 教育活動の一環として、P.49の手順に基づき事前に位置づけられた学校行事として行うボランティア活動であれば、全コースで対象となります。報酬の有無は問いません。

問210 大雨により、近郊に大規模な土砂崩れが発生し、多くの被災者が発生した。学校は、これらの被災者に対する救済ボランティア活動へ一定期間参加する旨を決定し、学生の参加者を募ったが、付帯賠償の適用範囲か。

答 当該ボランティア活動が、正課または事前に位置づけられた学校行事ということであれば、全コースで対象となります。学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

問211 サッカー部がボランティア活動として近隣の少年サッカーチームの指導を行っている。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

答 サッカー部のボランティア活動は、ボランティア活動を実施することを目的として組織された学内学生団体の活動ではないため対象になりませんが、P.49の手順に基づき学校がこのボランティア活動を学校行事として位置づけをした場合は、全コースで対象となります。

問212 正課の授業としてボランティア実習を義務づけているが、付帯賠償の対象となるか。

答 当該実習の往復における賠償事故も含めて全コースで対象となります。

問213 学校公認の学生ボランティアサークルが部員のレクリエーションでバレーボールをしていたところ、ボールがコートから出て施設の窓ガラスを割ってしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 学校公認の学生ボランティアサークルであっても、レクリエーションとしての部員同士のバレーボールはボランティア活動ではないため、全コースで対象にはなりません。

往復中

加入しているコースの対象となる活動への参加を目的としてその住居（社会人入試を経て学校に入学した学生の場合、その勤務先を含みます。）と活動場所となる施設の間を、合理的な経路および方法（学校が禁止した方法を除きます。）により移動している間

または加入しているコースの対象となる活動への参加を目的としてその活動場所となる施設と施設の間を合理的な経路および方法（学校が禁止した方法を除きます。）により移動している間

問214 授業に出席するために自転車で学校へ向かう途中、駐車していた自動車にペダル部分が接触し、車体のドアにキズをつけてしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース（学研賠）、Cコース（医学賠）およびLコース（法科賠）に加入していれば、対象となります。なお、自動車（二輪、三輪および四輪を含みます。）で通学中の賠償事故は対象となりませんのでご注意ください。

問215 自宅からインターンシップ先の企業へ向かう途中、貸与されていたカメラを電車の中の網棚に置き忘れて下車し、紛失してしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 インターンシップが正課、学校行事または課外活動^(*)として位置づけてあれば、全コースで補償対象となります。

(*) 付帯賠償の課外活動とは、学校の規則に即した所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。ただし、学校が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。

問216 活動場所となる施設とは。

答 活動を開始する集合および解散場所・地点を指します。活動の実態により異なるため一概に定義はできませんが、授業に参加する場合の「活動場所となる施設」とは、一般的には「教室」となり、教室に到着するまでが通学中としての取扱いになります。活動実態にあわせて、個別にご相談ください。なお、上記の場合、到着後活動開始前までに教室内で発生した事故は活動中の事故として補償対象となります。

問217 学校施設間の移動中とは。

答 活動場所となる施設とは、活動を開始する集合および解散場所・地点を指します。よって、直前に行った活動の解散場所から、次の活動の集合場所までの施設間移動中となります。キャンパス内で発生した場合、合理的な経路や経路の逸脱の判断については、前後の活動場所間の経路・集合および解散時間等からご相談ください。

問218 ボランティアクラブの活動のため学校から自転車で保育所へ向かう途中、人とぶつかってけがを負わせてしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 付帯賠償の「課外活動」とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動のことをいいます。従って、学校が認めた学内学生団体（詳細はP.36をご参照ください。）であれば、全コースで補償対象となります。

問219 授業終了後、クラブ活動のため異なるキャンパスのグラウンドへ行く途中、学校から借りていたパソコンを誤って落とし壊してしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 授業終了後であれば、日帰りに限りクラブ活動への往復も補償対象となり、Bコース（インターン賠償を除く全コースで補償対象となります。（詳細はP.36をご参照ください。）

Ⅵ 約款等

参考にして
くださ～い



I. 学生教育研究災害傷害保険

1. 学生教育研究災害傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
課外活動	大学等の規則に則った所定の手続により大学等の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている間を除きます。
学校行事	大学等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事をいいます。
学校施設	大学等が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、寄宿舎を除きます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(※1) または試運転 ^(※2) をいいます。 (※1) いずれもそのための練習を含みます。 (※2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 ^(※1) (※1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
死亡保険金額	保険証券記載の死亡保険金額をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(※1) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (※1) 水上オートバイを含みます。
正課中	授業 ^(※1) を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。 ア. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。 イ. 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、大学等の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間 (※1) 講義、実験、実習、演習または実技による授業をいいます。以下同様とします。
大学等	被保険者の在籍する大学または高等専門学校をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(※1) が必要であると認め、医師 ^(※1) が行う治療をいいます。 (※1) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
治療日数	被保険者が入院または通院した日数をいいます。ただし、被保険者が通院しない場合においても、別表1に掲げる部位にギプス等 ^(※1) を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。ただし、診断書に別表1に掲げる部位にギプス等 ^(※1) の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等 ^(※1) の装着に関する記載がなされている場合に限り、 (※1) ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース ^(※2) 、線副子等およびハローベストをいいます。 (※2) 下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において下表に掲げる間に生じた急激かつ偶然な外来の事故^(※1)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

①	大学等の正課中および学校行事に参加している間
②	①および大学等に届け出た課外活動を行っている間以外で学校施設内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている間を除きます。
③	学校施設内で大学等に届け出た課外活動を行っている間
④	学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間

(2) (1) の傷害には、下表に掲げるものを含みます。

①	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(※2)
②	日射または熱射による身体の障害

(※1) 以下「事故」といいます。

(※2) 継続的に吸入、吸取または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当会社は、下表に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格 ^(※1) を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ ^(※2) 、シンナー等 ^(※3) を使用した状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ^(※4)
⑩	地震、噴火またはこれらによる津波。ただし、被保険者がこれらの自然事象の観測活動に従事している間については、保険金を支払います。
⑪	核燃料物質 ^(※5) もしくは核燃料物質によって汚染された物 ^(※6) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、または、これらを使用する装置を用いて行う研究活動または実験活動に従事している間については、保険金を支払います。
⑫	⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染。ただし、被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究活動または実験活動に従事している間については、保険金を支払います。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群^(※7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

(※1) 運転する地における法令によるものをいいます。

(※2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(※3) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(※4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※5) 使用済燃料を含みます。以下同様とします。

(※6) 原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。

(※7) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

(1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
---	------------------------

②	被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間 ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間
---	--

(2) (1) の規定は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1) の表の①、②または③に掲げる間に被った傷害に対しては適用しません。

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡保険金額に下表に掲げる割合を乗じた額^(*)を死亡保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

①	第2条（1）の表の①に該当するとき	100%
②	第2条（1）の表の②、③または④に該当するとき	50%

(2) 第30条（死亡保険金受取人の変更）(1) または (2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第30条（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(*) 第6条（後遺障害保険金の支払）の規定による後遺障害保険金を既に支払った場合は、死亡保険金額に（1）の表に掲げる割合を乗じた額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第6条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。ただし、後遺障害が発生した後、その原因となった事故により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には、後遺障害保険金は支払いません。

$$\boxed{\text{死亡保険金額}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{第5条（死亡保険金の支払）} \\ \text{(1) の表に掲げる割合} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に} \\ \text{対する保険金支払割合} \end{array}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、死亡保険金額に第5条（1）の表に掲げる割合を乗じた額に下表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

①	別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
②	①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③	①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡保険金額に第5条（1）の表に掲げる割合を乗じた額に次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級} \\ \text{に対する保険金支払割合} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害に該当する等級} \\ \text{に対する保険金支払割合} \end{array}} = \boxed{\text{適用する割合}}$$

第7条（医療保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、被保険者以外の医師の治療を受けた場合は、その治療日数に対し、下表に掲げる金額を医療保険金としてその被保険者に支払います。

ただし、第2条（1）の表の②に該当する場合は、下表の②から⑩に規定する金額に限ります。また、第2条（1）の表の③または④に該当する場合は、下表の④から⑩に規定する金額に限ります。

①	治療日数が	1日以上	4日未満の場合	3,000円
②	治療日数が	4日以上	7日未満の場合	6,000円
③	治療日数が	7日以上	14日未満の場合	15,000円
④	治療日数が	14日以上	30日未満の場合	30,000円
⑤	治療日数が	30日以上	60日未満の場合	50,000円

⑥	治療日数が	60日以上	90日未満の場合	80,000円
⑦	治療日数が	90日以上	120日未満の場合	110,000円
⑧	治療日数が	120日以上	150日未満の場合	140,000円
⑨	治療日数が	150日以上	180日未満の場合	170,000円
⑩	治療日数が	180日以上	270日未満の場合	200,000円
⑪	治療日数が	270日以上の場合		300,000円

- (2) (1) 本文の治療日数の中に、被保険者以外の医師の指示に基づき病院または診療所に入院した日数が含まれている場合には、(1) の表の①から⑪までに規定する金額とは別に、180日を限度としてその入院日数1日につき4,000円を医療保険金としてその被保険者に支払います。
- (3) (2) の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(＊1)であるときには、その処置日数を含みます。
- (4) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合には、それぞれの傷害による治療日数を合算し、重複した日数を控除した日数を治療日数とみなして(1)の規定を適用します。
- (5) 被保険者が入院による治療を受けている間に、新たに第2条の傷害を被ったとしても、当会社は、重複しては(2)に規定する金額を支払いません。
- (＊1) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第8条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条（他の身体障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、別に定める場合を除き、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（告知義務）

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第12条（昼夜間部等の変更、休学または退学に関する通知義務）

保険契約締結の後、被保険者が昼間部、夜間部もしくは通信部の区分を変更した場合または休学もしくは退学した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその事実を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した事実があった場合は、保険契約の全部を無効とします。
- (2) 下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約のその被保険者部分を無効とします。

①	被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約に加入した場合
②	死亡保険金受取人を定める場合 ^(＊1) に、その被保険者の同意を得なかったとき

(＊1) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第14条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約のその被保険者部分は効力を失います。

第15条（保険契約の取消し）

- (1) 保険契約者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部を取り消すことができます。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約のその被保険者部分を取り消すことができます。

第16条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。

第17条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が下表のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この

保険契約を解除することができます。

①	反社会的勢力 ^(*1) に該当すると認められること。
②	反社会的勢力 ^(*1) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
③	反社会的勢力 ^(*1) を不当に利用していると認められること。
④	法人である場合において、反社会的勢力 ^(*1) がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
⑤	その他反社会的勢力 ^(*1) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(*2)を解除することができます。

①	被保険者が、(1)の表の①から③までまたは⑤のいずれかに該当すること。
②	被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の表の①から⑤までのいずれかに該当すること。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害^(*3)の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の表の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害^(*3)に対しては、当社は、保険金^(*4)を支払いません。この場合において、既に保険金^(*4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(*1) 暴力団、暴力団員^(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) その被保険者に係る部分に限ります。

(*3) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(*4) (2) の表の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の表の①から⑤までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第18条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表に掲げるいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約^(*1)を解除することを求めることができます。

①	この保険契約 ^(*1) の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合
③	保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
④	保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第17条(重大事由による解除)(1)の表の①から⑤までのいずれかに該当する場合
⑤	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑥	②から⑤までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から⑤までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約 ^(*1) の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑦	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約 ^(*1) の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑦までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約^(*1)を解除しなければなりません。

(3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約^(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約^(*1)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第19条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条 (保険料の返還または請求一昼夜間部等の変更、休学または退学に関する通知義務等の場合)

(1) 当社は、第12条(昼夜間部等の変更、休学または退学に関する通知義務)の通知を受けた場合には、次の算式によって算出した保険料を返還または請求します。

① 昼間部、夜間部または通信部の区分の変更の場合において、適用保険料に変更を生じたときは、次の算式によって算出した額を返還または請求します。ただし、学年度の中途において昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合には、その学年度にかかる差額保険料については、返還または請求は行いません。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{既取保険料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{既経過学年度の期間に} \\ \hline \text{対応する旧適用保険料} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{現保険期間に対応する} \\ \hline \text{新適用保険料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{既経過学年度の期間に} \\ \hline \text{対応する新適用保険料} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{返還または請求(負の場合)} \\ \hline \text{する保険料} \\ \hline \end{array}$$

② 退学の場合には、次の算式によって算出した額を返還します。ただし、学年度の中途において退学した場合には、その学年度にかかる差額保険料については、返還は行いません。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{既取保険料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{既経過学年度の期間に対応する旧適用保険料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{返還する保険料} \\ \hline \end{array}$$

③休学の場合において、保険期間中の休学期間が通算して1年以上となるときは、次の算式によって算出した額を返還します。この場合、通算休学期間は、その期間に端日数があるときは、これを切り捨て年単位としたものを用います。

$$\text{既取保険料} - \text{保険期間から通算休学期間を差引いた期間に対応する適用保険料} = \text{返還する保険料}$$

- (2) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (3) (2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還—無効の場合）

- (1) 第13条（保険契約の無効）(1)の規定により、保険契約の全部が無効となる場合には、当会社は、当会社がこれを知った日の属する学年度に対する保険料については返還しないものとし、その後の年度に対する保険料についてはその全額を返還します。
- (2) 第13条(2)の表の①の規定により、保険契約のその被保険者部分が無効となる場合には、当会社は、当会社がこれを知った日の属する学年度に対するその被保険者にかかる保険料については返還しないものとし、その後の年度に対するその被保険者にかかる保険料についてはその全額を返還します。
- (3) 第13条(2)の表の②の規定により、保険契約のその被保険者部分が無効となる場合には、当会社は、その被保険者にかかる保険料の全額を返還します。

第22条（保険料の返還—失効または解除の場合）

- (1) 保険契約の全部が失効となった場合は、当会社は、失効のあった日の属する学年度に対する保険料については返還しないものとし、その後の年度に対する保険料についてはその全額を返還します。
- (2) 保険契約の全部が解除となった場合は、当会社は、その解除があった日の属する学年度に対する保険料については返還しないものとし、その後の年度に対する保険料についてはその全額を返還します。
- (3) 保険契約の一部が失効または解除となった場合は、その被保険者にかかる保険料について(1)または(2)の規定を準用します。

第23条（保険料の返還—取消しの場合）

- (1) 第15条（保険契約の取消し）(1)の規定により、当会社が保険契約の全部を取り消した場合に、当会社は、取消しがあった日の属する学年度に対する保険料については返還しないものとし、その後の年度に対する保険料についてはその全額を返還します。
- (2) 第15条(2)の規定により、当会社が保険契約のその被保険者部分を取り消した場合に、当会社は、取消しがあった日の属する学年度に対するその被保険者にかかる保険料については返還しないものとし、その後の年度に対するその被保険者にかかる保険料についてはその全額を返還します。

第24条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③	医療保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院または通院が終了した時、または治療日数が270日以上となった時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書に下表の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

①死亡保険金請求の場合

ア.	当会社の定める傷害状況報告書
イ.	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ウ.	死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書
エ.	死亡診断書または死体検案書
オ.	被保険者の戸籍謄本
カ.	死亡保険金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本
キ.	その他当会社が第26条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

②後遺障害保険金請求の場合

ア.	当会社の定める傷害状況報告書
イ.	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ウ.	被保険者の印鑑証明書
エ.	後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
オ.	その他当会社が第26条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

③医療保険金請求の場合

ア.	当会社の定める傷害状況報告書
イ.	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ウ.	被保険者の印鑑証明書
エ.	傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
オ.	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
カ.	その他当会社が第26条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいな
いときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得
たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(※1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居ま たは生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、 ①以外の配偶者 ^(※1) または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険
金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)の書類のほか、委任
を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

(6) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、
(2)または(5)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。
この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、
(3)、(5)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した
場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 法律上の配偶者に限ります。

第26条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日^(※1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確
認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保 険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約におい て定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事 由に該当する事実の有無

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会
社は、請求完了日^(※1)からその日を含めて下表に掲げる日数^(※2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場
合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき
者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結 果の照会 ^(※3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果 の照会 90日
③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認 定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調 査 180日

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(※4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (※1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第25条（保険金の請求）(2)、(3) および (5) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (※2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (※3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (※4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第24条（事故の通知）の規定による通知または第25条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案^(※1)のために必要とした費用^(※2)は、当社が負担します。
- (※1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (※2) 収入の喪失を含みません。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(1) に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第30条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3) の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を發した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人^(※1)を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (※1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第31条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨^(※1)または脊柱
 2. 長管骨^(※1)に接続する上肢または下肢の三大関節部分^(※2)
 3. 肋骨または胸骨^(※3)
 4. 顎骨または顎関節^(※4)
- (※1) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- (※2) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (※3) 体幹部を固定した場合に限ります。
- (※4) 線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

別表2 第4条（保険金を支払わない場合—その2）（1）の表の①の運動等

山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー
 搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

（*2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（*3）職務として操縦する場合を除きます。

（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（*5）
 を除きます。

（*5）パラプレーン等をいいます。

別表3 後遺障害等級表

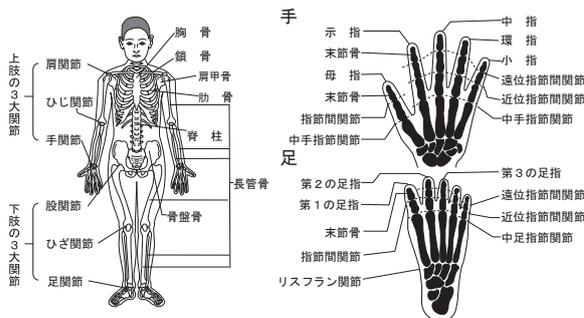
等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	150%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	133.5%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	117%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	103.5%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	88.5%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	75%

<p>第7級</p>	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	<p>63%</p>
<p>第8級</p>	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	<p>51%</p>
<p>第9級</p>	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	<p>39%</p>
<p>第10級</p>	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	<p>30%</p>

第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	22.5%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	15%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	10.5%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	6%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



(ご注意) 通学中又は学校施設等相互間の移動中の事故については、学研災普通保険及び本特約に加入の場合に限り保険金のお支払い対象となります。

2. 通学中等傷害危険担保特約

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約により、普通約款^(※1)第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者が大学等の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的を持って、合理的な経路および方法^(※2)により、被保険者の住居^(※3)と学校施設等との間を往復する間または学校施設等相互間を移動する間に生じた事故によってその身体に被った傷害に対しても、保険金^(※4)を支払います。
- (2) (1)の往復する間または移動する間に経路を逸脱または往復もしくは移動を中断した場合には、その逸脱または中断の間およびその後は(1)の往復する間または移動する間に含まれません。ただし、その逸脱または中断が授業等、学校行事もしくは課外活動に必要な物品の購入その他これに準ずる行為を行うためのものである場合または日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、その逸脱または中断の間を除き、その後は(1)の往復する間または移動する間に含まれます。
- (※1) 学生教育研究災害傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
 (※2) 大学等が禁じた方法を除きます。
 (※3) 社会人入試を経て大学等に入学した学生が大学等に通う場合は、勤務先を含みます。
 (※4) 死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 授業等	授業および次に掲げるものをいいます。 ア. 指導教員の指示に基づく卒業論文研究または学位論文研究。ただし、専ら被保険者の私生活にかかる場所において従事するものを除きます。 イ. 指導教員の指示に基づく授業の準備もしくは後始末または授業を行う場所、大学等の図書館、資料室もしくは語学学習施設における研究。
② 学校施設等	大学等が教育活動のために所有、使用または管理している施設のほか、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所をいいます。
③ 日常生活上必要な行為	次に掲げるものをいいます。 ア. 日用品の購入その他これに準ずる行為 イ. 選挙権の行使その他これに準ずる行為 ウ. 病院または診療所において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為
④ 社会人入試	一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

第3条 (保険金の支払)

当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、保険金が支払われる場合には、その事故が普通約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の②に該当したとして普通約款第5条(死亡保険金の支払)、第6条(後遺障害保険金の支払)および第7条(医療保険金の支払)の規定に基づき、算出した額を支払います。

第4条 (保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が第1条(保険金を支払う場合)に定める保険金の支払を請求する場合は、普通約款第25条(保険金の請求)(2)に規定する書類のほか大学等の事故証明書を当会社に提出しなければなりません。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

(ご注意) 接触感染による感染症予防措置を受けた場合については、学研災普通保険及び本特約に加入の場合に限り接触感染予防保険金のお支払い対象となります。

3. 接触感染予防保険金支払特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が普通約款^(※1)第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として接触感染をし、かつ、事故^(※2)の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合は、この特約および普通約款の規定に従い、下表の額を接触感染予防保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、接触感染予防保険金の支払は1回に限ります。

接触感染予防保険金の額	15,000円
-------------	---------

- (※1) 学生教育研究災害傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
 (※2) 普通約款第2条の傷害の原因となった事故をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

用 語	定 義
① 接触感染	臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症 ^(※1) の病原体に予期せず接触 ^(※2) することをいいます。

②	臨床実習	病院等 ^(※3) で行う実習をいいます。
③	感染症予防措置	感染症の病原体への感染または感染症の発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限りません。

(※1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。以下この特約において同様とします。

(※2) 接触のおそれのある場合を含みます。

(※3) 病院または診療所等をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、感染症予防措置を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が接触感染予防保険金の支払を請求する場合には、(3)に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当社に提出する書類は、下表のとおりとします。

①	当会社の定める保険金請求書
②	当会社の定める事故報告書
③	事故の発生した病院等の事故証明書
④	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に感染症予防措置を実施したことを証明する医師の証明書
⑤	被保険者の印鑑証明書
⑥	当社が被保険者の感染症予防措置の内容等について病院等または医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑦	接触感染予防保険金の請求を第三者に委任する場合には、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑧	その他当社が普通約款第26条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第4条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第24条(事故の通知)(1)	事故発生の状況および傷害の程度	事故発生の状況、感染症予防措置の内容および経過等の詳細
②	第26条(保険金の支払時期)(1)の表の①	傷害発生の有無	感染症予防措置の発生の有無
③	第26条(1)の表の③	傷害の程度、事故と傷害との関係	事故と感染症予防措置の関係
④	第28条(時効)	第25条(保険金の請求)(1)	この特約第3条(保険金の請求)(1)

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

4. 共同保険に関する特約

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

5. 学生教育研究災害傷害保険特約書

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「甲」という。）と、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社（以下この4社を「乙」という。）は、学生教育研究災害傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）および、通院保険金の支払要件変更に関する特約、通学中等傷害危険担保特約（以下「通学特約」という。）、ならびに接触感染予防保険金支払特約（以下「接触感染特約」という。）に基づく保険契約（以下「この保険契約」という。）について、次のとおり特約を締結する。この場合において、乙は、東京海上日動火災保険株式会社を代表会社として、この特約に基づく保険契約の締結、保険料の領収、保険金の支払、その他この保険契約に関する一切の事務をとり行うこととする。

なお、甲および乙は、大学生の教育研究活動中の災害に対する補償制度としての本保険の趣旨にそって、健全に運営していくべく相互に協力することとする。

第1章 保険契約引受に関する事項

（保険契約者および被保険者）

第1条 保険契約者は甲とし、普通約款第1条にいう被保険者は甲の賛助会員である学校教育法等に定める大学または高等専門学校（以下「会員大学等」という。）に在籍する学生（大学の学部、短期大学の学科、大学院の研究科および高等専門学校の本科ならびに専攻科、別科の学生、留学生、聴講生、研究生、科目等履修生）とする。

（担保する事故の範囲）

第2条 普通約款第2条にいう「正課中、学校行事、学校施設、課外活動の範囲」に掲げられている間に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったときは、普通約款に従い保険金を支払う。また、通学特約および接触感染特約を付帯する場合には、通学特約第1条および接触感染特約第1条に従い保険金を支払う。

2. 普通約款第1条「正課中」にいう「授業を受けている間」には、次の各号に掲げる間を含む。

(1) 大学設置基準第28条および大学院設置基準第15条の規定に基づき、他の大学もしくは短期大学の正課を履修している間または高等専門学校設置基準第19条の規定に基づき、他の高等専門学校の正課を履修している間
なお、ここにいう「他の大学もしくは短期大学」には外国の大学または短期大学も含む。

(2) 通信生の場合は面接授業を受けている間

（保険金額および保険料）

第3条 普通約款第5条にいうこの保険契約の被保険者1名当たりの死亡保険金額は2,000万円または1,200万円のいずれかとする。

2. この保険契約の被保険者1名当たりの保険料は別紙1に定めることとする。

3. 保険責任期間1年に満たない端日数がある場合の保険料の算出にあたっては、切り上げて1年として取扱うこととする。

4. 保険責任期間の途中で通学特約および接触感染特約を付帯する場合で、未経過期間が1年に満たない端日数がある場合の保険料の算出にあたっては、切り上げて1年として取扱うこととする。

（保険料の追徴・返還方法）

第4条 保険料の追徴・返還は、次のとおり行う。

(1) 乙は、この保険契約の全部あるいは一部が無効、失効または解除となった場合は普通約款第21条、第22条の規定に基づき保険料を返還する。また、被保険者の退学の場合には、普通約款第20条第1項第2号の規定に基づき保険料を返還する。

(2) 乙は、被保険者の昼間部、夜間部または通信部の区分の変更に伴い適用保険料に変更が生ずる場合には、従前と変更後の昼間部、夜間部または通信部の区分のそれぞれの適用保険料（当該被保険者の保険責任期間に対応するもの）から既経過期間に対応する保険料を差し引いたそれぞれの額の差額を追徴または返還する。

(3) 乙は、被保険者が保険責任期間中に通算して1年以上の休学をした場合は、保険責任期間から休学期間（1年に満たない端日数がある場合は、切り捨てて取扱う。）を控除した期間を既経過期間とし、第1号に準じ差額を返還する。

第2章 支払責任に関する事項

（保険責任期間）

第5条 普通約款第10条第1項の規定にかかわらず、この保険契約の保険責任期間は次のとおりとする。

(1) 4月入学学生

イ. 新入学生が4月入学の場合で、入学する年の3月末日までに会員大学等に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は4月1日午前0時に始まり、所定の卒業年度の3月31日午後12時に終わる。

ロ. 前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学等に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前0時に始まり、所定の卒業年度の3月31日午後12時に終わる。

(2) 9月入学学生

イ. 新入学生が9月入学の場合で、入学する年の9月末日までに会員大学等に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は9月1日午前0時に始まり、所定の卒業年度の8月31日午後12時に終わる。

ロ. 前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学等に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前0時に始まり、所定の卒業年度の8月31日午後12時に終わる。

(3) 10月入学学生

イ. 新入学生が10月入学の場合で、入学する年の9月末日までに会員大学等に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は10月1日午前0時に始まり、所定の卒業年度の9月30日午後12時に終わる。

ロ. 前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学等に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前0時に始まり、所定の卒業年度の9月30日午後12時に終わる。

- (4) 教授会等において大学の学部、短期大学の学科、大学院の研究科の学年単位以上の「全員加入」および「保険加入日」が決議され、かつ全学生人数分の保険料分担金を大学が負担する場合には、新規加入の年の保険責任期間は決議された「保険加入日」の午前0時から始まるものとする。ただし、保険責任期間の開始は決議された日時よりさかのぼることはできない。
- (5) 前項の場合において、継続加入の年の保険責任期間は、4月1日、9月1日および10月1日の午前0時から始まるものとする。

(保険引受割合)

第6条 この保険契約における乙の保険引受割合は別に定めるとおりとする。ただし、乙は各社単独別個に保険契約上の権利を有し義務を負い、連帯はしない。

第3章 会員大学等および甲ならびに乙の権利、義務、事務処理に関する事項

(保険料相当額の保管責任)

第7条 甲は、会員大学等に対して、乙のために受領した保険料相当額については、これを他の財産とは区分して保管させることとする。

(保険料相当額および帳簿・書類の報告)

第8条 乙は、この保険契約に関し特に必要があると認めるときは、甲に対して、その保管している金銭および帳簿・書類の状況等の報告を求めることができる。また、甲は、乙の求めに従い、会員大学等に対して、その保管している金銭および帳簿・書類の状況等を乙に報告させることとする。

(加入者名簿の作成および保管)

第9条 甲は、会員大学等に、加入者名簿3部を作成させ、うち1部を会員大学等が保管し、2部を提出させることとする。

甲は、この提出を受けた場合には1部を保管の上、1部を乙に送付しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、第5条第3項に定める「全員加入」に該当する場合は、甲は、加入者名簿の保管および乙への送付を省略することができる。ただし、甲は、会員大学等に加入者名簿を備えつけさせ、乙が閲覧を求めたときはいつでもこれに応じさせなければならない。

(変更事項の取扱い)

第10条 甲は、次の各号に掲げる場合には、会員大学等に、その旨の証明書を添え文書で通知させることとする。

- (1) 被保険者が、昼間部、夜間部または通信部の区分の変更または退学をする場合
 - (2) 被保険者が、保険責任期間中通算して1年以上休学した場合
2. 前項の通知は、前項第1号の場合はその都度、同第2号の場合は当該休学期間終了後遅滞なくこれを行わせるものとする。
3. 甲は、会員大学等から前2項に定める通知を受けたときは、その内容を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(事故の証明)

第11条 甲は被保険者が保険金請求をする際、会員大学等に次の事項を行わせることとする。

- (1) 当該事故が普通約款第2条第1項第1号に該当するときは、当該事故が「正課中および学校行事に参加している間に生じた事故であることを確認させ、その旨の証明書を交付させることとする。
- (2) 当該事故が普通約款第2条第1項第2号に該当するときは、当該事故が「前号以外で学校施設内にいる間に生じた事故であることを確認させ、その旨の証明書を交付させることとする。
- (3) 当該事故が普通約款第2条第1項第3号に該当するときは、必要に応じ被保険者の所属する学内学生団体（大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めたものであるものをいう。）について当該活動が大学に届けられていることを証明する書類を会員大学等に交付させることとする。
- (4) 被保険者が通学特約を付帯している場合で、かつ当該事故が特約条項第1条第1項に該当するときは、次のとおりとする。

イ. 当該事故が住居から学校施設等への往路上で発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の活動予定場所、活動予定内容、その活動の開始予定時刻、通常利用する経路および方法について、会員大学等に証明させることとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、通常利用する経路および方法については、会員大学等が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

ロ. 当該事故が学校施設から住居への復路上で発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の活動場所、活動内容、その活動の終了時刻、活動の行われた学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法について、会員大学等に証明させることとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、活動の行われた学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法については、会員大学等が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

ハ. 当該事故が学校施設等の間を移動中に発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の移動先の活動予定場所、その活動の開始予定時刻、移動元の学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法について会員大学等に証明させることとする。また移動元の学校施設等において授業等、学校行事または課外活動に参加したと申告のあったものについては、その活動についても活動場所、活動内容および活動終了時刻を証明することとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、移動元の学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法については、会員大学等が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

- (5) 被保険者が接触感染特約を付帯している場合で、かつ当該事故が接触感染特約第1条に該当するときは、当該事故が臨床実習中に生じた事故であることを、会員大学等に証明させることとする。ただし、会員大学等が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

(加入の通知)

第12条 甲は、毎月末日までに前々月分の加入者について、乙に通知を行うこととする。

2. 前項の通知に遅滞または脱漏があった場合において、甲に故意または重大な過失があったときは、乙は、当該通知

の対象となる被保険者の被った傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなす。

各被保険者の 保険金額	=	保険証券記載の被保険者1名 あたりの保険金額	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づく保険料の合計額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかった場合の保険料の合計額</td> </tr> </table>	遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づく保険料の合計額	遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかった場合の保険料の合計額
遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づく保険料の合計額						
遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかった場合の保険料の合計額						

3. 第1項の通知に遅滞または脱漏があったときは、保険期間終了後であっても、甲はこれに対する保険料を支払わなければならない。ただし、前項の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しない。
4. 第2項の規定は、乙が同項の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から同項の規定により保険金を支払うことについて甲に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しない。

省略（第13条から第19条）

Ⅱ．学研災付帯賠償責任保険

1．賠償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限り、

①法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

②争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③損害防止軽減費用

第12条（事故の発生）(1) ③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④緊急措置費用

第12条(1) ③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤協力費用

第13条（損害賠償請求解決のための協力）(1) の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（責任の限度）

(1) 当社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

(2) 当社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

(3) 当社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求め

たもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) の事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (4) (2) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第7条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条（保険金を支払わない場合）

当社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第9条（調査）

- (1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社への通知は必要ありません。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条（事故の発生）

- (1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
- ①事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ②他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ③他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
 - ④あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
 - ⑤損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ①（1）①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
 - ②（1）③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ③（1）④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく（1）の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険料の精算）

- (1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができるものとします。
- (3) （1）および（2）の書類に基づいて算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。）と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求または返還します。

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ①保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) （1）または（2）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ①（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第10条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当社がこの保険契約を解除することができるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知して承認を請求し、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)もしくは(6)、第18条（重大事由による解除）(1)または第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条（保険料の精算）(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するもの）に限り、以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限り、
 - ①被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）
 - ②被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合
 - ③被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者に支払う場合
 - ④被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
 - ①第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
 - ②第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを保険証券に添えて当社に提出しなければなりません。
 - ①保険金の請求書
 - ②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書

- ③被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が前条（3）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ①(1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ②(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当社に移転します。
- ①当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ②①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当社に協力するために支出した費用は、当社の負担とします。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表（短期料率表）

既経過 期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	1年 まで
短期 料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせの通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

2. 施設所有（管理）者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 保険証券記載の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）
- ② 施設の用法に伴う記名被保険者にかかる保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行

(2) この特別約款において、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の使用人
- ③ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ④ 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
- ⑤ 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族

(3) 被保険者相互間における他の被保険者は、普通保険約款第1条の「他人」とみなしません。ただし、記名被保険者が(2)②から④までの者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、その(2)②から④までの者を「他人」とみなします。

(4) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内（保険証券の「適用地域」欄にこれと異なる記載がある場合は、その地域とします。）において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第7条①および第8条③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出
- ② スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
- ③ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ④ 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事
- ⑤ 次に掲げるものの所有、使用または管理
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物

⑥記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの

- ア. 商品または飲食物
- イ. 施設外にあるアに規定するもの以外の財物

⑦仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に記名被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

第3条（管理下財物免責の修正）

この特別約款において、普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）②の規定は、次のとおり読み替えます。

「②次の賠償責任

- ア. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- イ. 施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）(2) ②から⑤までの被保険者が所有、使用または管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してこれらの被保険者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。」

第4条（1事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第5条（読替規定）

この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第6条（告知義務）(1)、(2) および (3) ③、第10条（通知義務）(1) および (2) ならびに第14条（保険料の精算）(2)	被保険者	記名被保険者

第6条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年1月1日商品改定に伴う経過措置】

1事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となつたであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、1事故の定義における最初の事故とみなします。

施設所有（管理）者特別約款修正特約条項**（施設所有（管理）者特別約款用）**

この保険契約においては、施設所有（管理）者特別約款の規定にかかわらず、次の規定を適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）
- ②施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行

(2) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出
- ②スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
- ③建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ④施設の修理、改造または取壊し等の工事
- ⑤次に掲げるものの所有、使用または管理

ア. 自動車、原動機付自転車または航空機

イ. 昇降機（もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます。）

ウ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物

⑥被保険者の占有を離れた次に掲げるもの

ア. 商品または飲食物

イ. 施設外にあるアに規定するもの以外の財物

⑦仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

第3条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付

帯される特約条項の規定を適用します。

3. 生産物特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、
- ① 保険証券記載の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）
 - ② 記名被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果
- (2) この特別約款において、被保険者とは、次の者をいいます。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の使用人
 - ③ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
 - ④ 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族
- (3) 被保険者相互間における他の被保険者は、普通保険約款第1条の「他人」とみなしません。ただし、記名被保険者が(2)②から④までの者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、その(2)②から④までの者を「他人」とみなします。
- (4) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内（保険証券の「適用地域」欄にこれと異なる記載がある場合は、その地域とします。）において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仕事の目的物	仕事が行われた対象物すべてをいいます。
完成品	生産物を原材料、部品（添加物および資材を含みます。）、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
回収等の措置	生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物についての回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（②を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第7条①および第8条③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとし、
- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
 - ② 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示
 - ③ 被保険者が仕事を行った場所に放置または遺棄した機械、装置または資材
- (2) 当社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 生産物
 - ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
 - ③ 完成品
 - ④ 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物
- (3) 当社は、仕事の結果による事故については、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。）または放棄の前に発生した事故に対しては、保険金を支払いません。

第4条（回収等の措置の実施義務）

- (1) 被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の拡大または発生（同種の事故の発生を含みます。）を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、(1)の回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物について、事故の拡大または発生を防止するために講じられた回収、検査、修理、交換その他の措置に要した費用に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第5条（1事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条（読替規定）

この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第6条（告知義務）(1)、(2) および (3) ③、第10条（通知義務）(1) および (2) ならびに第14条（保険料の精算）(2)	被保険者	記名被保険者

第7条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年1月1日商品改定に伴う経過措置】

1事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、1事故の定義における最初の事故とみなします。

生産物特別約款修正特約条項**（生産物特別約款用）**

この保険契約においては、生産物特別約款の規定にかかわらず、次の規定を適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、
- ①被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）
 - ②被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果
- (2) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仕事の目的物	仕事が行われた対象物すべてをいいます。
完成品	生産物を原材料、部品（添加物および資材を含みます。）、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
回収等の措置	生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物についての回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
 - ②被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示
 - ③被保険者が仕事を行った場所に放置または遺棄した機械、装置または資材
- (2) 当社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①生産物
 - ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
 - ③完成品
 - ④生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物
- (3) 当社は、仕事の結果による事故については、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。）または放棄の前に発生した事故に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、当社は、一切の損害（ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限り、）に対して、保険金を支払いません。

第4条（回収等の措置の実施義務）

- (1) 被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の拡大または発生（同種の事故の発生を含みます。）を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、(1)の回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第5条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

4. 受託者特別約款**第1条（保険金を支払う場合）**

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第8条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間に受託物に生じた事故により、受託物の正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ①受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ②受託物が保険証券記載の目的に従い保管施設外で管理されている間

(2) この特別約款において、被保険者とは、次の者をいいます。

- ①保険証券記載の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
- ②記名被保険者の使用人
- ③記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ④記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
- ⑤記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族

(3) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内（保険証券の「適用地域」欄にこれと異なる記載がある場合は、その地域とします。）において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
受託物	記名被保険者が管理し、記名被保険者以外の者が所有する財物であって保険証券に記載されたものをいい、次の物を含みません。 ア. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます。）、証書、帳簿 イ. 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章 ウ. 稿本、設計書、雛型 エ. 動物、植物 オ. 土地およびその定着物 カ. その他アからオまでの財物に類する物
事故	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（受託物について、②を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①および②ならびに普通保険約款第7条①および第8条③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ①保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐取
- ②保険契約者または被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ③自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ④自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑤ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑥給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出
- ⑦建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑧受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ⑨受託物の使用不能（収益減少を含みます。）

第4条（責任の限度）

普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金につき当社が支払う保険金の額は、事故の生じた地および時における受託物の価額（同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。

第5条（1事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条（読替規定）

この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第6条（告知義務）(1)、(2) および (3) ③、第10条（通知義務）(1) および (2) ならびに第14条（保険料の精算）(2)	被保険者	記名被保険者

第7条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年1月1日商品改定に伴う経過措置】

1 事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、1 事故の定義における最初の事故とみなします。

受託者特別約款修正特約条項

(受託者特別約款用)

この保険契約においては、受託者特別約款の規定にかかわらず、次の規定を適用します。

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第8条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間に受託物に生じた事故により、受託物の正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券に記載された保管施設内で管理されている間
- ② 受託物が保険証券に記載された目的に従い保管施設外で管理されている間

(2) 当社は、(1) の事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
受託物	被保険者が管理する他人の財物であって保険証券に記載されたものをいい、次の物を含みません。 ア. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿 イ. 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章 ウ. 稿本、設計書、雛型 エ. その他アからウまでの財物に類する物
事故	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（受託物について、②を除きます。）の損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、その法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ② 保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ③ 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ④ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑤ ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑥ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出
- ⑦ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたははあられの浸入または吹込み
- ⑧ 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ⑨ 受託物の使用不能（収益減少を含みます。）

第4条 (責任の限度)

普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金につき当社が支払う保険金の額は、事故の生じた地および時における受託物の価額（同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。

第5条 (1事故の定義)

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

5. その他の特約条項

原子力危険不担保特約条項

(1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
- ② 核原料物質

- ③放射性元素
 - ④放射性同位元素
 - ⑤①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）
- (2) (1)の規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。

専門職業危険不担保特約条項

当社は、この保険契約に適用される特別約款または特約条項にこれと異なる規定がある場合を除き、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
- ②美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
- ③薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
- ④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ⑤建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

汚染危険不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出もしくは放出（以下「排出等」といいます。）または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、汚染物質の排出等について、次のすべての条件に該当する場合を除きます。

- ①汚染物質の排出等が不測であること。
- ②汚染物質の排出等の原因となる事故（以下「事故」といいます。）が突発的に発生したこと。
- ③汚染物質の排出等が急激であること。
- ④事故が発生してから7日以内に被保険者が汚染物質の排出等を見出し、かつ21日以内に賠償責任保険普通保険約款第12条（事故の発生）(1) ①に規定する事項を当社に通知すること。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
汚染物質	固体状、液体状または気体状等の物質の状態および酸性またはアルカリ性等の物質の性質にかかわらず、次のいずれかのものをいいます。 ア. 有害な化学物質 イ. 危険物質 ウ. アおよびイのほか、生物に有害な物質または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質 エ. 臭気 オ. 石油物質
石油物質	次のいずれかに該当する物質をいいます。 ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 イ. アの石油類より誘導される化成品類 ウ. アまたはイの物質を含む混合物、廃棄物および残渣
汚染浄化費用	その名称が何であるかにかかわらず、汚染物質の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、脱毒、中和等に要するすべての費用をいいます。

第3条（汚染浄化費用の取扱い）

当社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条（保険金を支払わない場合）ただし書の場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

石綿損害等不担保特約条項

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ②石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

6. 学研災付帯賠償責任保険特約条項

(施設所有(管理)者特別約款修正特約条項、生産物特別約款修正特約条項、
受託者特別約款修正特約条項、保険料に関する規定の変更特約条項、汚染危険不担保特約条項用)

第1章 共通条項

この章に記載された特約条項は、施設所有(管理)者特別約款修正特約条項(以下「修正特約(施設)」といいます。)、生産物特別約款修正特約条項(以下「修正特約(生産物)」といいます。)、受託者特別約款修正特約条項(以下「修正特約(受託者)」といいます。)、保険料に関する規定の変更特約条項および汚染危険不担保特約条項に適用されます。

学研災付帯賠償責任保険共通特約条項

第1条 (用語の定義)

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
大学等	被保険者の在籍する学校教育法等に定める大学もしくは高等専門学校または公益財団法人日本国際教育支援協会の賛助会員である大学をいいます。
学生	大学等の学部、学科もしくは研究科またはこれらの専攻科および別科に在籍する学生をいい、留学生、聴講生、研究生および科目等履修生を含みます。
正課	被保険者が在籍する大学等が行う講義、実験、実習、演習または実技に係る授業(単位互換により他の大学等が行うものを含みます。以下「授業」といいます。)をいい、次の活動を含みます。 ア. 指導教員の指示に基づいて行う卒業論文研究または学位論文研究。ただし、もっぱら被保険者の私生活に係る場所において行うものを除きます。 イ. 指導教員の指示に基づいて行う授業の準備もしくは後始末または大学等の授業を行う場所、図書館、資料室もしくは語学学習施設等において行う研究活動
学校行事	大学等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など、大学等が教育活動の一環として行う各種行事をいいます。
課外活動	大学等の規則にのっとり所定の手続により、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。ただし、大学等が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。
インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。
ボランティア活動	各人の自由な意志によって、個人が有する能力、労力または財産をもって社会に貢献する活動をいいます。
介護体験活動	小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)に基づいて、小学校および中学校の教諭の普通免許取得を希望する学生が行う介護等の体験活動をいいます。
教育実習	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条の別表第一、別表第二および別表第二の二ならびに同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第6条第1項に定める表の第五欄に規定する「教育実習」に該当する科目において、学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園、小中学校または高校において行う活動をいい、特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童または生徒についての教育実習」および養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。
保育実習	児童福祉法(昭和22年法律第164号)および同施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に規定された厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において、学生が保育士資格取得のために受入先の保育所等の実習施設で行う活動をいいます。
薬学教育実務実習	大学等の薬学部およびこれに類する学部・(学)科が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。
医療関連実習	大学等の医療関連学部・(学)科が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。
医療関連学部・(学)科	ア. 学部 医学部、歯学部、看護学部、鍼灸学部およびこれらに類する学部をいいます。 イ. (学)科 医学科、歯学科、看護(学)科、衛生看護(学)科、診療放射線(技術)学科、放射線科、医用電子技術科、臨床検査(学)科、衛生技術(学)科、理学療法学科、作業療法(学)科、歯科衛生(士)(学)科、鍼灸学科、保健科、言語聴覚療法学科、美容保健学科、スポーツ医学科、視機能療法学科およびこれらに類する学科をいいます。
クラブ活動	大学等の規則にのっとり所定の手続により承認を受けた学内学生団体が行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、課外活動ならびに大学等が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。
社会人入試	一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

第2条（被保険者および他の被保険者との関係）

- (1) この保険契約において、被保険者とは、大学等に在籍する学生であって、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」といいます。）に加入した者のうちこの保険契約に加入申込みをした者をいいます。
- (2) この保険契約の規定は、各被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。

第3条（保険責任の始期および終期）

- (1) この保険契約の保険期間は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款保険約款」といいます。）第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- ①入学日までに学研災に加入し、かつ、大学等に対して保険料相当額を添えてこの保険契約への加入申込みを行った学生については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時から末日の午後12時まで
- ②保険期間の途中でこの保険契約に加入する者（以下「中途加入者」といいます。）については、中途加入者が大学等に対して加入申込みおよび保険料相当額の払込みを行った日の翌日の午前0時から保険期間の末日の午後12時まで
- (2) 大学等が次の事項をすべて履行した場合は、この保険契約の保険期間は、(1)の規定にかかわらず、保険期間の初日の午前0時から末日の午後12時までとします。
- ①学部、学科、研究科、専攻科または別科の学年単位以上のすべての学生を学研災およびこの保険契約に加入させること（以下「全員加入」といいます。）を保険期間の初日以前に教授会等の決議により機関決定すること。
- ②全員加入の保険料相当額を大学等が負担すること。
- (3) 前年度の保険契約から継続して加入する場合で、大学等が前年度の保険契約において(2)①および②を履行したときの保険期間は、(2)の規定に準じます。

第4条（支払限度額等および保険料）

この保険契約の被保険者1名かつ1年あたりの支払限度額および免責金額ならびに被保険者1名あたりの保険料は、下表記載のとおりとします。

		Aコース	Bコース	Cコース
1名かつ1年あたり 支払限度額		1事故 1億円（対人・対物賠償共通） （免責金額0円）		
被保険者1名 あたり保険料	1年間	340円	210円	500円
	2年間	680円	420円	1,000円
	3年間	1,020円	630円	1,500円
	4年間	1,360円	840円	2,000円
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円

第5条（加入者の通知）

- (1) 保険契約者は、各大学等の入学日におけるこの保険契約への加入者を集計表に取りまとめ、保険契約締結の翌々月の末日までにその加入申込書を添付して当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者は、前々月分の中途加入者を集計表に取りまとめ、毎月末日（以下「通知日」といいます。）までにその加入申込書を添付して当会社に通知しなければなりません。
- (3) (1) または (2) に規定する加入申込書の提出に遅滞または脱漏があった場合は、当会社は遅滞または脱漏があった加入者または中途加入者の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者が次のすべての事項を履行し、当会社がこれを承認した場合を除きます。
- ①遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらないことを証明すること。
- ②遅滞または脱漏があった加入者または中途加入者について、訂正後の集計表および加入申込書を添付してただちに当会社に通知すること。
- ③②の加入者または中途加入者に係る保険料をただちに当会社に支払うこと。

第6条（保険料の払込み）

- (1) 保険料に関する規定の変更特約条項第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定にかかわらず、保険契約者は、前条(2)の通知日の属する月の翌月末日までに第4条（支払限度額等および保険料）の規定に基づいて算出された保険料を当会社に払い込むものとします。
- (2) 保険契約者が(1)に規定する払込期日までに保険料を払い込まない場合は、当会社は、保険料領収前に発生した損害（その中途加入者に係る部分に限ります。）に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知を行うことにより、この保険契約（その中途加入者に係る部分に限ります。）を解除することができます。この解除の効力は、普通保険約款第19条の規定にかかわらず、その中途加入者の保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第7条（変更事項の取扱い）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、大学等の証明書を添えて遅滞なく当会社に通知するものとします。
- ①被保険者が学部・学科等を変更する場合
- ②被保険者が退学する場合
- (2) 保険契約者は、被保険者が保険期間中に通算して1年以上休学（留学を含みます。以下同様とします。）した場合には、大学等の証明書を添えて休学期間終了後すみやかに当会社に通知するものとします。

第8条（保険料の返還等）

- (1) 当会社は、普通保険約款第23条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定にかかわらず、前条(1)②の通知があった場合は、次の算式により算出した額を保険契約者に返還します。ただし、退学した日の属する既経過年度の期間は、

1年単位とします（1年未満の端数は切り上げます。）。

$$\boxed{\text{既取保険料}} - \boxed{\text{既経過年度の期間に対応する適用保険料}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

- (2) 当社は、普通保険約款第23条(2)の規定にかかわらず、前条(2)の通知があった場合は、保険期間終了時に次の算式により算出した額を保険契約者に返還します。ただし、通算休学期間は、1年単位とします（1年未満の端数は切り上げます。）。

$$\boxed{\text{既取保険料}} - \boxed{\text{保険期間から通算休学期間を差し引いた期間に対応する適用保険料}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

- (3) 被保険者が第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条（対象とする仕事）に規定する仕事（加入コース）を変更する場合は、当社は、(1)の算式により算出した額を保険契約者に返還し、新たな加入コースの未経過年度に対する保険料を請求します。

第9条（帳簿等の閲覧）

- (1) 保険契約者は、第3条（保険責任の始期および終期）(2)に規定する「全員加入」以外の被保険者については、加入者名簿を作成し、すみやかに当社に提出するものとします。
- (2) 当社は、この保険契約に関して必要と認められた場合は、加入者名簿の提出を受けたかどうかにかかわらず、保険契約者の加入者名簿、帳簿その他の関係書類を随時閲覧することができるものとします。

第10条（免責規定の適用除外）

- (1) この保険契約において、被保険者が行う医療関連実習は、専門職業危険不担保特約条項①から⑤までの行為に該当しないものとみなします。
- (2) この保険契約において、被保険者が行う薬学教育実務実習は、専門職業危険不担保特約条項③の行為に該当しないものとみなします。
- (3) (1)または(2)の規定は、次のすべての条件を満たす場合に限り、適用します。
- ①大学等が正課または学校行事として位置付ける実習であること。
 - ②被保険者がその専門資格に関わる行為を業務（アルバイトその他恒常的に行うものを含みます。）として行っていないこと。
 - ③①および②について大学等の証明が得られること。

第11条（保険金の請求書類）

被保険者は、保険金を請求する場合は、普通保険約款第25条（保険金の請求）(3)に規定する書類のほか、次の書類を当社に提出するものとします。

- ①保険金を請求する者がこの保険契約の被保険者であることの大学等の証明
- ②事故が発生した日時および場所についての大学等の証明
- ③事故の原因となった行為が正課、学校行事または課外活動に該当することについての大学等の証明
- ④事故の原因となった行為が、第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条（対象とする仕事）(2)から(4)までに規定するものである場合は、付帯賠償往復事故証明書

第12条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款、修正特約（施設）、修正特約（生産物）および修正特約（受託者）ならびにこの特約条項に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

汚染危険不担保特約条項

この保険契約においては、汚染危険不担保特約条項の規定にかかわらず、次の規定を適用します。

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いっ出または漏出（以下「排出等」といいます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のすべての条件に該当する場合を除きます。
- ①排出等が不測であること。
 - ②排出等の原因となる事故（以下「事故」といいます。）が突発的に発生したこと。
 - ③排出等が急激であること。
 - ④事故が発生してから7日以内に被保険者が排出等を発見し、かつ21日以内に普通保険約款第12条（事故の発生）(1)①に規定する事項を当社に通知すること。
- (2) (1)の「汚染物質」とは、生物（人体を含みます。）に有害な物質、または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。なおこれらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第2条（汚染浄化費用の取扱い）

- (1) 当社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条(1)ただし書の場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
- (2) (1)の「汚染浄化費用」とは、その名称が何であるかにかかわらず、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款、修正特約（施設）、修正特約（生産物）および修正特約（受託者）ならびにこの特約条項に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第2章 施設賠償責任保険特約条項

この章に記載された特約条項は、修正特約（施設）に適用されます。

施設賠償責任保険追加特約条項

第1条 (対象とする仕事)

- (1) この保険契約において、修正特約 (施設) 第1条 (保険金を支払う場合) に規定する保険証券記載の仕事 (以下「仕事」といいます。) とは、次のものをいいます。
- ① 「大学集計報告書」に「Aコース」と記載されている場合は、日本国内外で行われる正課、学校行事または課外活動 (②のBコースの活動を含みます。) をいいます。ただし、医療関連実習を除きます。
 - ② 「大学集計報告書」に「Bコース」と記載されている場合は、大学等が教育活動の一環として正課、学校行事または課外活動のいずれかに位置付けて日本国内外で行うインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習またはボランティア活動をいいます。ただし、薬学教育実務実習および医療関連実習を除きます。
 - ③ 「大学集計報告書」に「Cコース」と記載されている場合は、日本国内外で行われる医療関連学部・(学)科の正課、学校行事または課外活動 (②のBコースの活動を含みます。) をいいます。ただし、医療関連実習を含みます。
- (2) 被保険者が (1) ①から③までに規定する活動への参加を目的としてその住居 (社会人入試を経て大学等に入学した学生に限り、その勤務先を含みます。) と活動場所となる施設の間 (活動場所が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設と施設の間を含みます。以下同様とします。) を合理的な経路および方法 (大学等が禁止した方法を除きます。以下同様とします。) により移動中に行った行為は、「仕事」に含むものとします。ただし、被保険者が合理的な経路を逸脱または移動を中断した時以降の行為を除きます。
- (3) (2) ただし書の場合において、逸脱または中断が次のいずれかに該当する行為によるものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、その行為は、「仕事」に含むものとします。
- ① (1) の「仕事」に必要な物品の購入またはこれに準じる行為のための必要最小限の行為
 - ② 選挙権の行使、病院・診療所等における診察・治療またはこれらに準じる日常生活上の必要最小限の行為
- (4) 被保険者が大学等の正課または学校行事にあわせてその日のクラブ活動に参加する場合は、(2) または (3) の規定にかかわらず、その住居と活動場所となる施設との間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は、「仕事」に含むものとします。ただし、被保険者が合理的な経路を逸脱または移動を中断した時以降の行為およびクラブ活動中の行為を除きます。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約 (施設) ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第3章 生産物賠償責任保険特約条項

この章に記載された特約条項は、修正特約 (生産物) に適用されます。

生産物賠償責任保険追加特約条項

第1条 (対象とする生産物および仕事)

この保険契約において、修正特約 (生産物) 第1条 (保険金を支払う場合) に規定する保険証券記載の財物 (以下「生産物」といいます。) および保険証券記載の仕事 (以下「仕事」といいます。) とは、それぞれ次のものをいいます。

- ① 生産物
飲食物および正課、学校行事または課外活動の成果物 (薬剤を含みます。)
- ② 仕事

第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条 (対象とする仕事) に規定する仕事

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約 (生産物) ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

国外事故担保特約条項

第1条 (読替規定)

当会社は、修正特約 (生産物) 第1条 (保険金を支払う場合) (2) の規定を次のとおり読み替えます。

「(2) 当会社は、(1) の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に発生した場合に限り、保険金を支払います。」

第2条 (免責規定の適用除外)

当会社は、日本国外において発生した事故については、修正特約 (生産物) 第3条 (保険金を支払わない場合) (4) の規定を適用しません。

第3条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約 (生産物) ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第4章 受託者賠償責任保険特約条項

この章に記載された特約条項は、修正特約 (受託者) に適用されます。

受託者賠償責任保険追加特約条項

第1条 (保険金を支払う場合)

この保険契約において、修正特約 (受託者) 第1条 (保険金を支払う場合) (1) に規定する「受託物」とは、第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条 (対象とする仕事) に規定する「仕事」に従事する被保険者が使用または管理する他人の財物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに修正特約（受託者）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、自動車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐取による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約（受託者）ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

7. 法科大学院生教育研究賠償責任保険特約条項

（施設所有（管理）者特別約款修正特約条項、生産物特別約款修正特約条項、

受託者特別約款修正特約条項、保険料に関する規定の変更特約条項、汚染危険不担保特約条項用）

第1章 共通条項

この章に記載された特約条項は、施設所有（管理）者特別約款修正特約条項（以下「修正特約（施設）」といいます。）、生産物特別約款修正特約条項（以下「修正特約（生産物）」といいます。）、受託者特別約款修正特約条項（以下「修正特約（受託者）」といいます。）、保険料に関する規定の変更特約条項および汚染危険不担保特約条項に適用されます。

法科大学院生教育研究賠償責任保険共通特約条項**第1条（用語の定義）**

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
法科大学院等	法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（平成14年法律第139号）に定める法科大学院およびこれを運営する国立大学法人、公立大学法人ならびに学校法人であって、財団法人日本国際教育支援協会の賛助会員であるものをいいます。
学生	法科大学院等に在籍する学生、留学生、聴講生、研究生および科目等履修生等をいいます。
正課	被保険者が在籍する法科大学院等が行う講義、実験、実習、演習または実技に係る授業（単位互換により他の法科大学院等が行うものを含みます。以下「授業」といいます。）をいい、次の活動を含みます。 ア. 指導教員の指示に基づいて行う卒業論文研究または学位論文研究。ただし、もっぱら被保険者の私生活に係る場所において行うものを除きます。 イ. 指導教員の指示に基づいて行う授業の準備もしくは後始末または法科大学院等の授業を行う場所、図書館、資料室もしくは語学学習施設等において行う研究活動
学校行事	法科大学院等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式等、法科大学院等が教育活動の一環として行う各種行事をいいます。
課外活動	法科大学院等の規則にのっとりした所定の手続により、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。ただし、法科大学院等が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。
インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。
ボランティア活動	各人の自由な意志によって、個人が有する能力、労力または財産をもって社会に貢献する活動をいいます。
臨床法学実習	現実の法律事案を教材とする授業をいい、クリニック、エクスターンシップ、公的機関等における法学実習および法学実習的要素を有する授業（現実事案や未公開裁判例等を用いた授業をいいます。）を含みます。
クラブ活動	法科大学院等の規則にのっとりした所定の手続により承認を受けた学内学生団体が行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、課外活動ならびに法科大学院等が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。
社会人入試	一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

第2条（被保険者および他の被保険者との関係）

(1) この保険契約において、被保険者とは、法科大学院等に在籍する学生であって、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」といいます。）に加入した者のうちこの保険契約に加入申込みをした者をいいます。

(2) この保険契約の規定は、各被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。

第3条（保険責任の始期および終期）

(1) 法科大学院等が次の事項をすべて履行した場合は、この保険契約の保険期間は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時から末日の午後12時までとします。

①すべての学生を学研災およびこの保険契約に加入させること（以下「全員加入」といいます。）を保険期間の初日以前に教授会等の決議により機関決定すること。

- ②全員加入の保険料相当額を法科大学院等が負担すること。
- (2) 前年度の保険契約から継続して加入する場合で、法科大学院等が前年度の保険契約において (1) ①および②を履行したときの保険期間は、(1) の規定に準じます。
- (3) (1) の規定にかかわらず、保険期間の途中でこの保険契約に加入する者（以下「中途加入者」といいます。）に係る保険期間は、中途加入者が法科大学院等に対して加入申込みおよび保険料相当額の払込みを行った日の翌日の午前0時から保険期間の末日の午後12時までとします。

第4条（支払限度額等および保険料）

この保険契約の被保険者1名かつ1年あたりの支払限度額および免責金額ならびに被保険者1名あたりの保険料は、下表記載のとおりとします。

1名かつ1年あたり 支払限度額		1事故 1億円（対人・対物賠償共通） （免責金額0円）
被保険者1名 あたり保険料	1年間	1,640円
	2年間	3,280円
	3年間	4,920円

第5条（加入者の通知）

- (1) 保険契約者は、各法科大学院等の入学日におけるこの保険契約への加入者を集計表に取りまとめ、保険契約締結の翌々月の末日までにその加入申込書を添付して当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者は、前々月分の中途加入者を集計表に取りまとめ、毎月末日（以下「通知日」といいます。）までにその加入申込書を添付して当会社に通知しなければなりません。
- (3) (1) または (2) に規定する加入申込書の提出に遅滞または脱漏があった場合は、当社は遅滞または脱漏があった加入者または中途加入者の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者が次のすべての事項を履行し、当社がこれを承認した場合を除きます。
- ①遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらないことを証明すること。
- ②遅滞または脱漏があった加入者または中途加入者について、訂正後の集計表および加入申込書を添付してただちに当会社に通知すること。
- ③②の加入者または中途加入者に係る保険料をただちに当会社に支払うこと。

第6条（保険料の払込み）

- (1) 保険料に関する規定の変更特約条項第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4) の規定にかかわらず、保険契約者は、前条 (2) の通知日の属する月の翌月末日までに第4条（支払限度額等および保険料）の規定に基づいて算出された保険料を当会社に払い込むものとします。
- (2) 保険契約者が (1) に規定する払込期日までに保険料を払い込まない場合は、当社は、保険料領収前に発生した損害（その中途加入者に係る部分に限ります。）に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社は、保険契約者に対する書面による通知を行うことにより、この保険契約（その中途加入者に係る部分に限ります。）を解除することができます。この解除の効力は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第19条の規定にかかわらず、その中途加入者の保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第7条（変更事項の取扱い）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、法科大学院等の証明書を添えて遅滞なく当会社に通知するものとします。
- ①被保険者が学部・学科等を変更する場合
- ②被保険者が退学する場合
- (2) 保険契約者は、被保険者が保険期間中に通算して1年以上休学（留学を含みます。以下同様とします。）した場合には、法科大学院等の証明書を添えて休学期間終了後すみやかに当会社に通知するものとします。

第8条（保険料の返還等）

- (1) 当社は、普通保険約款第23条（保険料の返還－解除の場合）(2) の規定にかかわらず、前条 (1) ②の通知があった場合は、次の算式により算出した額を保険契約者に返還します。ただし、退学した日の属する既経過年度の期間は、1年単位とします（1年未満の端数は切り上げます。）。

$$\boxed{\text{既取保険料}} - \boxed{\text{既経過年度の期間に対応する適用保険料}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

- (2) 当社は、普通保険約款第23条 (2) の規定にかかわらず、前条 (2) の通知があった場合は、保険期間終了時に次の算式により算出した額を保険契約者に返還します。ただし、通算休学期間は、1年単位とします（1年未満の端数は切り上げます。）。

$$\boxed{\text{既取保険料}} - \boxed{\text{保険期間から通算休学期間を差し引いた期間に対応する適用保険料}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

第9条（帳簿等の閲覧）

当社は、この保険契約に関して必要と認めた場合は、保険契約者の加入者名簿、帳簿その他の関係書類を随時閲覧することができるものとします。

第10条（保険金の請求書類）

被保険者は、保険金を請求する場合は、普通保険約款第25条（保険金の請求）(3) に規定する書類のほか、次の書類を当会社に提出するものとします。

- ①保険金を請求する者がこの保険契約の被保険者であることの法科大学院等の証明
- ②事故が発生した日時および場所についての法科大学院等の証明
- ③事故の原因となった行為が正課、学校行事または課外活動に該当することについての法科大学院等の証明
- ④事故の原因となった行為が、第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条（対象とする仕事）(2) または (3) に規定するものである場合は、付帯賠償通学中事故証明書または付帯賠償施設間移動中事故証明書

第11条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款、修正特約（施設）、修正特約（生産物）および修正特約（受託者）ならびにこの特約条項に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

汚染危険不担保特約条項

この保険契約においては、汚染危険不担保特約条項の規定にかかわらず、次の規定を適用します。

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出（以下「排出等」といいます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のすべての条件に該当する場合を除きます。
 - ① 排出等が不測であること。
 - ② 排出等の原因となる事故（以下「事故」といいます。）が突発的に発生したこと。
 - ③ 排出等が急激であること。
 - ④ 事故が発生してから7日以内に被保険者が排出等を見出し、かつ21日以内に普通保険約款第12条（事故の発生）(1) ①に規定する事項を当会社に通知すること。
- (2) (1)の「汚染物質」とは、生物（人体を含みます。）に有害な物質、または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。なおこれらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第2条（汚染浄化費用の取扱い）

- (1) 当会社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条(1)ただし書の場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
- (2) (1)の「汚染浄化費用」とは、その名称が何であるかにかかわらず、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中等等に要するすべての費用をいいます。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款、修正特約（施設）、修正特約（生産物）および修正特約（受託者）ならびにこの特約条項に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第2章 施設賠償責任保険特約条項

この章に記載された特約条項は、修正特約（施設）に適用されます。

施設賠償責任保険追加特約条項**第1条（対象とする仕事）**

- (1) この保険契約において、修正特約（施設）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）とは、日本国内外での法科大学院等の正課、学校行事および課外活動（臨床法学実習を含みます。）をいいます。
- (2) 被保険者が(1)に規定する活動への参加を目的としてその住居（社会人入試を経て大学に入学した学生に限り、その勤務先を含みます。）と活動場所となる施設の間（活動場所が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設と施設の間を含みます。以下同様とします。）を合理的な経路および方法（法科大学院等が禁止した方法を除きます。以下同様とします。）により移動中に行った行為は、「仕事」に含むものとします。ただし、被保険者が合理的な経路を逸脱しまたは移動を中断した時以降の行為を除きます。
- (3) (2)ただし書の場合において、逸脱または中断が次のいずれかに該当する行為によるものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、その行為は、「仕事」に含むものとします。
 - ① (1)の「仕事」に必要な物品の購入またはこれに準じる行為のための必要最小限の行為
 - ② 選挙権の行使、病院・診療所等における診察・治療またはこれらに準じる日常生活上の必要最小限の行為
- (4) 被保険者が法科大学院等の正課または学校行事にあわせてその日のクラブ活動に参加する場合は、(2)または(3)の規定にかかわらず、その住居と活動場所となる施設との間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は、「仕事」に含むものとします。ただし、被保険者が合理的な経路を逸脱しまたは移動を中断した時以降の行為およびクラブ活動中の行為を除きます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約（施設）ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

人格権侵害担保特約条項**第1条（保険金を支払う場合）**

- (1) 当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、日本国内または国外における臨床法学実習に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の不当行為が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内または国外において行われた場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに修正特約（施設）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
 - ②事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
 - ③被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
 - ④広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
 - ⑤第三者（依頼人を含みます。）の経済的信用の侵害
- (2) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①法科大学院等の理事または使用人に対する賠償責任。ただし、これらの者が被保険者に代わり損害賠償を行った場合において、被保険者に対しその負担部分を求償するときはこの規定を適用しません。
 - ②臨床法学実習の目的で被保険者を受け入れていた事業者等（法人の場合は、その理事、取締役、またはその法人の業務を執行する機関をいいます。）またはその使用人に対する賠償責任。ただし、これらの者が被保険者に代わり損害賠償を行った場合において、被保険者に対しその負担部分を求償するときはこの規定を適用しません。

第4条（責任の限度）

第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について当社が支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)の規定にかかわらず、損害賠償請求者1名につき1,000万円を限度とし、保険証券に記載された保険期間中の支払限度額を限度とします。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約（施設）ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第3章 生産物賠償責任保険特約条項

この章に記載された特約条項は、修正特約（生産物）に適用されます。

生産物賠償責任保険追加特約条項

第1条（対象とする生産物および仕事）

この保険契約において、修正特約（生産物）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）および保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）とは、それぞれ次のものをいいます。

- ①生産物
飲食物および正課、学校行事または課外活動の成果物
- ②仕事

第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条（対象とする仕事）に規定する仕事

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約（生産物）ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

国外事故担保特約条項

第1条（読替規定）

当社は、修正特約（生産物）第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定を次のとおり読み替えます。

「(2) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。」

第2条（免責規定の適用除外）

当社は、日本国外において発生した事故については、修正特約（生産物）第3条（保険金を支払わない場合）(4)の規定を適用しません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約（生産物）ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第4章 受託者賠償責任保険特約条項

この章に記載された特約条項は、修正特約（受託者）に適用されます。

受託者賠償責任保険追加特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、修正特約（受託者）第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する「受託物」とは、第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条（対象とする仕事）に規定する「仕事」に従事する被保

險者が使用または管理する他人の財物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに修正特約（受託者）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐取による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および修正特約（受託者）ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

